

令和7年第245回滑川町議会定例会

〔予算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和7年3月10日(月)

午前 9時00分 開会

午後 3時31分 延会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

(1) 委員長互選

(2) 副委員長互選

(3) 議案第23号 令和7年度滑川町一般会計予算の議定について

出席委員(13名)

1番	松	本	幾	雄	委員	2番	上	野	葉	月	委員
3番	瀬	上	邦	久	委員	5番	阿	部	弘	明	委員
6番	西	宮	俊	明	委員	7番	北	堀	一	廣	委員
8番	小	澤		実	委員	9番	赤	沼	正	副	委員
10番	原			徹	委員	11番	谷	嶋		稔	委員
12番	中	西	文	寿	委員	13番	内	田	敏	雄	委員
14番	井	上		章	委員						

欠席委員(なし)

出席者

滑川町議会議長 吉 野 正 浩

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岩	附	利	昭
書	記	宮	島	美 咲
録	音	松	本	由 起 夫

説明のため出席した人

町 長	大 塚	信 一	
副 町 長	小 柳	博 司	
総務政策課 長	篠 崎	仁 志	
税 務 課 長	島 田	昌 徳	
会計管理者 兼 会計課 長	高 坂	克 美	
町民保険課 長	會 澤	孝 之	
福祉課 長	稲 村	茂 之	
高齢介護課 長	篠 崎	美 幸	
健康づくり課 長	武 井	宏 見	
環境課 長	関 口	正 幸	
産業振興課 長 兼 農業委員会事務局 長	服 部	進 也	
建設課 長	福 島	吉 朗	
教育委員会事務局 長	澄 川		淳
議会事務局 長	岩 附	利 昭	
総務政策課副課長 兼 主席主幹・総務担当	大 林	具 視	
総務政策課 副課長 兼 主席主幹・ 人権・自治振興担当	奥 野		忠
総務政策課副主幹・ 企画調整担当	久 保 島		賢
総務政策課主査・ 総務担当 兼 デジタル推進担当	武 内	章 泰	
総務政策課主任・ 財政担当	清 水	敬 史	
総務政策課主任・ 秘書広報担当	内 田	裕 太	
総務政策課主任・ 総務担当	中 村	明 日 美	
会計課主査・ 会計用度担当	平 岩	春 菜	
税務課 副課長 兼 主席主幹・ 資産税担当	大 熊	緩 子	
税務課主査・ 管理担当	厚 目	竣 佑	
町民保険課主査・ 町民担当	長 野	美 由 紀	

町民保険課主事・ 町民担当	恩	曾	良	平
産業振興課 副課長兼主席主幹・ 農林商工担当	吉	野	和	弘
産業振興課主任・ 農林商工担当	中	郡		瞳
産業振興課主任・ 土地改良担当	小	澤	大	祐
農業委員会事務局 次長兼主席主幹・ 農地担当	権	田	尚	司
建設課副課長兼 主席主幹・管理担当	松	葉	良	次
建設課主幹・ 道路整備担当	江	森		徹
建設課主査・ 都市計画担当	福	田	典	生
建設課主任・ 開発指導担当	内	田	浩	輔
議会事務局主任・ 庶務担当	宮	島	美	咲
福祉課 副課長兼主席主幹・ こども福祉担当	西	浦	俊	行
福祉課主幹・ 社会福祉担当	金	井	淳	子
福祉課主幹・ こども福祉担当	早	川	裕美	子
福祉課主査・ こども福祉担当	富	永	茉	莉
福祉課主事・ 社会福祉担当	森	下	裕	希
町民保険課主任・ 年金国保担当	強	瀬	利	賀
高齢介護課主査・ 高齢者福祉担当	武	内		睦
健康づくり課主任・ 健康づくり担当	齋	藤	仁	美
健康づくり課主任・ 保健予防担当	厚	目	未奈	子
健康づくり課主事・ 保健予防担当	成	田	琴	音
環境課主任・ 生活環境担当	若	林	香	織

環境課主任・ 生活環境担当	高	橋	健	悟
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 教育総務担当	齋	藤	訓	行
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 生涯学習担当	堀	口	章	子
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	上		武	史
教育委員会事務局 指導主事・ 学校教育担当	笠	原	祐	介
教育委員会事務局 主査・図書館担当	田	宮		圭

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。

議員各位には大変ご多用のところ、予算審査特別委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

なお、本日、上野教育長におきましては、欠席届が提出されておりますので申し添えます。

本定例会の初日に、議案第23号 令和7年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第28号 令和7年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの6議案について、議長を除く13名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査することに決定しました。滑川町議会としては、20回目の節目となる予算審査特別委員会の設置であり、今回も昨年度に続いて議場を使用して開催しますので、十分なる審査をお願いいたします。

ただいま、当委員会には正副委員長がおりません。委員会条例第9条に「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員長の互選を行わせる」とあります。そして、「互選に関する職務は、年長の委員が行う」とあります。

ただいま出席している委員の中で、年長委員は松本幾雄委員であります。松本幾雄委員に臨時委員長をお願いします。臨時委員長席にお着き願います。

〔臨時委員長 松本幾雄委員委員長席に着席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（松本幾雄委員） おはようございます。松本幾雄です。年長をもちまして、暫時、臨時委員長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席委員は13名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会します。

（午前 9時00分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（松本幾雄委員） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選は、指名推選の方法にて行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（松本幾雄委員） 異議なしと認め、委員長の互選は指名推選といたします。

ご指名をお願いします。

小澤委員。

○8番（小澤 実委員） 原徹委員を指名します。

○臨時委員長（松本幾雄委員） ただいま、原徹委員を委員長にとご指名がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（松本幾雄委員） 異議なしと認めます。

よって、原徹委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長が決まりましたので、臨時委員長の職を解かせていただきます。

原徹委員長、委員長席にお着きください。

ご協力ありがとうございました。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

○委員長（原 徹委員） おはようございます。

ただいま委員各位からご推挙を賜り、委員長という重責を担うことになりました原徹でございます。令和7年度の当初予算の審査に当たり、皆様の絶大なるご支援、ご協力をいただき、特別委員会の運営が円滑にできますように、微力ではございますが、委員長を務めさせていただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（原 徹委員） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選は指名推薦とし、委員長より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 異議なしと認め、副委員長に西宮俊明委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 異議なしと認めます。

よって、西宮俊明委員が副委員長に当選されました。

西宮俊明副委員長は、副委員長席にお着き願います。

ここで、西宮俊明副委員長にご挨拶をお願いいたします。

○副委員長（西宮俊明委員） おはようございます。

ただいま原徹委員長よりご指名を賜り、副委員長に当選した西宮俊明でございます。微力ではございますが、原徹委員長を補佐し、令和7年度の当初予算の審査に当たり、特別委員会の運営が円滑にできますよう務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原 徹委員） ありがとうございました。

◎会議録署名委員の指名

○委員長（原 徹委員） 次に、会議録署名委員の指名でございますが、委員長において指名いたします。

12番 中 西 文 寿 委員

13番 内 田 敏 雄 委員

14番 井 上 章 委員

以上、3名の方をお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（原 徹委員） 予算審査特別委員会に付託された案件は、本定例会において付託された議案第23号 令和7年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第28号 令和7年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの各会計予算6議案の審査であります。

当委員会における審査日程は、2日間とします。

審議は、議案第23号 令和7年度滑川町一般会計予算の総務経済建設常任委員会の所管事項の審査から始め、文教厚生常任委員会の所管事項と続き、令和7年度の各特別会計予算並びに各事業会計予算の審査を行います。

質問者は質問を質問席で行い、答弁者は答弁を自席でお願いします。質問者、答弁者は、委員長権限で着座のまま質問、答弁を行って結構です。質疑は一問一答方式、時間は40分間とします。回数制限は設けませんが、一般会計の総務経済建設常任委員会の所管事項で1回、文教厚生常任委員会の所管事項で1回、特別会計・事業会計でそれぞれ1回ずつということになります。なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合には、質問する前に自ら指名をお願いします。

審査事件については、令和7年度各会計歳入歳出予算となっていますので、予算書についての質疑の前に、予算書のページ番号を伝えてから質疑に入ってください。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） では、そのように進めさせていただきます。

議案第23号 令和7年度滑川町一般会計予算の議定についての審査を行います。

最初に、総務経済建設常任委員会の所管事項の審査を行います。

各担当課長、局長から自席にて歳入歳出予算の所管事項の説明を求めます。

初めに、篠崎総務政策課長、お願いいたします。

○総務政策課長（篠崎仁志） おはようございます。総務政策課長の篠崎でございます。

それでは、総務政策課の所管する令和7年度予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算についてご説明申し上げます。令和7年度一般会計予算の14ページをお開きください。款2地方譲与税から17ページの款12交通安全対策特別交付金までにつきましては、主に国の地方財政対策等の資料や令和6年度決算見込額に基づき予算額を計上させていただいております。

なお、16ページ下段の款11地方交付税でございますが、普通交付税につきましては8億5,500万円、特別交付税については6,000万円を見込んでおります。

次に、17ページになりますが、款13分担金及び負担金、項2負担金ですが、目1総務費負担金において、庁舎維持管理負担金として、上下水道及び下水道事業会計からの庁舎管理に係る負担金を500万円見込むものでございます。

次に、18ページを御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料のうち目1総務使用料でございますが、節1財産管理使用料といたしまして1,463万5,000円を計上しております。主に行政財産使用に係る土地使用料収入でございます。

次に、26ページを御覧ください。款17財産収入でございますが、項1財産運用収入、目1財産貸付収入として、普通財産の貸付けに係る土地使用料収入として土地貸付収入1,402万6,000円を見込んでおります。

次に、款18寄附金でございますが、ふるさと納税に係る寄附金といたしまして、まちづくり応援寄附金に2,000万円を計上しております。

次に、27ページを御覧ください。款19繰入金、項2基金繰入金でございますが、財源不足に係る補填として財政調整基金繰入金を3億1,700万円計上したほか、令和7年度における臨時財政対策債の公債費負担の軽減を目的として、目2減債基金繰入金に2,547万1,000円、ふるさと納税に係る基金として目10まちづくり応援基金繰入金に1,000万円を見込んでおります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。初めに、33ページをお開きください。中段の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。本年度予算額2億4,358万3,000円、前年度比952万3,000円減額の予算でございます。

それでは、主な内容についてご説明申し上げます。節1の報酬につきましては、固定資産評価審査委員会委員報酬及び表彰審査委員会委員報酬の予算をそれぞれ計上させていただいたほか、会計年度任用職員の給料相当分といたしまして、報酬を740万3,000円計上しました。節7報償費ですが、法律相談料、産業医報償、困りごと相談委員報償等が主なものとなっており、合計419万8,000円の計上でございます。

次に、35ページを御覧ください。節12委託料に行政バス運行業務委託料として200万円を計上させていただいたほか、例規支援総合システム業務委託料として371万2,000円等を計上しております。

節18負担金、補助及び交付金ですが、合計5,549万3,000円を計上し、主なものとして退職手当組合負担金、職員衛生委員会補助金、その他各種団体への負担金等でございます。

次に、36ページを御覧ください。続きまして、目2文書広報費でございます。本年度予算額1,384万7,000円、前年度比140万1,000円減額の予算でございます。主な内容でございますが、中段の節10需用費のうち印刷製本費ですが、「広報なめがわ」の印刷代として829万7,000円を計上させていただいております。

次に、37ページ下段になりますが、目5財産管理費でございます。本年度予算額6,436万7,000円、前年度比1,371万4,000円増額の予算でございます。例年計上させていただいている予算といたしまして、節10需用費に役場庁舎の電気代等として、光熱水費に740万3,000円、節11役務費に庁舎内の電話料として通信運搬費に232万1,000円のほか、節12委託料については、役場庁舎の施設維持管理等に関する委託料を中心に、警備委託料625万9,000円や庁舎清掃委託料534万2,000円等を計上しております。

次に、38ページを御覧ください。節13使用料及び賃借料ですが、合計1,370万4,000円を計上し、主なものとしては公用車リース料1,105万3,000円でございます。また新規事業といたしまして、節14工事請負費に役場庁舎高圧受変電設備工事1,166万円を計上いたしました。こちらは、役場庁舎の受変電設備に低濃度のP C Bが混入している変圧器があり、こちらのP C Bの処分及び変圧器の交換工事を実施するための予算でございます。

次に、同じページ下段の目6企画費でございます。本年度予算額2億7,370万円、前年度比1億3,133万6,000円増額の予算でございます。主な内容でございますが、報酬にまち・ひと・しごと推進審議会委員報酬やコミュニティセンター建設委員会委員報酬等を計上したほか、39ページに移りますが、節12委託料に合計1億2,962万3,000円を計上しております。主なものといたしまして、総合振興計画推進業務委託料110万円、総合行政ネットワーク保守委託料968万円、情報系ネットワークシステム等保守委託料435万5,000円等でございます。

また、令和6年度及び令和7年度の2か年の継続費を設定し業務を開始した予算として、第6次滑川町総合振興計画・前期基本計画策定業務委託料946万円を計上しております。令和8年度から開始される第6次滑川町総合振興計画・前期基本計画の策定に当たっての委託料でございます。各年の年割額については、令和6年度が682万円、令和7年度が946万円であり、合計1,628万円の事業費予算となっております。

次に、40ページを御覧ください。上段の電算機保守等委託料9,410万6,000円は新規計上となりますが、主なものとして地方公共団体情報システムの標準化に伴う標準準拠システム移行業務委託料に約7,630万円を見込み、こちらは全額国の補助金であるデジタル基盤改革支援補助金を活用して実施する予定でございます。

また、国の交付金であり補助率が2分の1の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、住

民サービスの利便性の向上を図る行政のデジタル推進の事業費として約870万円等を見込んでおります。具体的には、LINEのアプリを活用した公共施設の予約や水道の開閉栓等の受付を行えるための環境構築費のほか、役場庁舎内にデジタルサイネージを設置することで、町からのお知らせや町の観光情報等を来庁者へ迅速に情報発信ができるようにするための事業費となっております。

次に、その下ですが、公共施設等総合管理計画等改定業務委託料に737万円を計上しております。こちらは新たに継続費を設定させていただき、令和7年度及び令和8年度の2か年で事業を実施させていただきたいと考えておりまして、各年度の年割額については、令和7年度が737万円、令和8年度が583万円、合計1,320万円となっております。事業内容については、平成28年度に策定した滑川町公共施設等総合管理計画及び令和2年度に策定した滑川町公共施設個別施設計画の改定業務となっております。

次に、その下ですが、ふるさと納税事務委託料296万4,000円でございますが、こちらはふるさと納税業務に係る事務委託料となっております。

次に、節13使用料及び賃借料についてですが、電算機関連の使用料及び借上料として、合計8,472万8,000円の予算額でございます。主なものとして、総合行政システムIDC使用料として1,418万4,000円、電算機借上料として4,386万8,000円、情報系ネットワークシステム機器等借上料として1,822万5,000円等を計上しております。

次に、節18負担金、補助及び交付金でございますが、合計2,008万8,000円の予算額でございます。主な内容につきましては、比企広域市町村圏組合管理費等負担金として811万8,000円、埼玉県町村会の情報システム共同化推進協議会負担金として136万8,000円。41ページになりますが、中間サーバー・プラットフォーム利用負担金として723万円等の予算を計上させていただきました。

次に、目8公平委員会費でございますが、今年度予算額1万6,000円、前年度比2万2,000円の減額でございますが、こちらについては比企広域公平委員会の負担金でございます。

次に、目9人権政策費でございます。本年度予算額638万2,000円、前年度比561万6,000円増額の予算でございます。主なものとして、人権政策に係る事務費、職員研修参加負担金、比企郡市人権政策協議会等の負担金等の計上でございます。新規事業としては42ページになりますが、節12委託料に人権施策基本方針策定業務委託料530万円を計上し、人権施策基本方針の策定に係る委託料でございます。

次に、目10コミュニティセンター費でございますが、本年度予算額9,979万9,000円、前年度比4,305万2,000円増額の予算でございます。節12委託料としてコミュニティセンターの指定管理運営に係る委託料として、コミュニティセンター運営管理委託料2,246万9,000円でございます。

また、今後予定されているコミュニティセンターの建設に当たり、その関連の事業としてコミュニティセンター施設整備実施設計業務委託料に7,733万円を計上しております。令和6年度に実施したコミュニティセンターに係る基本設計業務に基づき、建設工事に係る実施設計業務でございま

す。本事業に係る財源でございますが、地方債としてコミュニティセンター整備事業債5,790万円を見込んでおります。

次に、目15諸費でございますが、本年度予算額2,984万2,000円、前年度比50万7,000円増額の予算でございます。主な予算でございますが、節7報償費の交通指導員報償として463万5,000円、区長等報償として1,494万円の予算を計上しました。

また、43ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金のうち自治振興団体活動費（各区活動費）補助金として366万2,000円、交通安全対策協議会補助金として170万円の予算を計上しております。

少し飛びまして、47ページの下段を御覧ください。款2総務費、項4選挙費でございます。初めに、目1選挙運営委員会費でございますが、本年度予算額1,031万円、前年度比63万5,000円の予算でございます。主に、選挙管理委員会の運営に係る予算を計上させていただいております。

次に、48ページを御覧ください。目5参議院議員選挙費でございますが、本年度予算額1,430万3,000円を計上しておりまして、令和7年度に予定されている参議院議員選挙に係る事務経費として、節7報償費に301万3,000円、49ページになりますが、節12委託料に263万8,000円、節17備品購入費に308万6,000円等をそれぞれ計上しております。財源でございますが、こちらは国政選挙でございますので、備品購入費の一部については一般財源の負担となりますが、その他の経費については参議院選挙委託金の歳入を見込んでおります。

次に、款2総務費、項5統計調査費、目2指定統計調査費でございます。本年度予算額950万8,000円、前年度比671万5,000円の増額でございます。令和7年度は5年に1度実施される国勢調査の実施年度のため、節1報酬として国勢調査調査員等報酬722万6,000円や、50ページになりますが、節12委託料の国勢調査調査委託料40万円等の予算をそれぞれ計上させていただきました。統計調査費につきましても、全額県支出金が見込まれ、国勢調査事務交付金等をはじめとした交付金を歳入予算として計上しております。

大きく飛びまして、84ページを御覧ください。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費でございますが、本年度予算額3億5,329万6,000円、前年度比2,198万6,000円増額の予算でございます。こちらについては、比企広域消防組合常備消防費負担金でございます。

次に、目2非常備消防費でございます。本年度予算額1,679万4,000円、前年度比587万9,000円減額の予算を計上しました。これは、消防団の運営に要する予算でございますが、主なものとして節18負担金、補助及び交付金の比企広域消防組合非常備消防費負担金として1,665万6,000円でございます。

次に、目3消防施設費でございます。本年度予算額2,611万6,000円、前年度比1,356万1,000円増額の予算でございます。主な内容は、節18負担金、補助及び交付金として消火栓設置工事負担金に2,401万6,000円のほか、新規事業として比企広域消防が主体となって実施するための負担金経費と

して、水利解析検証事業負担金に154万9,000円を計上しております。こちらは町内の消火栓に係る水道配管の水圧調査を実施するための事業費の負担金でございます。

次に、目4防災費でございます。本年度予算額3億6,179万4,000円、前年度比3億4,984万3,000円増額の予算を計上しました。主な新規事業を中心にご説明させていただきます。

85ページを御覧ください。節12委託料のうち地域防災計画等策定委託料1,374万1,000円の計上でございますが、こちらは地域防災計画等の見直しを実施したいため、その策定業務委託料を計上するものでございます。

次に、節14工事請負費のうち指定避難所等工事2億9,920万円でございますが、こちらについては令和6年度に実施設計業務に着手した指定避難所等に指定されている町内の小中学校のうち、福田小、月の輪小、滑川中体育館の空調設置に係る工事費でございます。また、本工事と併せて工事の施工監理業務として、節12委託料に指定避難所等設置工事監理業務委託料880万円も計上しております。なお、財源でございますが、地方債として工事費及び委託料について、緊急防災減災事業債を3億800万円見込んでおります。

次に、その下、防災気象情報システム工事1,164万1,000円でございますが、こちらは役場庁舎における気象情報システムについて、導入から30年以上が経過していることから新たなシステムを導入したため、そのシステム入替え等に係る経費となっております。こちらは事業費の2分の1について、国の交付金である新しい地方経済・生活環境創生交付金582万円を見込んでおります。

次に、節18負担金、補助及び交付金でございますが、県防災行政無線施設再整備事業負担金に1,160万円を計上し、こちらは令和6年度に埼玉県が実施した防災行政無線の施設再整備に係る滑川町の負担金を支払うものでございます。財源については、地方債として事業費と同額の緊急防災減災事業債1,160万円を見込んでおります。

大きく飛びまして、111ページを御覧ください。款12公債費、項1公債費でございますが、令和7年度償還額は、目1元金で5億1,871万円、目2利子で2,048万3,000円、合計5億3,919万3,000円、前年度比1,084万4,000円減額の予算でございます。

次に、112ページを御覧ください。款13諸支出金でございます。目1財政調整基金費から目12森林環境基金費までの6項目の各基金への積立金額の予算をそれぞれ計上しております。このうち利子分以外の積立てについては、目8まちづくり応援基金費に2,000万円、目12森林環境基金費に440万円の予算を計上しております。

最後に、款14予備費でございますが、1,471万8,000円の予算を計上しました。

以上で、総務政策課が所管する令和7年度の一般会計予算の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原 徹委員） 次に、高坂会計課長、お願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） おはようございます。会計課長の高坂でございます。会計課

所管の主な予算について、着座にて説明させていただきます。

最初に、歳入について説明いたします。予算書の29ページをお開きください。款21諸収入、項6雑入、目1雑入を御覧ください。29ページの下段、節15雑入に雑入（会計課）とありますが、こちらは上下水道課の消耗品費負担分として30万円を計上いたしました。

次に、歳出について説明いたします。予算書の37ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費を御覧ください。令和7年度の歳出総額は4,488万4,000円で、前年度より530万2,000円の増額となっております。

それでは、歳出予算の具体的な内容についてご説明いたします。

最初に、37ページの中段、節10需用費についてご説明します。消耗品費350万円は、庁舎内で使用する紙や封筒、筆記具など、各課共通で使用する事務用品の調達に係るもので、経費節減のため、現在、会計課で一元管理しております。印刷製本費35万6,000円は、決算書やその他の帳票の印刷の経費でございます。

続いて、節11役務費です。クラウド口座振替取りまとめサービス利用料の144万2,000円は、各金融機関と通信によって口座振替を行うための経費でございます。前年度より29万円の増額となっております。これは月額料金の値上げのためです。

続いて、手数料275万6,000円ですが、このうち55万円が町の指定金融機関である埼玉りそな銀行が役場1階に設置している派出所の経費です。

次に、23万3,000円がデータ伝送による支払い手続などの手数料で、前年並みでございます。残る197万3,000円は、指定金融機関の口座振込手数料でございます。前年度より7万3,000円の減額となっております。

会計課については、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、島田税務課長、お願いいたします。

○税務課長（島田昌徳） おはようございます。税務課長の島田です。税務課の所管する予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

令和7年度滑川町一般会計予算の11ページをお開き願います。歳入、款1町税でございますが、本年度予算額は32億8,268万3,000円で、前年度比1億4,072万1,000円の増額でございます。歳入全体の37.4%を占めております。

それでは、町税の内訳について説明いたします。13ページをお開き願います。款1町税、項1町民税、目1個人、本年度予算額11億2,960万円で、前年度比4,036万8,000円の増額でございます。納税義務者数の増加により、増額させていただきました。

続きまして、目2法人、本年度予算額2億9,990万円で、前年度比5,897万9,000円の増額でございます。均等割につきまして、資本金10億円を超える法人数に変動があり、令和6年度と比較して約90%の歳入予算といたしました。法人税割につきましては、令和6年度歳入状況からの推計で、

前年度比約137%の歳入予算といたしました。

続きまして、項2固定資産税、目1固定資産税、本年度予算額16億2,090万円で、前年度比4,890万円の増額でございます。土地家屋につきましては、十三塚地域の開発による宅地化と家屋数の増加により増額させていただきました。償却資産につきましては、令和6年度歳入状況からの推計で、前年度比110%の歳入予算といたしました。

続きまして、目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度予算額198万3,000円で4,000円の増額でございます。国有資産等所在市町村交付金については、3年に1度の見直しの年度に当たり、令和7年から令和9年は同額となります。

続きまして、項3軽自動車税、目1種別割、本年度予算額6,170万円で、前年度比179万3,000円の増額でございます。登録台数の増加により、増額させていただきました。

続きまして、14ページをお開き願います。項3軽自動車税、目2環境性能割、本年度予算額360万円でございます。前年度比60万円の増額でございます。令和7年2月分から令和8年1月分の12か月分を見込み、登録台数が増加傾向にあることから増額といたしました。

続きまして、項4町たばこ税、目1町たばこ税、本年度予算額1億6,500万円で、前年度比192万3,000円の減額でございます。販売本数が若干落ち込み傾向にあり、減額といたしました。

続きまして、43ページをお開き願います。歳出でございます。下段の款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、本年度予算額1億1,750万1,000円で、前年度比1,778万円の増額でございます。主な内容ですが、44ページ中段の節12委託料のうち、土地鑑定評価委託料1,564万5,000円を計上いたしました。令和9年度評価替えに向けて評価替えの前年の標準宅地と路線の鑑定価格を基に、令和9年度価格を算定するためのものでございます。

続きまして、44ページ下段から、45ページ上段の節18負担金、補助及び交付金のうち、45ページの地方税共同機構負担金を133万円増額し257万5,000円を計上いたしました。これにつきましては、QRコードを利用した納付が増加していることから増額したものでございます。このほかの増額につきましては、ほぼ人件費によるものでございます。

続きまして、45ページ中段の目2賦課徴収金、本年度予算額3,106万4,000円で、前年度比287万4,000円の増額でございます。主な内容ですが、節10需用費の消耗品費は、納税通知書や封筒代等751万3,000円で、前年度比71万5,000円を増額しております。節11役務費のうち通信運搬費は、郵便料金の改定により551万3,000円で、前年度比115万9,000円増額しております。そのほかの増額につきましては、ほぼ人件費によるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、税務課の所管する予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、會澤町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（會澤孝之） おはようございます。町民保険課長の會澤でございます。町民保険課

所管の戸籍及び住民基本台帳関連予算について、ご説明させていただきます。お許しをいただいておりますので、着座での説明とさせていただきます。

最初に、歳入の主な項目からご説明申し上げます。予算書の19ページをお開き願います。款14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料のうち節3戸籍住民基本台帳手数料として、本年度予算額502万4,000円を計上いたしました。こちらは住民票や印鑑証明、戸籍謄本などの証明書発行手数料と印鑑登録等の事務手数料となります。過年度実績を勘案して計上しております。

続いて、20ページをお願いいたします。ページ下段、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、節9戸籍住民基本台帳費国庫補助金として予算額961万1,000円を計上いたしました。マイナンバーカード交付事務費補助金になります。

続いて、22ページの上段になります。項3国庫委託金、目1総務費国庫委託金のうち、節3戸籍住民基本台帳費国庫委託金として、中長期在留者居住地届出等事務委託費交付金に本年度予算額32万円を計上いたしました。

続いて、同ページの下段、款16県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金のうち、節3戸籍住民基本台帳費県負担金に旅券事務交付金として予算額44万3,000円を計上いたしました。こちらはパスポート事務に関する交付金でございますが、こちらの交付金はパスポートセンター事務を委任する東松山市へ全額委託料として支出いたします。

次に、歳出についてご説明いたします。飛びまして予算書の46ページをお願いいたします。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費といたしまして、本年度予算額7,134万4,000円で前年度比617万1,000円の増額となります。主な内容についてですが、令和6年度で運用終了となった自動交付機関連の経費が減額となっておりますが、令和7年度中に実施を予定しております住基ネットサーバーの入替え及び戸籍と戸籍附票のシステム標準化に向けた経費が増額となっております。

節12委託料で前年比1,055万2,000円の増額、1,528万8,000円を計上させていただきました。

47ページの節13使用料及び賃借料については1,003万円を計上いたしました。戸籍事務のクラウド化に係るシステム及びネットワークの使用に関する費用及び戸籍総合システムとの連携システムに関するソフト使用料などの合算となっております。リプレース実施に伴う単価の変更及び自動交付機設置場所使用料の減額などあり、総額では167万3,000円の減額となっております。

その他、主な歳出といたしましては、コンビニ交付サービス関連の費用としてですが、利用者数が順調に増加しており、46ページの節11役務費中、コンビニ交付システム使用料を前年度比で17万6,000円の増として57万7,000円といたしました。こちらは、交付サービスを行うコンビニ業者等へ1件当たり117円を手数料として支払うものです。

節12委託料中、コンビニ交付システム委託料、こちらはハードウェア類の保守費用です。前年と同額を計上いたしました。

節18負担金、補助及び交付金中、コンビニ交付システム負担金、こちらは地方公共団体情報システム機構に支払う負担金となります。こちらも前年と同額を計上させていただきました。

以上、簡単ではございますが、戸籍住民基本台帳関連の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。着座にて説明させていただきます。

最初に、歳入から説明させていただきます。予算書の18ページをお開きください。18ページ下段の款14使用料及び手数料、項1使用料、目5農林水産業使用料ですが、大字福田地内のフジミ工研資材置場の賃借料といたしまして803万1,000円を計上しております。

続いて、24ページから25ページをお開きください。24ページ下段にある款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金ですが、本年度9,169万4,000円、7,394万5,000円の増となっております。内訳になります。節1農業委員会費県補助金といたしまして218万4,000円、前年度比9万4,000円の減となっております。補助金の内訳になりますが、農業委員会交付金117万円、農地利用最適化交付金101万4,000円。

続いて、25ページ、節2農業振興費県補助金といたしまして162万6,000円、前年度比1万9,000円の増となっております。内訳になりますが、経営所得安定対策推進事業費補助金42万6,000円、前年度比で1万9,000円の増額。そして、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付金120万円で前年同額となっております。

節3農地費県補助金8,788万4,000円、前年度比7,402万円の増額。内訳ですが、町内11地区を対象とした多面的機能支援事業補助金が昨年同額の1,386万4,000円、ため池農法保全防災対策等推進事業補助金としまして2,698万円、この補助金は令和6年度の補正で計上しております。農村地域防災減災事業等県補助金4,704万円、前年度比754万円の増。こちらにつきましては、昨年度まで国庫補助金として予算計上しておりましたが、予算科目の変更を行っております。実施内容は、今年度実施予定である水房地区のため池工事に係る設計委託費及び工事費となっております。

26ページをお開きください。上から2段目、項3県委託金、目3農林水産業費県委託金、アライグマ個体分析調査県委託金66万8,000円、前年度比17万1,000円の増となっております。

続いて、28ページをお開きください。上から2段目、款21諸収入、項4受託事業収入、目5農林水産業費受託事業収入、農業者年金受託委託金といたしまして10万1,000円、前年度比9,000円の減を予定しております。

30ページをお開きください。中段にある款22町債、項1町債、目4農林水産業債ですが、農村地域防災減災事業債といたしまして1,750万円を予定しております。

以上が歳入の項目となります。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。飛んで71ページをお開きください。71ページ上段の款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費16万2,000円、昨年同等の予算計上となっております。

71ページから72ページに続く款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費ですが、2,508万5,000円、前年度比8万8,000円の減額、ほぼ昨年同様な予算額となっております。

72ページ中段になりますが、目2農業総務費4,292万8,000円、前年度比397万円の増額です。経常経費増額によるものとなっております。

続きまして、72ページ下段から74ページに続く目3農業振興費ですが、1,579万8,000円、前年度比200万9,000円の減額となっております。主な要因は、昨年度行った伊古の里二ノ宮山展望塔点検業務委託が終了し、委託料の減額によるものです。

73ページ中段、節12委託料680万6,000円、前年度比175万1,000円の減額、二ノ宮山展望塔修繕工事に向けた点検業務委託が終了したことによる減額になります。

節18負担金、補助及び交付金462万円、前年度比42万3,000円の減額となっております。

続きまして、74ページから75ページに続く目5農地費1億3,525万8,000円、前年度比2,353万8,000円の減額となっております。

74ページの節12委託料におきまして、本年度に予定している水房地区のため池工事に関する委託費及び次年度以降に事業が実施されるため池の工事工法を検討し、工事費低減を図る目的とした業務委託を合計で4,400万円計上しております。

下段の節14工事請負費には、水房地区のため池工事費用として5,000万円を計上しております。

75ページ、節16の公有財産購入費には486万7,000円、両表土地改良事業により生み出された農村公園用地の取得費用を土地開発基金へ返済するものとなっております。

節18負担金、補助及び交付金3,090万2,000円、前年度比493万6,000円の増額計上となっております。

主なものを説明いたしますと、土地改良施設維持管理適正化事業負担金146万6,000円、308万8,000円の減、多目的機能支払交付金、昨年同額の1,848万6,000円、県営ため池等整備事業負担金1,056万8,000円、200万1,000円の減、県営事業で実施する土井城入沼滑川町ため池群1地区の事業費用及び事務経費の負担金となっております。

最後に、下段にある目7農業集落排水費は1億266万3,000円、前年度比663万3,000円の増額計上となっております。集落排水事業一般会計補助金といたしまして2,279万8,000円、農業集落排水事業繰出金といたしまして7,986万5,000円となっております。

続きまして、76ページを御覧ください。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費ですが、本年度2,125万円、前年度比62万8,000円の増額計上となっております。主な増額の要因ですが、経常経費の増額によるものです。

節18負担金、補助及び交付金、主なものといたしまして商工振興資金利子補給事業補助金、昨年同額の90万円、商工会補助金771万3,000円、43万8,000円の増、耐震住宅リフォーム補助金75万9,000円、10万9,000円の増。

続いて、下段の目3観光費ですが、332万4,000円、226万3,000円の減額計上となっております。町制施行40周年記念イベント関連事業費が終了したことによる減額が主な要因となっております。

節18負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、森林公園年間パスポート券購入補助金としまして昨年同額の69万9,000円、沼まつり協賛金10万円、滑川まつり事業補助金としまして124万円、こちらのほうは昨年40周年記念を行っておいりましたので150万円の減となっております。観光協会補助金125万円。

続きまして、76ページから77ページに続く目4の消費者行政推進費ですが、本年度125万3,000円、前年度比4,000円の減額となっております。東松山市で行っている1市4町の東松山市消費生活センター運営に関する負担金124万6,000円が主なものとなっております。

最後になりますが、飛んで110ページを御覧ください。款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費ですが、項目設定での予算計上となっております。

以上、雑駁ではございますが、農業委員会、産業振興課所管の予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、福島建設課長、お願いします。

○建設課長（福島吉朗） おはようございます。建設課長の福島です。建設課が所管する令和7年度一般会計予算を着座にてご説明いたします。

最初に、歳入からご説明申し上げます。予算書17ページ、款13分担金及び負担金、項2負担金、目3土木費負担金の予算額は1,700万円です。内容といたしましては、都地内の大堀排水路工事を令和6年度から実施しております。令和7年度工事につきましては、東松山市分の工事がありますので工事代金を負担していただくものです。

次に、18ページの上から2つ目を御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目2土木使用料の予算額は1,900万円で、主な内容は節1道路橋梁総務使用料1,567万3,000円で、町道、水路等の占用料、資材置場及び駐車場の使用料となります。

次の節2都市計画総務使用料332万7,000円は、駅前広場等の使用料となります。

21ページを御覧ください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金の予算額は1億3,470万円で、前年度比6,050万円の増額となっております。内訳は、節1道路新設改良費国庫補助金2,200万円は、新規で社会資本整備総合交付金事業、道路等工事として町道102号線の改良工事を予定しております。

節6道路維持費国庫補助金5,000万円は、防災・安全社会資本整備交付金事業、道路等工事として町道108号線と町道109号線の舗装、補修を予定しております。

節7 橋梁維持費国庫補助金6,270万円は、道路メンテナンス事業として新庭橋と関越自動車道をまたぐ橋梁点検及び修繕工事を予定しております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。77ページをお開きください。中段から土木費となります。

款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費248万1,000円で、主な内容は土木積算システムの委託料及び機器借上料、団体への負担金でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路橋梁総務費の予算額は5,206万6,000円で、前年度比212万4,000円の増額となっております。主な内容としましては、節12委託料の道路台帳補正等委託料で、羽尾中部地区、福田・大木地区の土地改良事業実施地区の台帳補正が主なものとなります。

79ページを御覧ください。目2 道路維持費の予算額は1億7,184万円で、前年度比2,851万4,000円の減額となります。主な内容としましては、節10需用費978万4,000円で、防犯灯、月輪地下道の排水ポンプ及びみなみ野の除じん機等の電気料及び修繕料となります。

節11役務費1,560万円は、町道の補修及び雑草刈り払い作業員の手数料となります。

次に、節12委託料1,738万7,000円で、町道街路樹管理及び滑川高校西通線、東上線地下道の排水ポンプの維持管理、町道の雑草刈り払い、道路パトロールの委託料となっております。また、町道の路面空洞調査等委託料350万円を計上しております。

次に、節13使用料及び賃借料1,414万6,000円で、主なものは重機借上料及びLED街路灯の賃貸借料になります。

次に、節14工事請負費1億1,081万9,000円で、内容は、交通安全施設の維持工事、新設工事と防犯灯新設工事、防災・安全社会資本整備交付金事業道路等工事1億円を計上し、町道108号線と町道109号線の舗装補修工事を計上しております。

80ページを御覧ください。目3 道路新設改良費は5,108万1,000円で、前年度比2,498万円の増額となります。主な内容は、節14工事請負費として社会資本整備総合交付金事業道路等工事として町道102号線道路改良工事を計上しております。

次に、目4 橋梁維持費は、予算額1億5,700万円で前年度比1億700万円の増額となります。橋梁長寿命化修繕計画により新庭橋の修繕を行うため、節14工事請負費として道路橋梁修繕等工事4,800万円を計上しました。

次に、節18負担金、補助及び交付金として1億900万円で、内容は関越自動車道をまたぐ5つの橋梁の定期点検負担金2,400万円と公園駅南通り大橋の修繕工事負担金8,500万円となります。

次に、82ページを御覧ください。目2 土地区画整理費及び目3 街路事業費は、各種団体への負担金となります。

次に、目4 公共下水道費は1億9,766万2,000円で、前年度比283万1,000円の増額となります。内容は下水道事業会計への補助金7,505万4,000円及び繰出金1億2,260万8,000円を支出するもので

す。

次に、目5都市下水路費9,000万円は、節14工事請負費として令和5年度から引き続きとなります。また、令和6年度から引き続きとなります大堀排水路整備等工事として4,000万円を計上するものです。

次に、83ページを御覧ください。目6公園費ですが、予算額は1,681万1,000円で、前年度比659万8,000円の減額となります。減額の要因は、クビアカツヤカミキリ対策事業費が環境課に移ったため費用が減額となったためです。主な内容は、都市公園、街区公園、球場等の修繕、植栽管理、清掃委託、遊具点検等の維持管理等が主なもので、施設が適正に利用できるようにするための費用となっております。

最後に、111ページを御覧ください。款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は、台風をはじめとした災害時の対応のための科目設定とさせていただいております。

以上、建設課所管令和7年度予算説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、岩附議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（岩附利昭） おはようございます。議会事務局長の岩附でございます。議会事務局所管の予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

議会事務局の所管する歳入予算科目はございません。歳出予算科目につきまして、議会費と監査委員費の2項目でございます。

初めに、予算書の32ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。本年度予算額総額で8,924万円、前年度比224万6,000円の減額予算を計上させていただきました。

初めに、節1報酬についてですが、4,022万4,000円で前年度比34万7,000円の増額でございます。

次に、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、職員、会計年度任用職員の人件費となりますが、前年度比333万7,000円の減額となります。

次に、節8旅費は86万5,000円で前年度比3万3,000円の増。

次に、節9交際費は20万円で前年度比同額でございます。

次に、節10需用費247万4,000円は前年度比12万7,000円の減額です。

次に、節11役務費1万2,000円は前年度比2,000円の減額です。

続きまして、32ページ、節の12委託料については、会議録作成等の費用となりますが、前年度とほぼ同額の予算計上です。

次に、節13本会議場音響設備機器等借上料は新規事業となります。今の音響設備は平成23年に整備され既に14年を経過しております。老朽化から支障を来しておりますので、現状機器の入替えを行います。リース期間は5年間とし、機器の費用、ソフトウェア、ハードウェア導入構築費、処分

費及び設置費となります。本年度予算額189万2,000円は、9月から3月までの7か月間の賃貸借料になります。

次に、節18負担金、補助及び交付金1,141万円のうち県町村議会議長会負担金は2万1,000円の減額、比企郡町村議会議長会負担金は6万8,000円の増額、議員年金給付費負担金は88万7,000円の減額となります。こちらにつきましては、負担率が下がったことによる減額でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額でございます。

以上で議会費の説明を終わりにいたします。

続きまして、予算書の51ページをお開き願います。款2総務費、項6監査委員費、目1監査委員費でございます。全体で本年度予算額78万5,000円となり、前年度比1万6,000円の増額予算でございます。増額の理由といたしましては、節18負担金、補助及び交付金の中の比企都市監査事務研究協議会負担金につきまして、前年度4,000円から本年度1万5,000円で1万1,000円の増額でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額でございます。

以上が議会事務局が所管する予算でございます。雑駁な説明で申し訳ございませんが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原 徹委員） 各所管事項ごとの説明、大変ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分ですよろしいでしょうか。10時25分とします。

休 憩 （午前10時16分）

再 開 （午前10時25分）

○委員長（原 徹委員） 再開します。

ここで、各担当課、局の説明員の方がいらっしゃいますので、各課長、局長から紹介をお願いします。

最初に、篠崎総務政策課長、お願いします。

○総務政策課長（篠崎仁志） 改めまして、総務政策課長、篠崎です。よろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） おはようございます。総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当の大林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（奥野 忠） おはようございます。総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当、奥野と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） おはようございます。総務政策課財政担当の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課副主幹・企画調整担当（久保島 賢） おはようございます。総務政策課企画調整担当の久保島と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） おはようございます。総務政策課総務担当兼デジタル推進担当の武内と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主任・総務担当（中村明日美） おはようございます。総務担当の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課主任・秘書広報担当（内田裕太） おはようございます。総務政策課秘書広報担当の内田と申します。よろしくお願いいたします。

○総務政策課長（篠崎仁志） 以上、8名で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、高坂会計課長、お願いします。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） 会計課長の高坂でございます。

本日は、私と説明員の2名で対応させていただきます。説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○会計課主査・会計用度担当（平岩春菜） おはようございます。会計課会計用度担当の平岩と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（高坂克美） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、島田税務課長、お願いします。

○税務課長（島田昌徳） 税務課長の島田でございます。よろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○税務課副課長兼主席主幹・資産税担当（大熊緩子） おはようございます。税務課副課長兼主席主幹・資産税担当の大熊でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課主査・管理担当（厚目峻祐） 税務課管理担当の厚目と申します。よろしくお願いいたします。

○税務課長（島田昌徳） 以上、3名で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、會澤町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長の會澤でございます。よろしくお願いいたします。

町民保険課の説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課主査・町民担当（長野美由紀） おはようございます。町民保険課町民担当の長野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○町民保険課主事・町民担当（恩曾良平） 町民保険課町民担当の恩曾と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（會澤孝之） 以上、3名でご説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でござ

ございます。本日はよろしくお願いいたします。

説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○産業振興課副課長兼主席主幹・農林商工担当（吉野和弘） おはようございます。産業振興課農林商工担当、副課長兼主席主幹、吉野でございます。よろしくお願いいたします。

○産業振興課主任・土地改良担当（小澤大祐） 同じく産業振興課土地改良担当の小澤と申します。よろしくお願いいたします。

○産業振興課主任・農林商工担当（中郡 瞳） 産業振興課農林商工担当の中郡と申します。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局次長兼主席主幹・農地担当（権田尚司） 農業委員会事務局次長、権田と申します。よろしくお願いいたします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 以上、5名で説明のほうをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、福島建設課長、お願いします。

○建設課長（福島吉朗） 建設課長の福島です。よろしくお願いいたします。

各自自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○建設課副課長兼主席主幹・管理担当（松葉良次） おはようございます。建設課副課長兼主席主幹・管理担当の松葉と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○建設課主幹・道路整備担当（江森 徹） おはようございます。建設課道路整備担当、主幹の江森です。本日はよろしくお願いいたします。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） おはようございます。建設課都市計画担当の福田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○建設課主任・開発指導担当（内田浩輔） 同じく建設課開発指導担当の内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設課長（福島吉朗） 以上、5名で対応いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、岩附議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（岩附利昭） 議会事務局長の岩附です。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○議会事務局主任・庶務担当（宮島美咲） 議会事務局庶務担当の宮島です。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（岩附利昭） 以上、2名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野委員。上野委員、質問席へよろしくお願いいたします。

○2番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問させていただきます。着座にて失礼します。

まず、歳入について、13ページをお願いします。先ほど説明もいただいたのですが、個人、法人、そして固定資産税等全て税収は上がっています。こちらについて、まず個人については納税義務者の人数が増えたというところでした。そして、固定資産税については土地家屋のところ、主に十三塚を中心に家屋等で増えたということでした。ここについて、もしこの人口増について、地域的な傾向等あるようでしたらということを含め、もう少し詳細を説明していただけますでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 税務課長。

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、答弁いたします。

個人の町民税につきましては、100名ほどの増を考えております。転入等の増ということで、100名ほどの増加を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 法人について10億円単位の法人のところ動きがあったというところなのですが、そこの会社の数など少し詳細をここも教えてください。

○委員長（原 徹委員） 税務課長。

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、答弁いたします。

法人につきましては、9号法人から7号法人へ、50人以上のところから50人以下へ変更となった社が1社、自動車部品関連の事業でございますが、1社でございます。

それから、もう一つ、9号法人から、会社の統合によりまして、廃止の会社がありますので、そちらにつきましても、自動車関連業者でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 今のお話ですと、どちらかというと、縮小、減少という方向かと思うのですが、歳入としては全体としては5,900万円程度増えている。

○委員長（原 徹委員） 税務課長。

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、答弁いたします。

増えた原因につきましては、令和6年度の歳入実績に応じまして翌年度の令和7年度の歳入を見込んだものでございまして、先ほど申しましたけれども、137%の増加ということで、令和6年度に対しまして増える予想をいたしまして見込んだものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。世の中全般に景気が悪くなっている、会社の倒産

件数も増えているというところで、その中で、法人についても、ほかの税収についても増収というところで今質問をしているのですけれども、滑川町についてこの法人税が増収しているというところの傾向とか要因というのはどのようにお考えですか。

○委員長（原 徹委員） 税務課、お願いします。

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、答弁いたします。

コロナ禍が終了したことによりまして、令和6年度につきまして回復をしているような状況というふうに判断をしております。税務課としましては、そのように見込みまして、令和7年度につきましては増額としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。次、固定資産税についてなのですが、先ほど十三塚という言葉が出てきたのですけれども、町内全域において新築がまだ増えているなという印象があるのですけれども、こちらについてはやはり十三塚も広く開発をしているのですが、依然として十三塚というのは割合としては大きいのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 税務課、お願いします。

○税務課副課長兼主席主幹・資産税担当（大熊緩子） 税務課、大熊が答弁させていただきます。

やはり町全体で見ますと、十三塚の開発がほかに比べて圧倒的に来年も多いと見込んでおります。町全体で80棟新築を見込んでおりますが、そのほとんどが十三塚の開発として見ております。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） はい、分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。18ページをお願いします。18ページの上段、総務使用料のところでは資材置場使用料1,400万円、そして同じく下のほうで、農林水産業使用料というところでやはり資材置場使用料800万円とあります。こちらは、上のほうが南部小学校跡地、そして下のほうが農村公園予定地かと思えます。そして、借手はフジミ工研だと思えるのですけれども、こちらについて契約単価や契約条件等差はあるのでしょうか。この金額の違いというのは、単純に面積の違いというふうにしてよろしいのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水より答弁をさせていただきます。

資材置場の使用料ということで、先ほど款14使用料及び手数料のうち、目1の総務使用料及び目5の農林水産業使用料における資材置場使用料の算定方法というところでのご質問ということで、ご答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、こちらの算定方法につきましては、基本的には

これまで総務使用料のほうでフジミ工研様のほうで使用料のほうの収入を頂いておりましたので、これに倣うような形で、目5の農林水産業使用料のほうの使用料についても算定をさせていただいておるところかと思えます。

算定方法につきましては、土地の価格ということで固定資産税の近傍宅地価格、これは月輪地内のほうにはなりますけれども、この価格から行政財産使用料の条例に基づきまして算定をさせていただきまして、また面積を乗じるということでの算定方法になろうかと思えます。

ただ、場所については月輪地内と福田地内ということで場所が異なりますので、その固定資産の価格等が違ったり、面積についてももちろん違うということもありますが、算定方法の基準の考え方につきましては同一となっているかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。算定方法については同じということで分かりました。

下のほうの農林公園予定地だったところなのですけれども、これについては現状の展望というか計画というかはどうなっているのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野委員さんの質問に答弁させていただきます。

現在、来年度で2年目になるという形で思っております。そして、一番最初から賃貸という形のお話のところに関しては、おおむね5年程度という形で考えておりました。ただ、やはり工事の資材の搬出状況、それも含めて今後考えていきたいと思っております。おおむねそちらのところに関しては5年程度、または若干減少になるか伸びるかという形になっていると思えます。

プラスアルファで先ほどの質問に回答させていただきます。先ほど財政担当のほうがお話しさせていただきましたが、同様に考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 資材置場として借りていただける先があったので、なかなか用途決まらなかったと思うのですが、今、大体1年契約ではあるけれども、5年程度で考えているというところで、そこを超したところの、長期的な10年超したところでの計画というのは何かしらお持ちですか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

今現在、総振でもお話はさせていただきたいということで、前回の議会だったかと思えます。ご

回答しております。そうした中で、総振という中も考えながら、今現在、特に決まったことはございませんので、今後検討という形になると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 特に進展はしていないというところで理解しました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。25ページなのですけれども、農地費県補助金というところで、ため池関連のところ、水房地区のため池工事をするということで、その設計委託費として出ているのですけれども、これどのような工事をする予定なののでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主任・土地改良担当（小澤大祐） 産業振興課土地改良担当の小澤が答弁させていただきます。

水房地区におきます上沼という沼におきまして、主な工事内容、堤体の補強を行う堤体工事並びに最近ゲリラ豪雨等の豪雨対策として、緊急放流口と言われる大雨が降ったとき並びに地震とかが起きたときに、貯水量をある程度一定落とせるような緊急放流口という放流口を新たに新設する工事等が主なメイン内容になってまいります。その他、仮設工とか、そういったものもあるのですけれども、主立った内容はその2つ等になります。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 設計委託費のほうで、補助金として出ているのですけれども、設計委託費のほうの金額と、それから設計委託費というのは、その後に工事費が来るんだと思うのですけれども、大体そこでどれくらいを予定しているかというところを教えてくださいませんか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主任・土地改良担当（小澤大祐） 産業振興課土地改良担当、小澤が答弁させていただきます。

設計委託料につきましては、おおむね600万円程度を見込んでございます。

工事費のほうにつきましては、5,000万円を計上させていただいております。

以上となります。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。滑川町は沼が多くあると思うのですけれども、今回は、この水房の上沼というところだったということなのですが、この5,000万円くらいかかる工事を順次行っていくような予定なののでしょうか、それともここが何かしらの理由で特別ということなののでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主任・土地改良担当（小澤大祐） 同じく小澤が答弁させていただきます。

沼の大きさや、あと貯水量等でも変わってきますので、一概にこの5,000万円がずっと続くということは考えてございません。

ただ、水房の上沼につきましては、堤体上にガードフェンスとか安全対策とか、要は先祖の農家の皆様が作り上げてきた自然の状態のままですので、転落防止とか、近年のこういう豪雨対策とかに対応できるような工事の対応とさせていただいて、5,000万円とさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） はい、分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。38ページと35ページに関連してなのですけども、まず35ページのほうに行政バス運行業務委託料というものがあります。こちらが200万円、そして38ページのところに公用車リース料1,105万円というふうにあります。このバスと公用車についての使い分け等について教えてもらえますか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） 総務政策課総務担当兼デジタル推進担当、武内がお答えいたします。

公用車については、日頃町職員が出張等で利用する公用車、全体でリースしているものについては35台ありますが、そちらのリース料となっております。

行政バスについては、団体のほうで研修等を利用する場合に、町で契約しているバス会社からバスをお借りするということで、200万円ほどの予算計上をさせていただいております。

説明は以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 公用車のほうは職員が運転して移動するのだと思うのですが、行政バスのほうは運転は運転手も含めて借りているのですか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） 総務政策課、武内がご答弁いたします。

行政バスについては、運転手も含めてバスのほうを運行しております。

説明は以上となります。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 行政バスの運行を委託する回数、あるいは日数というのはどれくらいになるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・総務担当（中村明日美） 総務政策課、中村より答弁させていただきます。

任意団体につきましては、年間1回ということで制限を設けて利用していただいております。今年度につきましては15件程度、見込みが160万円程度です。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） はい、分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。40ページをお願いします。まず、一番上、電算機保守等委託料9,410万円というところで、新規の事業ということで先ほどご説明がありました。町民への予約システム等も含むということなのですけれども、職員の方が中心で使うような集計というかコアのところから、ユーザーが使うところまで全部網羅するようなタイプのものなののでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） 電算機保守委託料のところでも今回ちょっと大幅な増額をお願いしているところなのですけれども、それについては新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、先ほど説明ありましたとおり、LINEの拡張をさせていただいて、滑川町公式のLINEを持っているのですけれども、そこに電子申請だとか、そのほか、ちょっとこれTYPE1という優良事業のモデル型という交付金を活用するのですけれども、毛呂山町等が利用しているようなLINEを活用した、下にメニューが出てくるタイプのものを活用して、ユーザー側が電子申請とかをしやすいようなものの導入を検討しております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） そのところでこの金額が、その部分が主でこの金額がかかってくるということですか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内がご答弁いたします。

この9,400万円の主な部分については、標準化法に基づいたガバメントクラウドに移行する経費についてが主なメニューとなっております。

内訳としましては、ガバメントクラウドに移行する経費として約7,600万円ほど、こちらがガバメントクラウド、標準化へ移行する経費となっております。

続いて、新しい地方経済・生活環境創生交付金については、総務政策課のほうで約430万円ほど計上しております。

説明は以上となります。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） はい、分かりました。そのLINEに係るところだけだと、すごく大き過ぎるのでお聞きしました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。同じく40ページなのですがすけれども、公共施設等総合管理計画等改訂業務委託料737万円というふうにあります。これ以前につくって、また今回もつくるのかと思うのですが、これに関して、これだけではないのですがすけれども、このような計画について継続してつくるものについて、前計画のときの進捗であるとか達成率であるとか、それから何かしら前計画から次の計画に変えるときの変化、変更点、修正点、改良点等、そういうものというのは盛り込まれるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

平成28年度に策定をした公共施設等総合管理計画につきまして、もう間もなく10年を迎えようとしている中で、これまでの公共施設等の進捗状況、そして達成率につきましては、一度ここで立ち止まって評価をするということは必要かと思えます。

ですので、本委託業務の中において、これまでの計画における達成率や進捗状況等につきまして、検証のほうをさせていただいて、次期計画の見直しに向けた資料ということで反映をさせていただきたいと思えます。

また、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の改定がありますので、施設の状況等も変化しておりますので、文言の修正等も含め、その変更点につきましても、この計画の中で新しいもののなかでうたわせていただきたいなと思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。そこはぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。先ほどの質問と少しかぶってしまうのですがすけれども、75ページ、両表農村公園用地取得費486万円、これずっと公有財産購入費として継続で出てくるものと思うのですがすけれども、これ総額が幾らで、今年486万円、それでこの後、何年この額が続くのかというところを教えてください。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主任・土地改良担当（小澤大祐） 産業振興課土地改良担当、小澤が答弁させていただきます。

両表の農村公園の用地ですが、10年間の返済を見込んでおります。令和2年度から令和11年度に総額4,867万8,000円でございます。今回が486万7,000円という形になります。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） はい、分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。76ページです。観光費のところ沼まつり協賛負担金に10万円、そして滑川まつり事業補助金のところで124万円とあります。沼まつりというのは、森林公園地内でやっているものだと思います。こちらについては協賛負担金という形で出している。滑川まつりの事業補助金の補助の仕方について説明をしてもらえますか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

滑川まつりのほうは、滑川まつり実行委員会のほうにこちらの金額のほうを補助としてお渡ししております。

以上、答弁させていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 森林公園の中でやぐらを建てているお祭りがあると思うのですが、あれはどれになる、何に当たりますか、この項目には出てきますか。

○委員長（原 徹委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時57分）

再 開 （午前10時57分）

○委員長（原 徹委員） 再開します。

産業振興課、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

こちらのほうの10万円は、沼まつりの実施に伴う必要経費に負担しております。盆やぐらのところは青年団がやっていることですので、そちらのほうは補助金は出ておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。何かあちらも森林公園の中でやっているのです、何かしら補助金等が出ているのかなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。80ページなのですが、橋梁維持費というところで、関越に架かる橋のところの修繕等があるというところ、それについては関越を管理する会社のほうが費用は主に持つということだと思うのですが、関越の下のところ、トンネルになってくぐるところで水がたまってしまうところ、関越から水が出てくるところというのが何か所かあると思うのですが、そういう箇所については、関越の事業者のほうと費用負担や改修等の話合いや依頼ということは何かしらしていらっしゃったり、あるいはできたりとかというところはあるの

でしょうか。

○委員長（原 徹委員） 建設課、お願いします。

○建設課主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから上野委員さんのご質問にお答えいたします。

今、お話のありました橋梁維持費の道路橋・跨線橋等修繕負担金の8,500万円の件でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○建設課主幹・道路整備担当（江森 徹） こちらは、森林公園の駅の北口から工業団地へ向かう関越道をまたぐ橋、公園駅南通り大橋を修繕するお金なのです。このお金というのは、NEXCOのほうで工事をしてもらう予定なのですが、費用については滑川町が全てお支払いする義務がございます関係で、この橋の所有は滑川町になっておりますので、あくまでも町の管理の橋ということで、NEXCOにお金を払ってやってもらうということになっています。

先ほどお話のありました水がというお話は、ちょっとすみません、私はどこだか分からないので、もしここだというところがあればNEXCOのほうにちょっとお話ししたいと思うので、またその都度お話しいただければ幸いです。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。85ページなのですが、先ほどと同じで委託料、地域防災計画等策定委託料1,374万円とあります。この地域防災計画というのは、令和5年につくったようなものがあったような気がするのですが、それとは違うものなののでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（奥野 忠） 総務政策課人権・自治振興担当、奥野がお答えさせていただきます。

つくったものについては同じものになりますが、昨今の災害等の件もありまして、一度、今回令和7年度に見直しをしようということで、こちらのほうに計上させていただいております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 金額も大きいので、ある程度期間もかかるものかと思うのですが、ちょっとスケジュール的なところをもう一度教えてください。

令和5年3月に発行されたものは、どれくらいの期間を用いて策定したのか、そして令和7年、ここで予算が出てきたものは、何年から何年ぐらいを打合せというか、計画期間として、いつ発行する予定なのかというスケジュールのところ、かかるスケジュールについて教えてください。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（奥野 忠） 令和５年度に作成したものは、１年で作成されたかと思われます。今回の防災計画につきましては、１年で策定をするのですけれども、地域防災計画及び職員の初動マニュアル、避難所開設運営マニュアル、避難行動要支援者プラン、こちらのほうも全て改定をする予定ですので、それも含めての策定委託料となります。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○２番（上野葉月委員） では、今、載っているものは、令和７年度１年間でつくって、そして令和８年度の３月に発行予定ということですか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（奥野 忠） 結構タイトなスケジュールにはなってしまうのですけれども、１年間で作成をしていきます。令和８年の３月31日までの工期で予定しております。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○２番（上野葉月委員） １,０００万円を超えるものを５年ぐらいの間隔が多いのかなと思っていたので、２年のところでまたつくるところで、効率的にどうなのかなというところで質問をしています。

令和５年の３月につくったものと、来年度つくる予定のものは内容が変わるというか、地域防災計画だけではなくて、関連するものもつくっていくということだと思うのですけれども、先ほどおっしゃったマニュアルというのは、今までにはなかったものを足していくという感じですか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（奥野 忠） 現在の地域防災計画の中に、数ページにおいてそういったマニュアル等も含まれているのですけれども、今回作成するものについては、滑川町の実情に合った行動ができるようなマニュアル等を作成する予定で考えております。前から地域防災計画の中にはあったものを大幅に改定するような形を取っていきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○２番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

地域防災や避難所とか要支援者等マニュアルの作成が求められることも多いかと思いますので、それに対応してのことなのかなというふうにも思います。ただ、もう少し計画的につくられるといいのかなというふうにも思います。

今回の予算書の中にも何々計画策定委託料というのは、かなりというか、複数入ってきていると思うのですけれども、計画をつくってそれはそのままというところではなく、それになるべく、そこで必要なことをうたっているわけだと思いますので、そこをきちんと施策の中にも入れ込みつつ、そして再策定する際には、先ほどもお願いしたとおり、前後での進捗、達成、それから今回改定す

るに当たって、何かがあって、例えばここは大きく変えましたというような、そういう説明のような部分も入れ込んでいただけたらいいかと思います。地域防災計画についても同じようなふうにしていただけたらいいかなと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・人権・自治振興担当（奥野 忠） 今回の地域防災計画につきましても新旧対照表のようなものを作成しまして、前回と変化が分かるところはお示しするようにいたします。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。ぜひそのようにしていただけるようにお願いします。

すみません、最後質問したいのですけれども、42ページのところで、コミュニティセンター施設設備実施設計業務委託料7,733万円と入ってきています。これは、予算のところの資料で配っていただいた一般会計予算の概要というところも見ても質問なのですけれども、こちらは主に一般財源だけ、町の財源だけで行って、国や県の何かしらの補助金というのは、現段階では予定できていないのでしょうか。もちろんここに出ているのは実施設計なのですけれども、これから新コミュニティセンターを造る計画をされている上で、全般のところとして国や県の補助金の見込みというか、当てというのはあるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・企画調整担当（久保島 賢） 総務政策課企画調整担当、久保島よりお答えいたします。

令和7年度に実施予定のコミュニティセンター実施設計につきましては、こちらは一般財源のほか地方債を発行する予定になっております。

補助金につきましては、現段階で確定したものではないのですけれども、埼玉県のみならず創造資金というものが活用できそうですので、今、県に相談している最中でございます。

また、事業全般の補助金、交付金につきましては、こちらも確定しているものはございませんが、国が進めている地方創生の関係で交付金のほうを大分国のほうで手厚くつけているようでございます。令和8年度、9年度の建設事業につきましては、こちらをもし制度がそのままあれば、積極的に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 県のふるさと創生基金というのは、金額としてはどれくらいのものになるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・企画調整担当（久保島 賢） お答えいたします。

こちら補助金の要綱ですと、地方債を除いた負担分の2分の1が該当になりますので、見込みとしましては、およそ1,000万円程度の補助が受けられる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 1,000万円程度だと、そんなに大きな額にはならないのかなというふうに思います。公共施設を建てる上で、なかなか国や県等の補助金はもちろん探しておられると思うのですが、町の財源だけで造るのはなかなか厳しいのかなというふうに思いますので、補助金、引き続き探しておられるとは思いますが、財源というところもしっかり考えていただきたいなと思います。

もちろんほかの公共施設、学校施設含めたところでの財源、長期的なものというのを考えた上でコミュニティセンターの計画も、造る造らないというところを含めて検討していただきたいなというふうに思います。

質問は以上です。ありがとうございます。

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑ございませんか。

阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） それでは、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、8ページの公共施設等総合管理計画改訂事業ということで、1,300万円というふうになっているのですが、先ほども出ましたけれども、この管理計画改訂事業ということで、改定するというのは、これは令和4年に平成29年につくったのを改定しているのですが、その流れでまた改定するという、要するに改定の改定なのですか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

先ほどご質問の中にもあったとおり、令和3年度、これは令和4年の3月に本計画につきまして改定をさせていただきましたが、前回の改定の内容につきましては、国の指針等を踏まえた軽微の改定というのが主なものでした。今回、上程をさせていただきます改定の内容につきましては、どちらかというと全面的な改定ということで予定をしておるところでございます。

具体的には、先ほども少しご説明をさせていただいたところもあるのですが、公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年度に策定をされて、もう間もなく10年を迎えるといったところに来ています。この中で、公共施設の町の状況というのも変化をしてみいましたので、これらを一度立ち止まって、全面的な公共施設等総合管理計画の見直し、またその下位計画である滑川町公共施設個別施設計画も並行して見直しをさせていただきたいといったところでの全面改定の業務となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 状況の変化というのは特に何でしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えをさせていただきます。

公共施設の状況のまず変化といったところですが、公共施設の対象の施設の一覧といったところで当初の計画の中で上げさせていただいた施設の中で、例えばですが、文化財整理室がございました。これは、もともと宮前小学校の近くにあったわけなのですが、こちらの施設は解体をされて、現在は役場の近くで文化財整理室というものが今機能しています。

また、令和4年度になるかと思いますが、宮前小学校の校舎につきましても増築の工事をさせていただいて、大きな全面的な改修事業がありまして、その面積についても大きく増額になりました。

そして、さらには、現在、コミュニティセンターの建設事業や（仮称）滑川町福祉センターの建設事業等も進捗をしている中で、当初の計画とは現在置かれている状況が異なるといったところがありますので、これら計画を全面的に改定をさせていただいて、現状に合わせた計画にさせていただきたいといったところで考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） この前の個別施設計画、またこの公共施設等総合管理計画、今あるやつですが、これがどんなふうな、先ほどもどこまで進んだのかというようなことをチェックしていくというふうにおっしゃったのだけでも、要するにこの計画がどこまで進んでいるのかというのを考えるときに、この財政計画というのを同時に考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うのです。

個別施設計画では、そういったような長期的な流れについてどの時点で幾らかかると、この時点でこれを改修するから幾らかかるというようなことでずっとやってきていますよね。そういったような財政計画も含めた、それで本当にこの町の財政が本当に大丈夫なのかというようなことも、やはり考えなければいけないのかなというふうに思うのです。かなり長期のスパンになるわけですが、その点が非常に不安なのだと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えをさせていただきます。

ただいまご質問の中にいただいた今後の財政計画、これは主に公共施設に係る財政計画ということでの観点かなと思いますけれども、まず本業務についての委託の中では、いわゆる将来更新費用の推計というのもさせていただきたいなとも思っています。これはどのようなものと申し上げる

と、公共施設を今後どのように維持をしていくかという中で、どれだけの経費が今後毎年度かかってくるのかという費用の推計になろうかと思います。

現在の計画につきましても、既存の公共施設を長寿命化させるということで、その将来費用の更新というのもさせていただいているところではあるのですが、ただ、状況が変化をしているというところもありますので、改めて今後の公共施設の在り方というものを見直しをする中で、今後の財政計画につきましても併せて推計をさせていただくといったところで、本業務の計画を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 町の公共施設をどうするかというようなことを、例えば今年度の予算でどうするかと、修繕計画だとかそういったようなものに、はっきり言って非常に少ないのですよね、予算上は、修繕費だとかというのに関しては。ここはやっぱりもっと使うべきというか、言ってはあれですけども、コミセンの集会室のカーテンなんかはもうぼろぼろになって、そのままになっているのです。様々なそういう、もう建て替えるからどうでもいいのかというふうにお考えになっているのかなというふうに思うのだけれども、だってまだ使っているわけだから、年々そういった傷んでいるものについて、やはり修繕計画を立ててちゃんとお金を使ってやらないと、本当にぼろぼろになってしまうのかなという感じはするのです。

私は、このコミセン問題については異論があるわけですが、建設計画については。だから、どうやって施設を長く使うか、長く使っていけるようにするにはどうしたらいいのかということとその計画、以前というか、今の総合管理計画や個別施設計画でもその視点でずっと追及してきているわけなのです。それが一気にコミセン建設計画になってしまったのだけれども、私はこのコミセン新設計画がほかの要するにそういったようなことに、修繕だとかそういった回さなければいけないお金がなくなってしまうのではないかなというような心配もしているのです。その辺も含めてこういった計画をつくるのだらうなと思うのですけれども、どうでしょうか。

要するに、この長期的な計画の中にそういった単年度の修繕計画というのは入っていくのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えをさせていただきます。

現在進んでいる建設事業というので、コミュニティセンターの建設事業等ございますけれども、その他の事業費ということで、主に既存の公共施設を改修をするというところで、建物を長く使うためのお金というところでの財源の確保というところがまさに今大事なところになってきているかなと思います。

令和7年度、8年度に実施をさせていただくこちらの計画の内容につきましては、既存の公共施

設につきまして、改めて劣化状況の評価をさせていただくような形を取りたいなと思っています。これは令和2年度の個別施設計画のときにもさせていただいたのですが、そこからおおむね5年近く経過をしているので、改めて劣化が進んでいる施設も中にはあろうかと思います。それらを踏まえさせていただいて、どの建物でどこが劣化をしているかということを改めて調査をした上で、劣化の評価を改めてさせていただき、評価が高いものについては優先的に予算のほうを配分していくというような考え方を持ちたいなと思います。

ただ、どの事業を実施するのかということにつきましては、やはり限られた財源でございますので、優先性、それから緊急性、これらを総合的に勘案させていただきながら、今後の財政計画にも反映をさせていただき、公共施設の整備ということに努めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 個別施設計画をつくるときに、あれだけ詳細な写真をいっぱい撮って、ここがどうなっているというようなことの調査をもう相当やったわけではないですか。それをもう一度やろうということなの。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えをさせていただきます。

令和2年度に策定をさせていただきました個別施設計画の劣化状況調査につきましては、専門家による目視でありますけれども、専門家の視点で用いた材料としては非常にいい材料の劣化状況調査がございます。それをまた改めて同じことをやるということは今のところ考えておりません。

令和2年度にさせていただいた劣化状況調査をベースといたしまして、職員等で現地の公共施設を目視をさせていただいて、その令和2年度の評価からどれだけ劣化をしているかということを改めて評価をする中で、公共施設の評価状況というものを把握したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） これ、でも委託費ではないのですか。委託ではないの、職員がやるの。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えをさせていただきます。

劣化状況の評価につきましては、本委託の中で、なかなか職員自身も専門的な知識を持っていない部署もありますので、専門家による職員の研修会、評価を行うための職員の研修会というものは、委託の中で実施はさせていただきたいなと検討しているところでありますけれども、実際のこの評価につきましては、実際に管理している職員、課・局になりますけれども、その施設所管課の職員

を基本とした目視による劣化状況調査というものを今のところ検討しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 非常にいいことだと思います。職員が自分のところの建物をちゃんと自分たちで調査するというようなこと、研修もやられるということですから、そういう職員がやっぱり増えてほしいなというふうに思います。

業者に委託して出てきたもので、何だかよく分からないようなのが出てきても困るななんていうふうに思っているのですけれども、そんなことをちょっと心配していたのですけれども、よかったと思います。

あと、16ページ、お願いします。地方交付税の増額、1億円幾らが出ているのですけれども、この普通交付税の増額分は幾らなのでしょう。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） 総務政策課財政担当、清水が答弁をさせていただきます。

令和6年度の普通交付税につきましては、8億5,500万円を見込んでおりまして、令和6年度の当初予算額につきましては7億2,600万円の予算額でございましたので、普通交付税の増額につきましては1億2,900万円の増額を見込んでいるといったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） この普通交付税の増額というのは何か大きな要因、もう一度ちょっと、前に説明を受けたようなのですけれども、もう一度教えてください。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えをさせていただきます。

これから申し上げることは、ただいまご質問をいただいた内容と若干ちょっと異なるかもしれないのですが、令和6年度の当初予算額につきましては7億2,600万円ということであったのですが、実は令和6年度の交付決定額、普通交付税の交付決定額が8億8,459万6,000円でしたので、おおむね8億8,000万円程度だったので、実は令和6年度の交付額から比較をすると、令和7年度の予算額については3,000万円ぐらい落ちているというような現状であります。

ですので、増額要因というよりは、むしろ減る見込みなので、減額となる要因というところでのご答弁をさせていただきたいなと思うのですけれども、令和7年度につきましては、普通交付税につきましては、ご承知のとおり臨時財政対策債が令和7年度については発行がなくなるですとか、あとは町の18歳以下の子供の人口や高齢者の人口が増えているというところの中で、需要額の増額が見込まれるので、交付税も伸びるのかなと私も計算をしてみたのですが、実はそれ以上に町税の税収額というのが非常に多くなってきているというのが背景としてあります。

ですので、税収が増えると、当然、交付税の額も下がってきますので、令和7年度の普通交付税については需要額も伸びるのですけれども、それよりも町の税収といったところが非常に伸びているという背景から、令和7年度の普通交付税は6年度と比較をして、今、予算上では下がってくるといったところで今推計をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） では、ちょっと次へ移らせてください。

27ページの財政調整基金ですけれども、今年度3億1,700万円の取崩しというか、繰入れするということですが、この残高はどうなりますか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えをさせていただきます。

これから申し上げる金額につきましては、令和6年度の3月の補正後で予算の議決をいただいたという前提でもっての予算残高になりますけれども、令和7年度末につきましては、約8億700万円程度ということで、今残高のところを計算をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 徐々にこの財政調整基金が減ってきているのですけれども、以前、町の答弁では、最低というかどうかのくらい必要ですか、ためておくのがどれくらい必要かということ、大体9億円から10億円かなというような話もあったのですけれども、それはどうでしょう、どうなりますか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・財政担当（清水敬史） お答えをさせていただきます。

ご質問の内容にあったとおり、財政調整基金の本町の保有の目標残高につきましては、標準財政規模の20%ということで、現在、目標のほうを掲げておりまして、その金額というものは、約9億円から10億円程度になるといったところの計算になります。

その金額と比較をいたしますと、先ほど私が申し上げた約8億円といったところについては、この目標金額を下回っていますので、残高については目標をクリアできていないという金額にはなるかと思えます。

ただ、令和6年度も同様だったのですけれども、当初予算で財政調整基金の繰入金というものを6年度の当初、約2億9,000万円の見込みをしておりましたが、令和6年度の決算見込みでは、この繰入金につきましてはしないで済むような状況になるかということで今考えておりますので、令和7年度中の税収等の変化等に応じて、また場合によっては繰入金のほうを減額をして、残高のほうの確保に努めていきたいといったところで考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 次、29ページなのですがすけれども、雑入のところの一番最後にB & G財団運営費助成金というのがあるのですがすけれども、この助成金というのはB & Gとの何か契約をしてこういったものがもらえるということなのだと思うのですがすけれども、どういう契約でこの助成金の中身、使い道はどんなふうになるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） そちらについては福祉課の所管ですので、文教厚生常任委員会のところでお願いします。

○5番（阿部弘明委員） 失礼しました。

次、32ページの議会費のところなのですがすけれども、以前から議会だよりの増ページをお願いしたいなというふうに思っていたのですがすけれども、なかなか難しいのでしょうか、予算上は。

○委員長（原 徹委員） 議会事務局、お願いします。

○議会事務局主任・庶務担当（宮島美咲） 議会事務局庶務担当、宮島です。

ページ数につきましては、基本16ページを4回発行で計算しておりますが、年間で18ページに増やす、または14ページに減らす、トータルのページで調整ができるようにということで考えております。ページ増につきましては、恐れ入ります。今回要求が難しいかと思えます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ぜひ、一般質問の方が結構多くなったので、やっぱりページ増は必要かなというふうに思いますので、改めてお願いしておきたいというふうに思います。

続いて、38ページなのですがすけれども、その前に34ページ、総務費の報償費、使用料、賃借料、平和施設説明員等謝礼、平和啓発事業謝礼、そしてその下の使用料のところでは平和啓発施設使用料というのが、この施設使用料というのは何でしょうか。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課副課長総務担当、大林が答弁申し上げます。

この使用料なのですがすけれども、平和啓発施設使用料、こちらについては、また来年度、ピースバスツアーを予定しているということから、そちらの施設見学科となります。

以上でございます。

〔「施設」と言う人あり〕

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 施設の関係ですか。

○5番（阿部弘明委員） どこかへ行って、その施設の使用料というか、払うということ。分かりました。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 続いて、38ページなのですが、総務管理費のところなのですが、これも以前お願いしていたのですが、施設というか、今、学校には入っているだろうと思うのですが、Wi-Fiの設備がないのですが、なぜできないのかなというふうに思っているのですが、お願いしたいのですが。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） 総務政策課デジタル推進担当の武内がお答えいたします。

以前、ご質問もいただいたとおり、役場庁舎のWi-Fiについては、現在検討中であります。来年度予算でデジタルサイネージ、今、役場庁舎1階に入れているのですが、あちらはUSBでデータを持っていく形で、職員がデータをそこにわざわざサイネージのほうに移行している作業を行っております。

そうすると、なかなか新しい情報とかはすぐできませんので、その辺をちょっとWi-Fiを活用して、職員が随時、住民に対して新しい情報をお知らせできるようなシステムの導入を考えております。その際にWi-Fiが必要になってきますので、Wi-Fiのアクセスポイント等を設置したときに、住民利用ができるかどうかというところの検討を今しているところであります。

以上となります。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ということは、庁舎だけと、今のところ。

○委員長（原 徹委員） 総務政策課。

○総務政策課主査・総務担当兼デジタル推進担当（武内章泰） お答えいたします。

庁舎については、今、そういった形でWi-Fiの導入を検討しているところです。出先機関については、ちょっとまだそこまで検討に至っていない状況です。

以上となります。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） コミセンにぜひ入れてほしいと、これも要望です。よろしくお願いします。そんなに金かかるわけではないと思うのでお願いします。

あと、33ページのところに移りますが、総務費というか、全体なのですが、滑川町の財政の一つの特徴として、人件費の割合が非常に少ないのです。歴史的な経過が何かあるのだろうなというふうな感じもするのですが、これから、要するにやっぱり本当に職員の皆さん、人の手がやっぱりどうしても必要だし、それが住民サービスにつながるしというふうに思うのです。そこをはっきり言って一人頭の人件費という、要するに人口一人頭の人件費というのを計算されるのだけでも、滑川町は5万2,759円なのだって、それが例えば嵐山、小川はみんな6万円台で、川島7万円台で吉見が8万円台で、ときがわに至っては10万円台というような、要するに相当違い

があるのです。これを何とか是正するという方向を検討できないのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 副町長、お願いします。

○副町長（小柳博司） 副町長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご指摘のとおり、滑川町の職員数については非常に少ない状況ということで、これまでも議会のほうで一般質問等で答弁を繰り返しているところでございます。

ただ、定員管理計画に基づいて職員採用というのを図っているわけなのですが、実際、内定を出した後、辞退する職員候補者というのがここ数年出てきております。来年度の採用については6名内定を出したわけですが、うち2名辞退ということで、なかなか計画的な採用どおり職員が増えていかないという状況が現実でございます。

しかしながら、手をこまねいていても職員の数は増えません。ご指摘のとおり、職員の数イコール住民サービスに直結する部分というふうに考えておりますので、引き続き計画的な採用を図ってまいりますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） なかなか、今、採用というか、難しい、皆さん困っている事業所も多いのだろうというふうに思いますけれども、何かしらのちょっと手を本当に打たないといけないかなんていうふうに思うのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

あと、71ページに飛んでいただいて、農林水産事業費なのですけれども、これも非常に少ないのです。要するに、ほかのところから比べても非常に少ない予算になってしまっていると、この近辺ではそんなに差はないのですけれども、全体的に見るとかなり少ない予算になっているというふうに思うのです。

本当に、今、私、総括質疑でもやりましたけれども、農業を本当に守らないと、この国というのであればけれども、私たちの消費者自体がもう本当に御飯が食べられなくなるぐらいの、今、物価も高騰しているし大変な状況なわけだけれども、これを本当に変えていかないとというか、そういうようなことを町から発信しないといけないというふうに思うのですけれども、この農林水産事業費については、産業振興課のほうからはかなりの予算要望というか、やられているのかなんていうふうに、どうなのかなんていうふうに思うのですけれども、どういったところをもっとやらなければいけないというふうに思っているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 全体的なお話ですので、産業振興課長が答弁させていただきます。

やはり総括質疑でもお話ししましたとおりだと思います。農家の方々の意見を聞いて、やはりそうした中を計画していくという形も考えなくちゃいけないですし、事業のところで話した場合には、

今、直近のお話でさせていただければ、ため池の工事、そしてさらに地元の多面的機能事業というような形もしなくてはいけないかなというふうに考えております。

全体的にやっていくのに当たっては、やはりマンパワーとかいろんなものも含めながら考えていきたいと思っていますし、そういったことは考えていきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） もっと積極的な施策を打ち出さないと、農家の方のお話を聞くというだけでは、改善というか前進できないんじゃないかなというふうに思います。

ほかのところでも、それこそ本当にいろんな自治体がここに焦点を当てて、どうやって農業を守っていくのかということではいろんな施策をやっています。そういったものをやっぱりもっと見ながら、やれるところはまだまだたくさんあるのではないかなというふうに思うのです。もっと積極的な攻めの農業施策をやってほしいなというふうに思うのですけれども、そういうふうなお考えはあまりないですか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） では、産業振興課長が答弁させていただきます。

農業のプロである農業の方の話を聞かずにやるということは、まずできないと思っています。ただ、そうした中で、いろんな総振とかのアンケートとかもありますので、そういったものは考えなくてはいけないかなというふうに考えています。

ただ、阿部委員さんがおっしゃるように、ほかのこととなった場合に、では何になるのだという形の具体例も今のところはございません。そうした中で、私が考えるのは、やはり皆さんで考えなくてはいけないかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 次ののですけれども、79ページの土木費の雑草の刈り払い、これは年何回ぐらいまた予定しているのですか。

○委員長（原 徹委員） 建設課、お願いします。

○建設課主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから阿部委員さんのご質問にお答えします。

ご質問の内容は、町道路肩雑草刈払委託料の336万円の件でよろしいでしょうか。こちらは、基本的にはルートを選定して二、三回をめぐりには行っています。ただ、シルバーさんなので、暑いときにはちょっと草刈りの時間が減ったりとかそういったこともあるので、場合によっては1回になってしまうときもありますし、2回、3回できるようなときもありますし、それは私たちのほうで現地を見ながら、シルバーさんの草刈りもしくは道路パトロールのほうでもありますので、そちら

のほうでその都度お願いしているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。何か手を打つとかと言っていなかったでしたっけ、要するにシルバーさんだけでは大変だから、何かどこかの業者頼むのかとかというようなお話もあったような気がしたのですけれども。

○委員長（原 徹委員） 建設課、お願いします。

○建設課主幹・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから阿部委員さんのご質問にお答えします。

令和7年度につきましては、シルバーさんという方向で予算がついたのですが、我々、町内業者とかで草刈りができるかと思って予算を計上したところ、約6,000万円ぐらいいやっぱ1年間にかかってしまうのです。そんなわけで、予算の査定のときにその分は切られてしまったので、結果的にシルバーさんで令和7年度についてもお願いしていくという方向になります。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。お金がないというね。

ちょっと最後なのですけれども、110ページの農林水産災害復旧費というのがあるのですけれども、これはどういったときに、どんな災害のときにこの復旧費というのは執行されるのですか。

○委員長（原 徹委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、答弁させていただきます。

台風であったり地震であったり、災害というのがまず第一だと思います。災害が起こった農業施設、こちらのところを復旧するための事業費として計上のほう、予算科目だけ計上させていただいております。ですので、実際問題、事が起きてからのことになりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「もう時間なくなっちゃった」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 時間となりましたので、以上でお願いいたします。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 質疑なしと認めます。

これもちまして、令和7年度滑川町一般会計予算の総務経済建設常任委員会の所管事項の質疑を終結します。

説明員各位には大変お疲れさまでした。説明員の交代をお願いします。

暫時休憩します。再開は午後 1 時からとします。

休 憩 (午前 11 時 51 分)

再 開 (午後 1 時 00 分)

○委員長（原 徹委員） 再開します。

ただいまから令和 7 年度滑川町一般会計予算の文教厚生常任委員会の所管事項の審査を行います。

最初に、各担当課長、局長から自席にて歳入歳出予算の所管事項の説明を求めます。

最初に、稲村福祉課長、お願いします。

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長の稲村でございます。福祉課が所管する令和 7 年度一般会計予算を着座にて説明させていただきます。

福祉課は予算も多く、事業也多岐にわたっておりますので、主なものを中心に説明させていただきますことをご了承ください。

初めに、歳入からご説明いたします。予算書17ページをお開きください。中ほどにあります款13分担金及び負担金、項 2 負担金、目 2 民生費負担金、節 2 児童福祉総務費負担金の予算額は4,662万1,000円で、前年度比2,870万3,000円の減額となります。内容は、保育無償化の対象外の保育所入所児童保護者負担金と過年度分の負担金となります。

次に、19ページをお開きください。一番下の款15国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 民生費国庫負担金、節 2 障害福祉費国庫負担金の予算額は 2 億2,183万2,000円で、前年度比2,364万2,000円の増額となっております。説明欄の障害者自立支援医療費負担金1,604万5,000円は前年度と同額ですが、次の障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金 2 億578万7,000円は、前年度比2,364万2,000円の増額となります。令和 6 年度実績からの予算増となっております。

次のページの20ページ上段を御覧ください。節 3 児童福祉総務費国庫負担金の予算額は 8 億1,760万1,000円で、前年度比 1 億1,044万円の増額となります。内訳は、子どものための教育・保育給付交付金 4 億4,946万6,000円で、前年度比4,136万3,000円の増額でございます。次の障害児通所支援給付費負担金3,213万5,000円で、前年度比376万円の増額となります。

次の児童手当負担金 3 億3,600万円で、前年度比6,531万7,000円の増額となります。特に、児童手当は令和 6 年度10月の制度改正により大幅な増額予算となっております。

次に、同じページの下段の項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、節 2 障害福祉費国庫補助金の予算額は389万2,000円で前年度と同額で、節 3 児童福祉総務費国庫補助金は 1 億3,899万9,000円で、前年度比1,927万2,000円の増額となります。主な要因は、子ども・子育て支援事業費補助金の 1 億2,912万8,000円が前年度比2,060万円の増額となっております。

続いて、22ページ下段を御覧ください。款16県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金、節

2 障害福祉費県負担金の予算額は 1 億1,091万5,000円が前年度比1,182万1,000円の増額となっております。これは、説明欄の 2 つ目の障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金が 1 億289万3,000円で、前年度比1,182万1,000円の増額となっております。令和 6 年度の実績に基づくものでございます。また節 3 児童福祉総務費県負担金 2 億4,469万1,000円は、前年度比980万3,000円の増額となります。説明欄 3 つ目の児童手当負担金が7,200万円で、前年度比1,399万7,000円の増額となっております。こちらは、国費と同じように児童手当の制度改正による大幅な増額となっております。

続きまして23ページの中段を御覧ください。款16県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金のうち、節 1 社会福祉総務費県補助金279万7,000円は、前年度比103万7,000円の増額で、民生委員及び児童委員活動費の補助金となっております。

節 2 障害福祉費県補助金2,520万3,000円は、例年とほぼ同額となっております。

次に、節 3 児童福祉総務費県補助金 1 億6,753万2,000円は、前年度比2,390万4,000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、前年度実績によるものでございますが、同じ節の24ページ中段の児童虐待防止対策等総合支援事業費県補助金から埼玉県子ども・子育て支援施設整備交付金までが新規事業の補助金となっております。

少し飛びまして、29ページを御覧ください。款21諸収入、項 6 雑入、目1雑入、節15雑入の説明欄の一番最後の B & G 財団運営費補助金1,080万円は、(仮称)福祉センターに併設されますこども第三の居場所事業の運営費の助成金となっております。

以上が、主な歳入の説明となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。こちら大きく増減があった事業を中心に説明させていただきます。

予算書の51ページからが民生費となります。51ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 1 億1,792万8,000円で、前年度比937万3,000円の増額となっております。主なものは、節 1 報償で地域福祉計画策定委員と民生委員推せん会委員で令和 7 年度開催が必要となった委員会の報酬費を計上しております。

次に、52ページ中段、節12委託料として地域福祉計画策定業務料239万7,000円を新たに計上させていただきました。令和 7 年度、8 年度 2 か年度で地域福祉計画を策定してまいります。

次に、節18負担金、補助及び交付金のうち、主なものは説明欄の 3 つ目、社会福祉協議会負担金 4,466万4,000円が451万9,000円の減額となっております。これは、職員の人件費が減額となったものでございます。続きまして、目 3 障害福祉費 5 億2,885万6,000円で、前年度比5,072万5,000円の増額となっております。主な増額につきましては、次の53ページ下段を御覧ください。節18負担金、補助及び交付金のうち、説明欄 1 つ目の障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費 4 億838万4,000円が前年度比4,728万3,000円の増額となっております。障害者の介護給付費としての在宅介

護や生活介護、施設入所等の支援に関する経費、また将来のための訓練等給付費で、令和6年度実績により算出したものでございます。

次の54ページを御覧ください。節19扶助費については、説明欄3つ目の重度心身障害者医療費助成が4,091万9,000円で、前年度比343万9,000円の増額となっております。こちら令和6年度の実績により算出したものでございます。

次に、55ページ中段を御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は20億5,809万2,000円で、前年度比2億3,780万7,000円の増額となっております。主な増減につきましては、56ページの節7報償費の説明欄の4つ目、子育て応援金6万5,000円は前年度比74万円の減額となっております。これは、埼玉県が実施する埼玉県子育て応援ファミリー事業のコバトンベビーギフトを令和6年度で廃止することになったため、ベビーギフトの実施条件であった町の応援金も併せて廃止するものです。今回の6万5,000円は、申請が令和7年度にまたがる方の分を計上しております。

次に、節12委託料のうち、説明欄2つ目、放課後児童対策事業委託料2億5,956万5,000円は、前年度比5,011万1,000円の増額となっております。また、その下の保育所保育実施委託料8億9,484万2,000円も前年度比6,582万5,000円の増額となっております。この2つは、公定価格基準額の改定によるもので、令和6年度の実績から算出をしております。

また、説明欄の下4つ、こちらにつきましては新規事業となります。児童手当システム改修業務委託料32万8,000円は、制度改正に伴う標準レイアウトへの改正をするものでございます。

その次の家庭支援事業委託料88万7,000円は、児童福祉法に基づくこども家庭センターで実施する子育て短期支援事業と子育て世代訪問支援事業となります。

次のこども計画策定業務委託料272万2,000円は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村計画を策定するものでございます。

次のこども第三の居場所運営委託料1,170万円は、令和7年7月に開設予定のこども第三の居場所の運営を委託する費用を計上したものでございます。

次の節14工事請負費700万円は、福田小学校東側の福田地区子育て支援センター、通称第3学童クラブの施設の老朽化に対応する修繕工事を実施したいものでございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金2億1,781万9,000円は前年度比872万1,000円の増額で、主な内容は法律や制度改正によるもので、令和6年度の実績により算出したものでございます。説明欄最後のこどもの居場所地域ネットワーク補助金12万円は、町内で子供の居場所づくりに取り組むグループを統括するネットワーク団体への補助金を新たに計上させていただきました。

次の節19扶助費6億1,167万6,000円は、前年度比9,375万6,000円の増額で、主なものは説明欄の3つ目の児童手当費4億8,000万円は、前年度比9,331万円の増額で、令和6年10月の児童手当制度が改正されたことによるものでございます。

続きまして、目2児童福祉施設費、節12委託料301万2,000円の内訳は、説明欄下段の（仮称）

滑川町福祉センター設計施工監理委託料258万5,000円で、福祉センターの建設工事の完成が令和7年度中となったことで、継続費であった令和6年度予算の年割額を3月補正で減額させていただき、改めて令和7年度で計上させてもらうものでございます。

最後に、58ページを御覧ください。節17備品購入費850万円は、仮称福祉センター関係備品購入費として予算を計上させていただきました。

以上、大変大まかでございますが、福祉課所管の令和7年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、會澤町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長の會澤でございます。町民保険課所管の予算について、ご説明させていただきたいと思っております。お許しをいただいておりますので、着座にてご説明とさせていただきます。

最初に、歳入の主な項目についてご説明申し上げます。予算書の20ページをお開き願います。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金のうち、節7国民健康保険費国庫負担金として、本年度予算額1,505万2,000円を計上いたしました。内訳ですが、国民健康保険保険基盤安定負担金（保険者支援分）として1,450万1,000円、こちらは低所得者に対して保険料負担の軽減を図るための国庫負担分でございます。保険料軽減総額の2分の1を国が負担します。国民健康保険未就学児均等割保険料負担金として44万1,000円、こちらは就学前の子どもに対しての均等割保険料を軽減し、財源が減少した分に対し、同じく2分の1を国が負担します。国民健康保険産前産後保険料負担金として11万円、こちらは出産される方の産前産後期間の保険税額を軽減し、財源が減少した分に対し、同じく2分の1を国が負担します。

続いて、22ページをお開き願います。ページの上段、款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金のうち、節3国民年金費国庫委託金として、本年度予算額340万9,000円の歳入を見込んでおります。こちらは、町が行う年金事務に関連して発生する人件費、物件費等に充てるため、国が負担する事務費交付金でございます。

23ページ上段の款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金のうち、節7国民健康保険費県負担金、本年度予算額4,282万1,000円を計上いたしました。内訳は、国民健康保険保険基盤安定負担金3,529万6,000円、同じく保険基盤安定負担金（保険者支援分）725万円、同じく未就学児均等割保険料負担金22万円、同じく国民健康保険産前産後保険料負担金5万5,000円となります。こちらについては、先ほどの国庫負担金と同様に、被保険者の保険税負担の軽減、町国保の財政基盤の安定を図るための県からの負担金でございます。続きます節8後期高齢者医療保険費県負担金に、本年度予算額2,937万8,000円を計上いたしました。こちら低所得者への保険料軽減措置のための県の負担金でございます。

次に、28ページをお開き願います。款21諸収入、項2受託事業収入、目1民生費受託事業収入、

節 8 後期高齢者医療保険費受託事業収入に、本年度予算額1,597万7,000円を計上いたしました。内訳として、後期高齢者医療健康診査受託金として637万1,000円を計上いたしました。町が行う長寿健康診査の検診費に係る後期高齢者医療広域連合からの歳入見込額となります。その下の一体的実施等受託事業収入として960万6,000円は、令和5年度からの新規事業で、高齢者の保険事業と介護要望との一体的な実施事業を行うための人件費等に係る後期高齢者医療広域連合からの歳入見込額となります。

歳入については、以上になります。

続いて、歳出についてご説明いたします。ページ飛びまして、54ページをお開き願います。下段の款3民生費、項1社会福祉費、目4国民年金費でございますが、本年度予算額593万1,000円を計上いたしました。こちらは、国民年金事務に必要な人件費及び消耗品費、通信運搬費等となります。財源として、国からの事務費交付金を充てます。

次に、60ページをお願いします。下段の款3民生費、項5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございますが、総額で本年度予算額1億1,662万2,000円を計上いたしました。対前年度比74万2,000円の増となります。こちらは、人件費等に係る経費の計上が主になっております。

次ページ中段になりますが、節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金9,268万4,000円は、一般会計から国保特別会計へ繰り入れる費用の計上となります。前年度比7万5,000円の増となります。こちらは、繰出金には例年同様、法定外の繰出しは含んでおりません。保険基盤の安定に資するもの、未就学児の均等割保険料減額分への補填、出産育児一時金の国保会計支出分への補填などが主なものとなっております。

続いて、62ページになります。項8後期高齢者医療費、目1後期高齢者医療費ですが、本年度予算額2億4,529万3,000円を計上いたしました。前年度比161万1,000円の増となります。こちらも国保同様、人件費等に係る経費の計上のほか、主なものとして次ページとなりますが、節12委託料のうち、健診委託料に788万3,000円、節18負担金、補助及び交付金として後期高齢者医療広域連合市町村負担金1億7,258万5,000円を計上いたしました。

また、節27繰出金として、後期高齢者医療特別会計繰出金に本年度予算額4,243万円を特別会計へ繰り出しします。

以上、簡単ではございますが、町民保険課所管の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原 徹委員） 次に、篠崎高齢介護課長、お願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、高齢介護課所管令和7年度一般会計当初予算についてご説明申し上げます。初めに、歳入から説明いたします。予算書の19ページをお開きください。

下段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございますが、20ページをお

開きください。節8介護保険費国庫負担金として363万5,000円を計上しております。低所得者保険料軽減負担金として、保険料の第1段階から第3段階の被保険者に対する国の公費負担分で、負担割合は2分の1となっております。

続いて、23ページを御覧ください。上段、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節9介護保険費県負担金として181万7,000円を計上しております。先ほどと同様、低所得者保険料軽減負担金としての県の負担分で、負担割合は4分の1となっております。

24ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金でございますが、節5老人福祉総務費県補助金として25万3,000円を計上しております。単位老人クラブと老人クラブ連合会の町補助金に対する県の補助金でございます。

以上が、歳入の説明になります。

続きまして、歳出について説明申し上げます。予算書58ページをお開きください。下段、款3民生費、項3老人福祉費、目1老人福祉総務費でございますが、前年度比509万5,000円増額、6,764万1,000円を計上しております。増額の主な内容は、人件費に係る部分を除きますと、59ページ、節7報奨費にございます敬老年金、75歳以上の方に敬老と長寿を祝福し5,000円を支給する事業であります。対象者の増加に伴い49万円の増額で1,299万円計上しております。また、一世紀長寿祝金として4名の方が100歳を迎えられますので、40万円を計上しております。内訳として、町内に居住期間50年以上の方が4名となります。

節11役務費、対象者の増加と郵便料金の改定に伴いまして28万4,000円の増額、88万2,000円を計上しております。

節12委託料にございます高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料として313万9,000円を計上しております。こちらは、新規事業となります。令和9年度から令和11年度までの3か年計画であります第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための委託料となります。内容としては、計画策定のための基礎資料として実施しますヒアリングやアンケート等の実態調査となります。

節18負担金、補助及び交付金でございますが、長寿ふれあい温泉入浴補助金として、令和6年度の実績を基に14万円減額、230万4,000円を計上しております。老人福祉団体等シルバー人材センター活動費補助金は、令和6年度と同額の700万円を計上しております。

節19扶助費、紙おむつ給付費245万3,000円、寝たきり老人手当34万5,000円です。どちらも令和6年度と同額の予算となっております。

次に、目2老人福祉施設費として95万円の減額、93万9,000円を計上しております。主に、マレットゴルフ場に係る経費でございます。減額の理由は、昨年度購入しました乗用芝刈り機購入費の分となりますので、例年並みの予算計上となっております。

次に、61ページをお開きください。下段、項7介護保険費、目1介護保険費として2億2,081万

4,000円、前年度比330万円の増額となります。人件費等に係る経費の計上と、62ページ、節19扶助費として介護保険利用者負担額支給費514万9,000円を計上しました。これは、町独自の事業として利用者負担額の一部を支給することにより、経済的な負担を軽減するものです。

節27繰出金、介護保険特別会計繰出金は、町からの介護給付費の12.5%を法定負担分として一般会計から1億8,852万4,000円を介護保険特別会計へ繰り出します。

以上、高齢介護課所管の予算についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私からは健康づくり課所管の令和7年度当初予算についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。健康づくり課の事業のうち主なものを中心に、歳入歳出の順にご説明させていただきます。

まず、歳入から説明いたします。予算書20ページを御覧ください。

上段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金96万円です。内容は、未熟児養育医療国庫負担金です。

続いて、21ページの上段です。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2予防費国庫補助金は2,197万9,000円ですが、内容は乳児家庭全戸訪問事業等補助金10万1,000円、子育て世代包括支援センター事業補助金299万8,000円、母子保健衛生費国庫補助金144万円です。また、一昨年、令和4年度から始まった妊娠・出産・子育て応援交付金事業は、令和7年度より妊婦のための支援給付費補助金及び妊婦のための支援給付費交付金と名称が変わり、補助金は今までのおとり補助率3分の2、交付金は補助率が3分の2から10分の10に変更となる見込みです。合わせて1,605万4,000円を計上しました。また、昨年度から開始された産後ケア事業の国庫補助金は138万6,000円を計上しましたが、この補助金の負担率は国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。以上、国庫補助金の合計は2,197万9,000円となり、前年度1,560万4,000円に対して637万5,000円の増となります。増額の主な理由は、先ほど申し上げた妊婦のための支援給付費交付金の国庫負担率が3分の2から10分の10になったことなどによります。

次に、おめくりいただきまして23ページ中段、款16県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金48万円です。先ほど20ページの国庫負担金であった未熟児養育医療国庫負担金と連動するもので、県負担分4分の1を計上させていただいております。

次に、24ページ中段です。目3衛生費県補助金、節1保健衛生総務費補助金は、献血促進事業補助金に2万8,000円、次の節2予防費県補助金は208万7,000円です。主なものとしては、埼玉県利用者支援事業母子保健型補助金74万9,000円、また先ほど国庫補助金にもありましたが、産後ケア事業補助金の県負担分4分の1、こちらが69万3,000円を計上させていただいております。県支出

金合計は211万5,000円となり、前年479万7,000円よりマイナス268万2,000円と大幅に減額になっておりますが、この理由は先ほど申し上げた妊婦のための支援交付金補助金、国庫ですね、の国庫補助率が10分の10となったことにより、県負担分がなくなったことなどが主な理由となっております。

次に、28ページに飛びます。28ページ下段、下から3行目になります。款21諸収入、項6雑入、目1雑入、節7がん検診等負担金81万円は、町が実施するがん検診を受けていただく方の自己負担分となっております。

また、節15雑入のうち、29ページの中段、13行目ぐらい、在宅当番医医療運営事業費町村負担金404万6,000円ですが、これは比企医師管内において令和7年度は滑川町が幹事市町村となっており、負担金を取りまとめて比企医師会に支払うため、一度各市町村から町に歳入として受け入れるものでございます。

以上、健康づくり課所管の歳入合計は3,097万円となり、前年2,729万2,000円に対して367万8,000円の増となっております。増額の理由といたしましては、先ほど申し上げました妊娠・出産・子育て応援交付金事業のうち、妊婦のための支援給付費交付金が補助率10分の10になったこと、また令和6年度途中で開始となりました産後ケア事業補助金を実績に基づいて増額し、新たに当初予算に計上したことなどが主な理由となるものです。

続いて、歳出のご説明に移ります。64ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費から項2予防費までが健康づくり課の所管事業となります。

まず、目1保健衛生総務費8,145万9,000円です。主に、職員人件費及び保健センター施設の維持管理費等の経常経費となっております。人件費等の説明は省略させていただきますが、一番下の行、節12委託料の在宅当番医制運営事業費委託料444万9,000円は、当番医を決め、休日に診療を受けられるよう医師会に委託する1年間の経費となります。

次の65ページ中段、少し下のほうになりますが、節13使用料及び賃借料の福祉相談支援システム132万円は、相談記録等を入力、保管できるソフトウェアの借上料となっております。

次の節14工事請負費、こちら新規になります。1つ目の高圧受電設備等改修工事1,096万7,000円は、平成元年に設置された保健センターの高圧変電設備につきましては耐用年数を超えており、また使用されている機器の中には有毒で現在使用が禁止されているPCB、ポリ塩化ビフェニルが含まれている可能性もあり、国の定めたPCBの処理期限が令和8年度までとされているため、PCB含有の有無の調査を含めた更新工事の金額となっております。また、その下、保健センター空調設備等更新工事159万5,000円は、保健センター建設当時から使用されている空調設備のうち、故障、性能低下、部品調達困難となったものから順次修繕や交換を実施しており、今回の工事により保健センター1階の更新工事が完了する予定です。

その下、節18負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院事業負担金352万8,000円は、比企管内の休日当番医制の比企医師会への負担金などになります。なお、この負担金の算出は管内市町村の

均等割負担及び前年度の人口割負担となっており、当町の人口増、多市町村の人口変化等により、前年度比 1 万 6,000 円の増額となっております。

続いて、66 ページから 67 ページまで、目 2 予防費 1 億 8,646 万 5,000 円です。節 7 報償費の保健事業（母子保健事業）講師等報償費 761 万 2,000 円は、平均月 4 回開催している法定の乳幼児健診、月 1 回の 2 歳児歯科健診、月 2 回開催している発達相談、またその他事業などに来ていただく医師、歯科医師、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などにお支払いする報償費となっております。

同じページ下段の節 12 委託料 1 億 4,594 万 4,000 円ですが、妊婦健康診断業務委託料 2,294 万 5,000 円は、令和 7 年度より新たに公費にて実施する検査項目が増えたため、前年比 455 万 5,000 円の増、予防接種委託料 7,555 万 6,000 円は、子宮頸がんワクチンの接種推奨を差し控えていた期間に接種が受けられなかった方へのキャッチアップ事業がこの令和 6 年度の 3 月で対象者がほぼいなくなることで、またここ数年出生数が減ってきているため、対象人数を実績に基づいて計上したことなどにより、前年度比マイナス 1,119 万 8,000 円となっております。

なお、議会初日の総務政策課長の概要説明や先日の全員協議会でご説明申し上げました令和 7 年度より開始となる高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種については、この予防接種委託料の中に計上させていただきます。高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種につきましては、全員協議会に説明させていただいたとおりでございます。

次は 67 ページになりますが、6 行目の高齢者インフルエンザ予防接種委託料 1,221 万 2,000 円につきましては、令和 5 年度、6 年度の実績に基づき、接種率約 50%、自己負担額 1,500 円で積算して計上した額でございます。

すぐ下の 8 行目の電算機保守委託料は国の進めるシステム標準化に係る経費で、198 万円を新規に計上させていただいております。委託料一番下の高齢者新型コロナワクチン予防接種委託料 1,742 万 4,000 円は、令和 6 年度の実績約 20.4%に基づき、接種率 20%にて計上させていただいております。

1 つ戻りますが、産後ケア事業委託料 277 万 2,000 円につきましては、令和 6 年度から開始した事業でございますが、令和 6 年度の事業実績により 72 万 3,000 円の増額となっております。

次に、節 13 使用料及び賃借料の 2 行目です。コバトン A L K O O マイレージ使用料ですが、これは令和 6 年度まで県事業に納入する負担金として計上させていただいておりましたが、県の委託先の民間企業の作成したスマートフォンアプリのシステム使用料ということで、こちらの節に移動させていただいたものでございます。

次に、節 18 負担金、補助及び交付金の 2 行目、小児初期救急医療運営事業費補助金 247 万 8,000 円は、医師会病院に開設されている夜間・休日等の小児救急医療体制に係る市町村負担金で、比企医師会管内の市町村で均等割、人口割により算出された金額です。

すぐ下の健康づくり団体補助金121万円につきましては、町内の地区や有志で構成された団体が健康づくりを目的とする活動を行う場合に、その費用の一部を補助するもので、令和6年度実績35団体にに基づき計上させていただきました。

次に、この節最後の妊婦のための支援給付金は、歳入のご説明でも申し上げましたが、令和6年度まで妊娠・出産・子育て応援交付金が国の制度化により名称が変更されたもので、内容は特に変更されませんが、妊娠時・出産後に5万円をそれぞれ支給するもので、それぞれ約160件を想定して計上してございます。この事業につきましては、先ほど申し上げましたが、昨年までは補助金として負担割合が国3分の2、県6分の1、町6分の1でしたが、令和7年度より扶助費分については国10分の10となり、町の負担が軽減されております。

次の節19扶助費、養育医療費250万円は、歳入でもご説明いたしましたが、未熟児養育医療の歳出分になります。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合の補助事業となっております。令和7年1月現在、本事業の対象乳児はおりませんが、対象となる乳児が生まれた場合に高額の治療費の発生が見込まれること、また歳出予算を計上しなかった場合に国、県の補助金を申請することが難しいことなどから、あらかじめこの予算を計上させていただいております。

健康づくり課所管の歳出予算につきましては、総額2億6,792万4,000円となり、令和6年度は2億5,546万円でしたので、前年比1,246万4,000円増となります。歳出の内容については、増額と減額それぞれございますが、繰り返しになりますけれども、増額の主な理由は受電設備更新工事等により工事請負費が増額となったこと、また令和6年度は補正予算で計上した高齢者新型コロナワクチン予防接種委託料が当初予算に計上されたことなどによります。また、減額の主な理由は、健診、予防接種の対象となる乳幼児の想定数、出生数などを実績に基づき減らしたことや、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ事業が終了したことなどにより予防接種事業が減額となったこと、妊婦のための応援給付金の実績及び国の補助金等の関係により減額となったことなどが理由になります。

以上、簡単ではございますが、健康づくり課所管の令和7年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原 徹委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、令和7年度滑川町一般会計予算、環境課所管の衛生費について、歳入歳出予算の説明をさせていただきます。初めに、19ページをお開きください。

主な歳入について、ご説明を申し上げます。中段の款14使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料117万円を計上いたしました。主な手数料は、節2環境衛生手数料の犬登録料等手数料59万6,000円、次に節3塵芥処理手数料の粗大ごみ収集運搬手数料54万4,000円と、一般廃棄物処理業許可申請手数料3万円でございます。

次に、21ページをお開きください。中段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金のうち、節3環境衛生費国庫補助金69万8,000円を計上いたしました。特定外来生物防除等対策事業交付金でございます。クビアカツヤカミキリの防除対策事業交付金でございます。昨年度からの継続でございます。町で管理しております桜の木を特定外来生物のクビアカツヤカミキリの被害から守るために、薬剤注入等の防除作業を行うための補助金でございます。

次に、24ページをお開きください。下段の款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金のうち、節3環境衛生費県補助金5万円を計上いたしました。彩の国環境保全交付金でございます。

次に、26ページをお開きください。上段の款16県支出金、項3県委託金、目6衛生費県委託金のうち、節1環境衛生費県委託金1万9,000円を計上いたしました。これは、町内で捕獲されたイノシシ、ニホンジカの個体分析を行うことに対しての委託金でございます。

次に、28ページをお開きください。下段の款21諸収入、項6雑入、目1雑入ですが、節3汲取券売捌手数料10万4,000円を計上いたしました。小川地区衛生組合より納入される手数料でございます。

次に、29ページ中段の節15雑入、資源物売却代金として49万3,000円を計上いたしました。資源回収した新聞、段ボール等の紙類、衣類、アルミ缶の売却代金でございます。

歳入については、以上でございます。

次に、67ページをお開きください。最下段を御覧ください。主な歳出についてご説明いたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費でございますが、5,006万1,000円を計上いたしました。前年度比476万9,000円の増となります。増額の主な理由は、節12委託料、環境基本計画策定業務委託510万4,000円によるものでございます。令和7、8年の2か年で環境基本計画を策定するものでございます。

主な内容につきましては、68ページをお開きください。中段の節7報償費、環境委員等報償80万8,000円。

次に、69ページ、節12委託料のうち、環境基本計画策定業務委託料510万4,000円、比企河川合同水質調査委託料56万3,000円、農業用水路水質調査委託料42万円、特定外来生物防除事業委託料303万6,000円でございます。

同じく69ページ、節18負担金、補助及び交付金のうち比企広域市村圏組合斎場及び霊柩車事業の負担金1,380万5,000円でございます。

続いて、住宅用太陽光発電システムの設置事業補助金120万円ですが、補助金の内容は1キロワット以上10キロワット未満のシステムに対し、一律5万円を補助するものでございます。24基分となります。

次に、69ページ、下段、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費ですが、1,159万1,000円を計上いたしました。前年度より129万3,000円の増額となっております。

続いて、70ページ、款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費ですが、3億7,733万1,000円を計上いたしました。前年度比961万8,000円の増額となっております。増額の主な理由ですが、節12一般廃棄物収集運搬委託料を人件費及び燃料費の高騰を鑑み1,155万円の増額でございます。内容としては、節12委託料1億3,378万6,000円のうち、一般廃棄物収集運搬業務委託料1億2,980万円は、滑川町内の一般家庭から出されたごみと資源の収集運搬を委託するものでございます。

その他清掃作業委託料143万3,000円、ごみ収集所等清掃業務の委託、以前は生活パトロール町内美化推進事業委託料という名称でございました。209万6,000円については、どちらも通常の収集ではできないごみの回収でございます。

続いて、節18負担金、補助及び交付金では、小川地区衛生組合塵芥処理負担金2億4,092万円を計上いたしました。前年度比246万円の減額でございます。滑川町の家庭から出される一般ごみ、粗大ごみ、条件ごみを処理するための負担金でございます。

次に、目3し尿処理費ですが、4,547万円を計上いたしました。前年度比35万6,000円の減となっております。主な内容は、節18負担金、補助及び交付金の小川地区衛生組合し尿処理費負担金4,536万5,000円でございます。滑川町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理するための負担金でございます。

次の目4浄化槽事業費ですが、1,485万5,000円を計上いたしました。前年度比11万5,000円の増となっております。節18負担金、補助及び交付金の浄化槽事業補助金262万1,000円で69万2,000円の増です。これは、浄化槽事業を含む下水道事業が令和5年より企業会計に移行したことにより、現在、町内で設置してあります公設浄化槽本体の減価償却分を町より企業会計に支出するものでございます。主な内容は、節27繰出金の浄化槽事業特別会計繰出金1,223万4,000円でございます。

以上、雑駁でございますが、環境課所管の予算についてでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、澄川教育委員会事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会事務局所管の令和7年度当初予算の概要について、予算書に基づき説明をさせていただきます。それでは、着座にて失礼いたします。

初めに、歳入予算から新規計上や主なものについて説明をさせていただきます。予算書17ページ下段をお願いいたします。款13分担金及び負担金、項2負担金、目5教育費負担金の節1教育振興費負担金ですが、昨年度からスタートした比企広域電子図書館サービスの学校連携について、令和7年度分の負担金を構成市町から収入し、代表市町である滑川町で一括して支出いたします。

同じく、節3図書館費負担金ですが、475万9,000円を計上させていただいています。これは、令

和4年度からスタートした比企広域電子図書館サービスの運営に必要な経費に係る構成市町からの負担金で、東松山市、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、そして滑川町と共同でこのサービスを運営しております。

次に、18ページ中段を御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3教育使用料、節2体育施設使用料ですが、75万7,000円を計上させていただいております。これは、各施設等の町外利用者の使用料及び総合グラウンドの夜間照明使用料となります。

同じく、節5教育振興使用料のスクールバス利用料ですが、220万4,000円を計上しています。昨年度と比べて48万8,000円の増額となっています。利用見込対象者167名分を11か月分見込んで計上させていただいております。

次に、21ページ中段をお願いいたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、節2教育振興費国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金45万6,000円は、前年度に引き続き、滑川幼稚園の園児に医療ケアが必要なお子さんがいるため、この医療ケアを看護師へ委託する経費に係る国からの補助金となります。なお、補助率は3分の1となります。

次に、25ページ中段をお願いいたします。款16県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金に213万1,000円を計上させていただいております。予算計上科目については、前年度と同様、学校教育に係る市町村総合助成金、スクールサポートスタッフ配置事業、埼玉県放課後子ども教室推進事業費補助金の3科目について計上いたしました。令和6年度と比較して15万5,000円の減額となりました。

次に、28ページ下段をお願いいたします。款21諸収入、項5給食費、目1学校給食費、節1現年度給食費として823万1,000円を計上させていただいております。町では子どもたちの給食費無償化事業を令和7年度も継続して実施いたしますので、ここに計上されているのは、教職員及び教育実習生等に係る給食費の徴収予定分でございます。

次に、29ページ下段をお願いいたします。項6雑入、目2雑入、節1預かり保育事業収入の現年度おやつ代徴収金として23万3,000円を計上させていただいております。

これは、幼稚園で実施する一時預かり保育において、園児へ提供するおやつに対する保護者負担分となります。

以上、概要ではございますが、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算の新規計上並びに主なものについて説明をいたします。ページ飛びまして、85ページの下段をお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございます。本年度予算額124万8,000円で、前年度と同額の予算計上とさせていただいております。教育委員の報酬など教育委員会の運営に関する経費でございます。

次に、86ページ中段をお願いいたします。目2事務局費でございます。本年度予算額1億3,133万1,000円で、前年度と比較して968万円の増額の予算計上とさせていただいております。教育委員会

事務局の職員に係る人件費が主なもので、増額の理由は、令和６年度の給与改定に伴うものが主なものです。

続きまして、87ページ中段をお願いいたします。目３教育振興費として、本年度予算額２億1,279万1,000円で、前年度と比較して1,247万3,000円の減額の予算計上とさせていただきました。主な減額理由といたしましては、節13使用料及び賃借料のうち、令和６年度まで予算計上をさせていただきました空調設備等借上料2,756万9,000円、これがリース期間満了に伴い減額となったのが主な理由でございます。

それでは、増額の理由を個別に説明させていただきます。まず、87ページ中段になりますが、教育振興費に計上した会計年度任用職員に係る経費として、報酬、職員手当、共済費、費用弁償があり、合計で7,544万2,000円計上させていただきました。前年度比の増額分は、町職員人件費と同様、令和６年度の給与改定によるものでございます。

教育振興費の中での会計年度任用職員は、小学校非常勤講師、小中学校へ配置する学習生活指導支援員、中学校補助教諭、教育相談員等で合計29名の雇用を見込んでおります。なお、中学校補助教諭ですが、令和７年度では３年生が町基準での人数で学級編制をする見込みで、１名の配置を見込み、予算計上させていただきました。また、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフも引き続き雇用し、教職員の負担軽減と子どもたちへのきめ細かい支援を図るため、配置してまいります。

次に、88ページ上段をお願いいたします。節７報償費ですが、新規計上として、教育振興基本計画策定委員報償５万3,000円がでございます。令和７年度は、町の総合振興基本計画、教育大綱とリンクした第４期滑川町教育振興基本計画の策定年度となるため委員会を設置し、各方面の方々から広く意見を聴取し、計画策定の参考とさせていただく予定でございます。

節12委託料ですが、スクールバス運行业務委託料を5,079万6,000円計上させていただきました。令和７年度は、森林公園駅発のバスの編成を変更及び福小の巡回コースを変更しております。巡回コースの変更では、委託料への影響はございませんが、バス編成の変更では、令和６年度の大型２台、中型１台から令和７年度は大型３台となるため220万円増額となっております。

次に、節13使用料及び賃借料を3,811万2,000円計上いたしました。先ほどお話しした各校の空調設備等借上料についてですが、平成27年４月１日から令和７年３月31日の10年間のリースが終了したため減額となりました。その他、学校ＩＣＴ機器関連や校務支援システムに係る賃借料、メール配信連携スマートフォン使用料、比企広域電子図書館学校連携用電子書籍コンテンツ使用料などをここに計上しております。

次に、91ページをお願いいたします。款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費でございます。これは、主に小学校３校の学校施設や設備に関する維持管理経費で、本年度予算額１億5,221万9,000円とし、前年度と比較して6,638万4,000円の大幅な増額の予算計上をさせていただいており

ます。増額の主な理由は、宮前小学校の浄化槽の入替えに伴う設置工事費7,000万円及び同工事の施工監理委託料236万5,000円が新規計上となったためでございます。その他の科目で、主な増額計上の予算ですが、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額及び節10の需用費のうち、福田小学校の修繕料にエレベーターの補修工事等を見込んでいるため291万6,000円を計上しております。これらの科目以外の予算額については、ほぼ平年並みとなっております。

次に、95ページ中段をお願いいたします。目2教育振興費でございます。本年度予算額1,299万円で、前年度と比較して31万5,000円の増額の予算計上となっております。主に小学校3校の学習指導に必要な経費を計上しており、報償費、需用費、備品購入費及び就学援助費でございます。なお、節17備品購入費は、理科教育振興備品を計上し、これは国庫補助対象となっております。

次に、96ページ下段をお願いいたします。款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。本年度予算額3,682万7,000円で、前年度と比較して753万5,000円の増額の予算計上とさせていただきます。主に、中学校の施設等に係る維持管理経費でございます。増額の要因は、小学校費と同様、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額、校務用パソコン等の入替えに伴う借上料732万6,000円及びライセンス使用料119万8,000円が増額となっております。

次に、98ページ中段をお願いいたします。目2教育振興費でございます。本年度予算額1,297万7,000円で、前年度と比較して63万円の増額の予算計上とさせていただきます。主に中学校の学習指導に必要な経費を計上しており、報償費、需用費、備品購入費及び就学援助費等でございます。備品購入費の理科教育振興備品については、小学校費と同様、国庫補助対象となっております。

次に、99ページ上段をお願いいたします。款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます。本年度予算額1億3,482万4,000円で、前年度と比較して1,506万6,000円の増額の予算計上とさせていただきます。主な増額の内容は、育児休暇から復職する職員2名の職員人件費及び節10需用費のうち消耗品、燃料費、光熱水費また節12委託料のうち、園児バス運転業務等委託料が物価高騰等の影響を受け、増額の予算計上をさせていただきました。なお、会計年度任用職員の内訳ですが、予算上、幼稚園教諭4名、学習生活支援員5名、事務職員2名の合計11名分を計上しています。これには、預かり保育に係る有資格者の専任職員、事務職員も含まれております。また、預かり保育については、消耗品費10万4,000円、おやつを提供するため賄い材料費が25万6,000円も予算計上させていただきました。

次に、101ページ下段をお願いいたします。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費でございます。本年度予算額993万3,000円で、前年度と比較して6万2,000円の増額でございます。この費目は、主に社会教育指導員に係る人件費及びチャレンジキッズ、青少年の主張大会、寿学級、放課後子ども教室等の社会教育活動に係る経費を計上しております。

次に、103ページ上段をお願いいたします。目2文化財保護費でございます。本年度予算額2,675万

3,000円で、前年度と比較して766万3,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に文化財保護及び発掘調査、ミヤコタナゴの保護繁殖、エコミュージアムセンターの維持管理等に係る経費を計上しております。増額の理由は、会計年度任用職員の雇用人数の増加及び給与改定に伴う増額、また節10需用費のうち、寺谷廃寺の発掘調査報告書刊行のための印刷製本費を新規計上、またエコミュージアムセンターの修繕料の増額などがあったためでございます。

次に、104ページ下段をお願いいたします。目3公民館費でございます。本年度予算額1,340万1,000円で、前年度と比較して157万2,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に職員人件費及び子どもまつり、文化祭、七つの祝い、かるた大会、公民館教室、公民館講演会などの公民館事業全般に係る経費でございます。減額の主な要因は、前年度の町制施行40周年記念講演会であった公民館講演会に係る経費が平年ベースの予算額に戻ったためでございます。

次に、106ページをお願いいたします。目4図書館費でございます。本年度予算額5,026万8,000円で、前年度と比較して306万7,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に図書館活動、図書館の維持管理経費などの図書館運営全般に対する経費でございます。増額の主な理由は、職員人件費及び会計年度任用職員の給与改定に伴う増及び図書館システムの入替えに伴う節13使用料及び賃借料の電算機等使用料、図書館システム等借上料の増額によるものでございます。

また、令和7年度より3歳児健診の機会に行っていたブックスタート事業を保健センターから教育委員会へ移管し、図書館が中心となって事業展開してまいります。令和4年度にスタートした比企広域電子図書館及びポップコンテストについても引き続き実施してまいります。

次に、108ページ上段をお願いいたします。款10教育費、項6保健体育費の目1保健体育総務費でございます。本年度予算額708万7,000円で、前年度と比較し6万円の減額とさせていただいております。主なものは節1報酬121万6,000円及び節18負担金、補助及び交付金の415万1,000円です。報酬につきましては、スポーツ推進員報酬が121万6,000円、負担金、補助及び交付金については、町スポーツ協会補助金345万3,000円及びスポーツ少年団本部補助金45万円が主なものとなっております。

また、前年度に引き続き、節7部活動在り方検討委員会委員報償を17万6,000円計上をしています。中学校の地域クラブ活動の在り方について、近隣の状況や先進地の導入例を委員の方々と情報共有するとともに、町としての取組の方向性などを様々な立場の方々から意見を伺ってまいります。

次に、108ページ下段を御覧ください。目2体育施設費でございます。本年度予算額2,048万5,000円で、前年度と比較して519万3,000円の増額とさせていただきました。体育施設費では、総合体育館、総合運動公園管理棟、多目的グラウンド、文化スポーツセンター等の社会体育施設に係る維持管理経費を計上しております。増額の主な理由は、節14工事請負費の文化スポーツセンターエアコン設置工事476万3,000円を新規計上したためでございます。

次に、109ページ下段をお願いいたします。目3学校給食費でございます。本年度予算額2億

3,079万7,000円で、前年度と比較して1,665万5,000円の増額の予算計上とさせていただいております。増額の主な理由でございますが、節10需用費の給食用品費と節12給食委託料の増額で、どちらの経費も近年の物価高騰や人件費の増の影響を受けての予算計上とさせていただきました。なお、令和7年度についても給食費無償化事業を継続するものとして、その経費は先ほどの食材費と合わせて節18負担金、補助及び交付金があり、小中学校等給食費補助金261万8,000円を計上しています。小中学生及び先週の全協でご説明させていただいたとおり、令和6年度から滑川幼稚園の年少の学年も対象となりますので、ここでの対象者が73名を見込んでおります。

以上、雑駁ではございましたが、歳出予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 所管事項ごとの説明ありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時25分としたいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩 （午後 2時12分）

再 開 （午後 2時25分）

○委員長（原 徹委員） 再開します。

ここで、各担当課、局の説明員の方がいらっしゃいますので、各課、局長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、稲村福祉課長、お願いします。

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長の稲村です。よろしくお願いいたします。

説明員は、各自自己紹介とさせていただきます。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課副課長、こども福祉担当の西浦と申します。どうぞよろしくお願いします。

○福祉課主幹・こども福祉担当（早川裕美子） 福祉課こども福祉担当の早川です。よろしくお願いいたします。

○福祉課主査・こども福祉担当（富永茉莉） 福祉課こども福祉担当の富永です。よろしくお願いいたします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（金井淳子） 福祉課社会福祉担当、金井でございます。よろしくお願いします。

○福祉課主事・社会福祉担当（森下裕希） 福祉課社会福祉担当の森下と申します。よろしくお願いします。

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課6名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、會澤町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長の會澤でございます。よろしくお願いします。

説明員については、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課主任・年金国保担当（強瀬利賀） 町民保険課年金国保担当の強瀬と申します。よろしくをお願いします。

○町民保険課長（會澤孝之） 以上2名でご説明に当たらせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（原 徹委員） 次に、篠崎高齢介護課長、お願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内と申します。よろしくをお願いいたします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 以上2名で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長の武井でございます。

説明員については、自己紹介とさせていただきます。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（齋藤仁美） 健康づくり課健康づくり担当の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○健康づくり課主任・保健予防担当（厚目未奈子） 健康づくり課保健予防担当の厚目と申します。よろしくお願いします。

○健康づくり課主事・保健予防担当（成田琴音） 健康づくり課保健予防担当の成田と申します。よろしくお願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 以上4名で説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。

私のほかに説明員が2名いますので、自己紹介とさせていただきます。

○環境課主任・生活環境担当（若林香織） 環境課生活環境担当、若林と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課主任・生活環境担当（高橋健悟） 環境課生活環境担当、高橋と申します。よろしくお願いします。

○環境課長（関口正幸） 以上3名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 次に、澄川教育委員会事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（笠原祐介） 教育委員会学校教育担当、笠原と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（齋藤訓行） 教育委員会事務局次長、教育総務担当、齋藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（堀口章子） 教育委員会事務局次長、生涯学習担当の堀口と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（上 武史） 教育委員会事務局次長、文化財保護担当、上と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局主査・図書館担当（田宮 圭） 教育委員会事務局図書館担当の田宮と申します。よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 以上6名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） これより質疑に入ります。

質問者は質問を質問席で行い、答弁者は答弁を自席でお願いします。質問者、答弁者は、委員長権限で着座のまま質問、答弁を行って結構です。質疑は一問一答方式、時間は40分間とします。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合には、質問の前に自ら指名をお願いします。

質疑ありませんか。

上野委員、質問席へお願いします。

○2番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問いたします。着座にて失礼いたします。

まず、29ページをお願いします。宮前小学校の施設整備事業で浄化槽を入れる事業についてなのですが、こちらで二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということで3,500万円あります。こちらと浄化槽というところが言葉から結びつかないのですが、ちょっとこの補助金について説明していただいていいですか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（齋藤訓行） 教育委員会事務局次長、齋藤のほうでご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、全国浄化槽連盟のほうが行っている補助金となりまして、浄化槽の入替えに伴ってCO₂の削減ができるということが、そういうことで補助を出しているというふうなものになっているようでございます。対象経費については工事費の2分の1が補助金の対象になるというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。では、特に学校が対象等ではなくて、とにかく浄

化槽を使っている場所であれば使える補助金ということでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（齋藤訓行） 教育委員会事務局、齋藤がご答弁申し上げます。

今回は宮前小学校の浄化槽の入替えということで、こういった補助金があるということで、手を挙げる予定でおりますが、ほかの公共施設でも使えるのではないかと思うのですけれども、ちょっとそちらの要件についてまでは、こちらで、すみません、学校の入替えは使えるということで把握はしていたのですけれども、ほかのものについてはどこまでという範囲まではちょっと把握をしておりません。申し訳ありません。よろしくお願いします。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。59ページをお願いします。長寿ふれあい温泉入浴補助金230万円なのですが、これも、これ前から少し質問等しているのですが、高齢者への補助なのですが、もう少しこの温泉券が使える先を増やせないかということと、あと、こちら、対象施設が、運営会社が町外の会社さんになると思うのですけれども、町内でお金が循環するように、例えば町内事業者さんで高齢者が使うものと、店舗や、それから理容院等になるかもしれないのですけれども、そういう町内事業者というところに着眼して補助券等が使えるような仕組みにはできないでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、上野委員のご質問に答弁いたします。

一般質問の答弁でもさせていただきましたが、長寿ふれあい温泉入浴補助金に関しましては、町に入浴施設ができたのを機に、この補助金を利用して高齢者の憩いの場、また地域の活性化という目標でこの補助金を始めた事業となっております。今後、ほかの事業へとなりますと、また全く別な意味になってしまいますので、必要があれば高齢者福祉検討委員会等でまた検討させていただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 今のお話だと、入浴施設ができたところを機に始まったというようなご説明だったのですけれども、目的としては入浴施設ありきではなくて、高齢者への福祉というところが目的なのではないかなと思うのですが、その初めの位置づけについてちょっと確認させてもらえますか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 長寿ふれあい温泉入浴補助金ということで、今回、要綱で設定されております。一般の高齢者向けの事業としては、今のところこの事業に関しては考えておりませんの

で、ほかの高齢者向けの事業として考えるのであれば、また別な考えで高齢者福祉検討委員会等で検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員）

次の質問に移ります。88ページです。スクールバス運行業務委託料約5,080万円というところで、今年度から編成が変更になったというところでした。費用的に宮前小学校分が幾ら、福田小学校分が幾らというような試算、数字は出ますでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（齋藤訓行） 教育委員会事務局、齋藤がご答弁申し上げます。

福田小学校分が幾ら、宮前小学校分が幾らというような積算で今手持ちの資料ではしておりませんので、すぐにちょっと数字は出ないようになっております。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。大型3台になるということなのですけども、大型2台が宮小ルートを回るとか、そういうふうを考えていいのですか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（齋藤訓行） 教育委員会事務局、齋藤がご答弁申し上げます。

現在、滑川町内を走っているスクールバスにつきましては、宮小校区で4台、福田小学校校区で1台、そのバスの内訳でございますが、本年度につきましては、宮小校区が大型バス2台の中型バス1台、こちらが森林公園駅から宮前小学校までの定点輸送、さらにもう一台がマイクロバス1台を活用しまして、東金光地と伊古の対象生徒を乗せて宮前小学校までを送迎する形でマイクロバスを1台、さらに福田小学校につきましては、和泉の対象児童と、今年度から山田の下の地区に対象の生徒が増えたものですから、山田を経由して福田小学校に送迎をするというような形でマイクロバス1台を使っておりますので、全部で6台運行しておりまして、来年度からにつきましては、先ほど申しあげました大型バス2台、中型バス1台の宮前小学校から森林公園駅の定点輸送の分を、そ

この利用者が増えたことからバスの乗車定員が不足したものですから、中型を大型に代えて運行していくというような計画を立てているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。89ページの使用料及び賃借料のところ、公立学校情報機器タブレットP C賃借料で1,769万円とあるのですけれども、これからタブレットを順次更新していくのかもしれないのですけれども、この金額というのが毎年続くのか、それとも何年度かに1回の、6年ぐらいの仕様だったと思いますので、そこのところで、比較的6年に1回とか波のあるような予算になるのかというところを教えてください。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（齋藤訓行） 教育委員会事務局、齋藤がご答弁申し上げます。

こちらのタブレットP Cの賃借料1,769万2,000円の予算につきましては、1,909台分のタブレットP Cの賃借を予定しておりまして、これにつきましては、ここで賃借をしたところで、毎年……
〔「いいですか、補足」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

タブレットP Cでございますが、こちら、今、使用しているものは令和3年に導入をしまして、5年間のリースで、先ほど齋藤次長が言った1,909台を運用しています。これが令和8年3月31日までのリース期間となっておりますが、タブレットP C自体は6年間使う予定でございます。小学校だとちょうど1年生から6年生まで、中学校は3年間ですので、2サイクルという形で6年間使用する予定でございます。5年のリースでリースアップをしますが、1年間は、リースアップ後は無償譲渡の契約をしておりますので、所有権が町に移った形でライセンス等の使用料のみを予算計上する中で6年目の運用を見込んでいます。

したがって、リースアップ、6年経過した後、新しいタブレットP Cの入替えを予定しています。こちらについては、今、埼玉県のほうが主導して行っているのですが、共同調達という形で、全県で共同調達をした形でタブレットP Cの更新を今計画しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。このG I G Aスクール構想、全校にWi-Fiを入れて、そして全員がタブレットを持つという構想、始まったところは文科省の補助金で始まったか

と思うのですけれども、その後のタブレットの更新は全て補助はなくで一般財源で行っていくという事なのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

文科省からの直接の補助という形ではないのですが、文科省のほうから県に対して補助金が出ています。県がそちらのほうをこのタブレットP Cの整備のための基金という形でプールしながら、全県で共同調達をする際に、その基金からそれぞれの市町村に補助という形で交付をする予定です。ただ、市町村については、導入の年度が若干ずれがありますので、実際に補助金の交付もその市町村単位で年度もばらばらという形になる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2 番（上野葉月委員） では、全ての額を町で負担しているという状態ではないということ、負担割合あるいは県の補助割合、実質的な国、県からの補助割合というのはどれくらいになっているのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、答弁させていただきます。

今、使っているタブレットP Cについては、1 台 4 万 5,000 円という補助がありました。次のタブレットP Cの入替えについては、1 台当たり 5 万 5,000 円の補助が交付される予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2 番（上野葉月委員） すみません、1 台 4 万 5,000 円、5 万 5,000 円の補助ということで、1 台当たり、今タブレット幾らぐらいのを使っているのですか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

1 台当たりでございますが、当然、ハードプラスソフトの部分、またライセンス、それから保守等もリースの場合ですのでかかってきます。そういったものも含めると、1 台当たりは10万円を超える金額となる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2 番（上野葉月委員） ありがとうございます。そうしたら半分ぐらいは町で負担しているというところで分かりましたが、結構な金額に毎年なってくるのかなというふうに思います。

それで、タブレットを1人1台導入したことで、教室としてあるパソコン教室というのがあって、そこにデスクトップタイプの人数分あるかと思うのですけれども、あちらのパソコンというのはどうなっていくのですか、今後。活用法とタブレットに完全に移行していくのか、それともパソコン教室はパソコン教室として残して併用していくのか、その場合は両方のメンテナンスと費用がかかってくると思うのですけれども、その辺りは今後どうなっていくのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

小中学校のパソコン教室につきましては、上野委員がおっしゃるとおり、今現在、タブレットではなくデスクトップのタイプのパソコンがそれぞれ40台ずつ整備をされております。それについてはタブレットPCよりもスペックの高いものが入っております。なので、タブレットPCでは操作や容量とか能力的にできないものについては、パソコン教室のほうで授業を行うということもあるのですが、実は今、あまり稼働はしていないというのが現状です。実際、タブレットPCでほとんど賄っている部分もございます。ですので、パソコン教室のデスクトップについては、整備してからそれぞれ5年が大体経過している、中学校がまだ経過していないのかな、ぐらいで、5年経過して、そのまま既存のものを使っている状況になっています。

今、パソコン教室については、この次世代、タブレットPCが普及してからの学校でのパソコン教室の使い方、稼働の仕方というのが今課題になっているところで、実際に各市町村、各学校でもどんな形で整備をしていくのか、どんな使い方がいいのかというのを模索しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。本当に悩ましいところだと思うのですけれども、実際この社会に出たり、もう少し高度なことをしようと思ってくると、タブレットだと足りないところというのが出てくると思うのです。それで、タブレットしか知らないでこのまま成長していったら、例えば会社で仕事に就くとなると、結構不足しているところ、タブレットってスマートフォンの延長的な捉え方もできてしまうので、そうすると、いざパソコン作業って仕事になったときに、実は困るところが意外と出てくるというふうに感じています。なので、スペックの高いパソコンというのも存在価値はあるのだろうなとは思っています。なので、私はあったほうがいいのかなどは思ってはいるのですけれども、では両方メンテナンスを続けるのかとか、購入を続けるのかとかというところはすごく難しいところだと思うので、それでも必要性というところで検討を続けていたきたいかなと思います。

次の質問に移ります。99ページの幼稚園費のところ。幼稚園費の会計年度任用職員の報酬が

2,367万円というふうになっています。幼稚園は何年か前、5年以上前と比べて、かなり利用者が減っている現状だと思うのですが、それに伴って職員の配置というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園の職員配置でございますが、クラス数が減っていくに従いまして、それに伴い会計年度任用職員さんの雇用数が減っているというのが現状でございます。今まではクラス数が多かった、特に年少のクラスなんかですと、担任と副担任がいて保育という形を取っておりましたが、現在クラス数が少なくなったため、幼稚園教諭としての会計年度任用職員の雇用が減少しているという状況でございます。

ただ、反面、支援員という形で支援が必要な子どもたちが結構増えている、増加傾向にありますので、そういった子どもたちに対する支援ということで、学習生活支援員、こちらのほうの雇用については増加している状況ではございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、今まではクラス担任、クラス補助でついていた方が、クラスが減ることで、そこが減少はするけれども、その分がいわゆる支援員、加配というか、そういう方に回っているということで、では大幅な、例えば会計年度任用職員さん、今まで仕事をしてきていて、今後も継続の意思があるのに仕事の口が、仕事の口というか、担当がなくなってしまうと、そういうようなことはあまり生じていないのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園の会計年度任用職員の雇用人数については、ここ数年それほど減ってはいない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。109ページに移ります。109ページの文化スポーツセンターのエアコン設置工事476万円です。場所は1階のホールのところにつけるということでした。そこが一番要望が高い場所だったのかもしれないのですが、文化スポーツセンターも結構建ててから年数がたっていて、全館の冷暖房というのはかなり厳しい状況かと思えます。古いエアコンがついていますが、

あまり正常に稼働しないような状態かなと思います。何かつけても暖かくならないとか、つけても冷房が効かないと、特に2階なんかはそういう状態かなと感じているのですけれども、そんな中で文化スポーツセンターをこれからどうしていくかということも考えなければいけないと思うのですが、そういう中でエアコンは必要というところもあります。

ただ、宮前小学校の体育館にも通じるのですけれども、ある程度建て替え等が見込まれる、あるいは可能性があるものに対して設備投資していくというのは効率が悪いのかなというふうに思っているのですけれども、この文化スポーツセンターのエアコン設置工事というのは、今までできていなかったものがここで動くのですが、どういう経緯で決まっていたのですか。

今まで要望は出ていたと思うのですけれども、それでもなかなかできないでいたと思うのです。それが文化スポーツセンターの耐用年数も迫ってくる中、なかなか新たな設備投資に対して見通しを立てて動いていくというのは、いろいろ判断に難しい面もあると思うのですが、それで、今ここでエアコンの設置工事をしたというのは、どういう判断でこのようになったのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野委員おっしゃるとおり、文化スポーツセンターのホールにつきましては以前から空調の入替えの要望が出ておりました。こちら空調については建築時に設置しているエアコンですので埋め込み、それから配管についても内蔵されているものです。そちらの入替えとなりますと、構造から根本的にいじらないと入替えは難しいということで、入替えについては計画を策定しあぐねているところなのですが、こちらホールに天つりのエアコンが2か所、室外機についても2か所設置をすることで、ホールのエアコンの入替えが可能だということで、今回、当初予算のほうに要望させていただき、この設置という形になりました。

文化スポーツセンターにつきましては、1階の奥の会議室についても前年度入替えをしております。こちらについても入替えというよりは縦置きのものを入れている形になるので、これで文化スポーツセンター1階につきましては、エアコンについてはある程度きちんとした稼働ができるのではないかなというふうに思っています。2階の以前保育室等で賃貸借で貸していたときに使っていた部屋につきましても、一応エアコンにつきましてはちゃんと稼働するというで伺っておりますので、こちらの入替え工事を行うことで、文化スポーツセンター空調についてはある程度きちんとして動くのではないかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 確認なのですが、保育室で使っていたのは三、四年前かと思うのですが、そのときは昔の古い埋め込み型のエアコンで、あれを使ってエアコンはきちんと稼働してい

たのですか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野委員のご質問に答弁をさせていただきます。

保育園で貸していた当時は確かに調子が悪かったので、その後点検を入れて修繕をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員、お願いします。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。29ページ及び52ページの関連の質問になるのですけれども、52ページで社会福祉協議会補助金4,466万円というふうにあります。そして、29ページのところの下で、子ども第三の居場所に対して入る補助金であるB&G財団運営費補助金1,080万円とあります。福祉センターに社会福祉協議会が入ることで賃料が入るかなと思うのですけれども、その賃料の計上というのはどこかにあるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課副課長、西浦よりお答え申し上げます。

歳入のほうとして、社会福祉協議会の賃料につきましては、計上のほうはいたしておりません。

B&Gの助成金という形のみ計上してあります。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 賃料の計上は私はするべきだと思っていて、賃料についても検討するというお話が出ていたと思うのですけれども、なぜ計上されないのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉センターのほうにつきましては、庁舎の増築という形で進めておりますので、特に社会福祉協議会の賃料については主管は総務のほうになりますので、そちらのほうで検討中で、現在はまだ検討中でございます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） では、福祉センターについての主管は、主管というか、福祉センターについては福祉課にというお話だと思っているのですけれども、福祉課としてはその賃料については携わらないというか、管轄しないということですか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課、西浦よりお答え申し上げます。

福祉センター、呼称というか、形で使わせていただいておりますが、いわゆる福祉センターのほうで行う事業については福祉課のほうで所管して行う予定であります。ただ、いわゆる本当に個体の建物としてにつきましては、役場の庁舎の増築ということで進めておりますので、それらの使用の方法等につきましては、総務のほうで管轄と考えております。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 今後お聞きする、誰に聞けばいいかというところもあるので、ここでお聞きしたいのですけれども、例えば図面などは福祉課のほうで出していただいていたし、総額、内訳、積算聞きたいのですけれども、なかなか出てこなくて、総額についても福祉課から随時出たと思うのですけれども、そこというのは、建物の話だと思うのです。そこについては、本来は福祉課ではなくて総務課ということですか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 建物のほうが完成をいたしましたら、それを含めて全てのものを総務のほうに移管作業を行って総務のほうで管轄するという形になるかと考えております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員、お願いします。

○2番（上野葉月委員） 今までご質問してきた中で、社会福祉協議会は第三者機関であるということの確認はしていたと思います。そこが役場の庁舎を使うのであれば、第三者であるのだから、賃料は必要なのではないかということを質問してきました。そのところで、福祉課さんのほうで賃料については検討するというような答弁をいただいていたように思うのですけれども、現時点ではそれは福祉課さんの管轄ではないということですか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 現時点で、まだ検討段階というところになるかと思います。もちろん福祉センターの建設につきまして、当初いろんな、福祉課の主管の事業でありますので、そういったものを含めて全員協議会等で日々ご説明させていただいたということになります。社会福祉協議会の賃料については現在検討中で、完成した後、総務のほうに移管するという考えであります。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） でも、令和7年度中に（仮称）福祉センターは稼働を始めて、今、話しているのは、令和7年度の予算書について話していると思います。それで、現時点ではというのは、ではいつになったら決まって、令和7年度のことがいつになって決まることが妥当というふうに考えているのですか。今、令和7年度の話をしているので、よろしいのですよね。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 先日、全員協議会のほうでもご説明を申し上げたとおり、7月の完成に向けて現在順調に進んでいるということでお話をさせていただいております。つまり、開所のほうも7年の7月ということで今目標としては考えておりますので、それに合わせてそういった整備等、いろいろ制度等を準備をしていきたいと考えております。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 今、話しているのは令和7年度の予算、そして福祉センターは7月から稼働する予定、稼働するということは、皆さんそこに入ってお仕事なり事業なりが始まるということです。でも、それについて今、例えば賃料や初め回っていく費用がまだ分からない、検討中ということですか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回、この7年度予算につきましては、昨年の秋から積算のほうをしてきたものでございます。先ほど西浦副課長のほうから話があったように、この福祉センターの社会福祉協議会の賃料につきましては、今後、行政財産の目的外にするのか、普通財産で貸すのか、そういったことも含めながら、現在、総務政策課のほうで検討していただいているというふうに認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 来年度稼働する施設の費用状況が、この7年度予算で出てこないというのは、私は遅いというふうに思います。滑川町のお金、予算のつくり方というところでは、それでよしというところで回ってってしまうのかなというのは非常に残念であります。

ここは町長にお聞きします。令和7年度7月から始まる施設がある。そして、それに関する費用に関することが、現時点の令和7年度の予算書に出てこない。これは、こういった方針で予算書を組まれているということでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 町長、お願いします。

○町長（大塚信一） 町長、上野委員さんの質問に答弁いたします。

今、聞いていて、どちらが正論だかはちょっと私も分かりませんが、自分もコミュニティセンターにいた、それで社会福祉協議会にもいました。また、公民館でも働きました。そういった中で、例えば公民館は、本来であればコミュニティセンターから部屋を借りて仕事をする、公民館の仕事はですね。でも、私の現役のときに一々借用申請はしないと、それは役場内だからそれで済んだのだと思います。今現在の社協も使用料は払っていないと思います。今回の福祉センターも、私の考えは同様の考えです。ただ、それがやはり新設の建物になると、そういう見方がされてくる、それがもし正しいとか、言い方おかしいけれども、そっちがいいということになれば、社協の補助

金を増やししながら、社協はそこから町へ使用料を払っていくという、お金が回るだけという話なのです。ですから、そこは、では今までどおりで減免なり、免除すればいいのではないかという議論になってくると思いますけれども、担当のほうから検討しますと言ったけれども、まだ正式に私もその話に加わっていませんので、今のいろんな議論をやり取りをする中で、どちらが正しいか検討します。それは、7月のオープンまでに間に合わせればいい話ですから、それが遅いというのであれば、それは誠に申し訳ないですけれども、まだ次の予算を組むには6月補正予算もありますし、万が一の場合にはですね。それともそれは要らないから使用料はなしでいこうというふうになれば、それはどうなるかはこれからの検討だと思います。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

新設の施設ですので、ある程度お金、費用がどう回るかというのは、考えた上でオープンをするべきだと思います。

それから、福祉センターについては、予算も大幅に増加しました。そういうところも補正ですればいいとかということではないと思うのです。当初予算で、どれだけの費用がかかるかというところを、もっと、これ単年度予算ではありますが、長期的に考えて予算というものは組むべきだと思います。なので、まだオープン、4月でオープンしないですけれども、7年7月でオープンするものの毎月のコストについて、ここで計上されていないというのは、私はおかしいなと思います。

質問は以上です。

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑ありませんか。

阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。質問をよろしくお願いいたします。着座でさせていただきます。

まず、では18ページのスクールバスなのですけれども、乗る人が今増えているというのですけれども、去年と比べてどのくらい増えたのですか。増えた人数、スクールバスに乗る人の増えた人数。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○5番（阿部弘明委員） ついでに乗らない人の人数も教えてください。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（齋藤訓行） 教育委員会事務局、齋藤がご答弁申し上げます。

今年度、令和6年度に対して令和7年度増えた方につきましては、全体で16名になります。申し訳ないのですけれども、乗らないという判断をしている方の人数については、今、手元に数字を持っておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 乗らない方のことなのですけれども、ちょっと私の認識だと、去年と大体同じぐらいの方が乗らないかなんて感じなのです。どうでしょう。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（齋藤訓行） 教育委員会事務局、齋藤がご答弁申し上げます。

来年新入学する方で申し上げますと、対象人数が宮前小校区で30人だったかと思うのですけれども、そのうち乗らないと判断したのは2人のみで、28名の方は乗るといような判断をしております。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） あと先ほど聞いた29ページのB＆G財団運営費助成金というのが出るのですけれども、この1,080万円なのですけれども、運営費というふうになっているのですけれども、運営費というのは委託するということなのですけれども、どういう運営をなさって何にそういうのを使うのかなというのはちょっとよく分からないのです。それと、その運営費をもらうことによって、B＆Gとの契約があるだろうと思うのですけれども、どういうことにこれを使うということになっているのかなということをちょっとお聞きしたいのですが、分かりますか。

○委員長（原 徹委員） お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課、西浦よりお答え申し上げます。

予算書の29ページにございます雑入のB＆G財団運営費助成金の1,080万円の内訳ですが、7年度につきましては、月額120万円掛ける9か月で1,080万円となっております。こちらは第三の居場所の事業を実際に先日の議会の運営委員会でご説明申し上げたとおり、運営のほう、委託をいたしますので、その委託料の助成分ということで月額120万円を計上しております。実際にその使い道については運営に係るものですから、実際には人件費であるとか光熱費であるとか、消耗品費、食材費等々になるかなと思いますが、その助成金ということでございます。

以上となります。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 委託をするのは、町が委託するのですよね。だから、どういう中身の委託なのかちょっとお聞きしたいのです。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課、西浦よりお答え申し上げます。

町が団体に委託をいたしますので、まず流れとしては町がB＆G財団から助成金をいただきます。それを原資といたしまして、町から第三の居場所事業を運営する団体に委託をします。その委託の内容としては、その運営全般全てということになりますので、その委託先のほうで人件費であると

か、光熱費、消耗品、そういったものを支出していく費用全般という形になります。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっとよく分からないけれども、要するに何をこの第三の居場所であるのかなというのが、それでどういう費用が、要するに人件費というのは誰かがいなければいけないのだろうから、それは分かるけれども、あと何が要るのかななんていうのがちょっと分からないのです。教えてください。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課、西浦よりお答え申し上げます。

事業の内容といたしましては、1つには生活に困難な状態を抱える子ども、学齢期以降の子どもの生活支援、例えば食事であるとか入浴等、そういったものもなかなか家庭生活の中で難しい環境に育っている子どもの支援をするということを目的とした事業として、その事業を委託をするということを考えております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。

次、52ページの地域福祉計画策定業務委託料というのがあるのですが、これはどういう計画をつくるということになるのか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主幹・社会福祉担当（金井淳子） 福祉課社会福祉担当、金井が答弁申し上げます。

地域福祉計画とは、社会福祉法に基づく市町村計画でございまして、地域福祉の現状や住民アンケート調査を基に、町の福祉行政の方向性を決めていく計画でございます。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） そういうことで、まあいいか。

もう一つ、その下のデマンド交通のこと、これ車両リース料はデマンド交通だと思うのですが、違った。それが予算上は前年度よりもマイナスになっているのではないかなと思うのだけれども、違いますか。これ違うか。ごめんごめん、これいい、ごめんなさい、いいです。

続いて、54ページの障害福祉費の扶助費のところの自動車燃料費助成事業給付費というのがあるのですが、前年度から。分かりますか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主事・社会福祉担当（森下裕希） 福祉課社会福祉担当の森下が答弁させていただきます。

自動車燃料費のほう マイナスになっているということなのですからけれども、そちらのほうは……

「ごめんごめん、マイナスじゃねえよ」と言う人あり」

○福祉課主事・社会福祉担当（森下裕希） 違いました。

○5番（阿部弘明委員） ごめん。同じなのだけれども、燃料代は上がっているのだけれども、大丈夫かなということ。

○福祉課主事・社会福祉担当（森下裕希） 福祉課の社会福祉担当、森下が答弁させていただきます。
ガソリン代が年々高くなっているということなのですからけれども、今のところ町の補助の金額は変えておりません。

以上です。

○5番（阿部弘明委員） 続いて、56ページのあたりかなと思うのですけれども、保育所の56ページ、この辺で多分あるのではないかなと思うのですけれども、給食費を、今は物価がどんどん上がっていて、給食費追いつかないということで補助を出されているのではないかなと思うのですけれども、来年度はどういうふうなあれでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主査・こども福祉担当（富永茉莉） 福祉課こども福祉担当、富永が答弁いたします。
給食費のほうなのですからけれども、保育園の公定価格において副食費のほう4,800円に上がっておりますので、来年度も滑川町の給食費につきましても、保育園についてはそれに合わせて4,800円に上げた状態で補助をする予定です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） もう見込まれているということでいいのですか、これ。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課主査・こども福祉担当（富永茉莉） もう既に今年度から副食費が4,800円になっておりますので、そちらを引き続き上がった状態で見込んで予算を立てております。

以上になります。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 来年度は特に物価高騰分について何かやるというのは、また別の補正か何かでやらざるを得ないということよろしいのですか。もし物価が上がり続けて追いつかないというようなことになると、どうですか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

保育のこの給食費につきましては、公定価格に基づいて計算しておりますので、来年度、国の公定価格が上がる際には、また再度検討させていただきたいと思います。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 続いて58ページなのですけれども、福祉センターの備品を850万円買うのですけれども、これはどこにつける備品ですか。

○委員長（原 徹委員） 福祉課、お願いします。

○福祉課副課長兼主席主幹・こども福祉担当（西浦俊行） 福祉課、西浦よりお答え申し上げます。

概略として申し上げますと、入ってすぐのホールの部分の椅子ですとか案内板等の設置、それからこども家庭センターを設置する予定でございますので、そちらに係る机、椅子、それからキャビネット、それからその裏にある書庫等に置くキャビネット等です。それから更衣室等がありますので、それらのロッカー類と椅子等、それから各相談室に机、椅子、そういったものの設置、あと細かくなりますが、授乳室もございますので、それに係る備品等を考えて計上しております。

概略としては以上となります。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。69ページの環境基本計画委託料というのがあるのですけれども、これは今まで環境基本計画というのはあったのですけれども、その改定ということになるのですか。

○委員長（原 徹委員） 環境課、お願いします。

○環境課主任・生活環境担当（若林香織） 環境課生活環境担当、若林が答弁いたします。

阿部委員おっしゃったように、今現在、第1期の環境基本計画というものがございまして、こちらのほうが2年後ですか、そちらが改定を迎える時期となっております。近隣市町村のほうで、こちらの環境基本計画の中に地球温暖化対策実行計画、区域施策編というものを合わせて策定しておりまして、県内でも残り15町村ぐらいでございます。滑川町もその環境基本計画に合わせて包括したものを策定する予定でございますので、2か年の計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 環境基本計画でCO₂の削減目標だとか何か出していたと思うのですけれども、それはもうクリアしたのですか。

○委員長（原 徹委員） 環境課、お願いします。

○環境課主任・生活環境担当（若林香織） 環境課生活環境担当、若林答弁いたします。

地球温暖化対策実行計画のほうが、滑川町を事業所としてやる事務事業編と町全体を対象とする区域施策編というものが2つございます。事務事業編のほうですか、そちらについては国のほうで出している目標値については、今のところはクリアしている状況ではあるのですけれども、区域施策編のほう、町のほうの全体の状況を把握させていただいての目標をまたここで立てさせていただきたいと考えております。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 次は、89ページのタブレットなのですけれども、先ほども質問があったけれども、賃借料というふうになっているので、リースだということなのですけれども、これ壊れたらどうなるのですか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

リース期間中については、保守契約もしておりますので、修繕についてはその保証内であれば無償で修繕をしていただいております。ただ、先ほどお話ししたとおり、タブレットPCの1基当たりの価格は4万5,000円がベースになっておりますので、それを超えた場合につきましては、実費負担という形になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） そのお金は使っている人が払うの。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

公費負担でございます。

以上でございます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） タブレットというのは壊れやすくないのですか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

比較的、滑川町のタブレットの修繕の件数というのは、他市町村に比べて少ないというふうに伺っています。先ほど、公費負担ということでお話をしましたが、故意に壊した場合につきましては、自己負担のお願いをさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） そういう話をちょっと聞いたことがあって、個人負担になってしまうのかなというそういう心配があるのだという話なのだけれども、今までそういう例ってありましたか。

○委員長（原 徹委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁をさせていただきます。

今まで自己負担をお願いしたことはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5 番（阿部弘明委員） 分かりました。

では、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、令和 6 年度滑川町一般会計予算の文教厚生常任委員会の所管事項の質疑を終結します。

お諮りします。本日の審査はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 異議なしと認めます。

よって本日の審査はこれで終了することに決定しました。

◎次回日程の報告

○委員長（原 徹委員） 次回の審査は、明日 3 月 11 日火曜日午前 9 時から開会します。よろしくお願ひいたします。

◎延会の宣告

○委員長（原 徹委員） 以上をもちまして本日の審査を終了します。

（午後 3 時 3 1 分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願ひます。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和7年第245回滑川町議会定例会

〔予算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和7年3月11日（火）

午前 9時00分 開議

午前11時29分 閉会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

- (1) 議案第23号 令和7年度滑川町一般会計予算の議定について
- (2) 議案第24号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- (3) 議案第25号 令和7年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- (4) 議案第26号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- (5) 議案第27号 令和7年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- (6) 議案第28号 令和7年度滑川町下水道事業会計予算の議定について

出席委員（13名）

1番	松	本	幾	雄	委員	2番	上	野	葉	月	委員
3番	瀬	上	邦	久	委員	5番	阿	部	弘	明	委員
6番	西	宮	俊	明	委員	7番	北	堀	一	廣	委員
8番	小	澤		実	委員	9番	赤	沼	正	副	委員
10番	原			徹	委員	11番	谷	嶋		稔	委員
12番	中	西	文	寿	委員	13番	内	田	敏	雄	委員
14番	井	上		章	委員						

欠席委員（なし）

出席者

滑川町議会議長 吉 野 正 浩

事務局職員出席者

議会事務局長 岩 附 利 昭
書 記 宮 島 美 咲

説明のため出席した人

町 長	大 塚 信 一
副 町 長	小 柳 博 司
総 務 政 策 課 長	篠 崎 仁 志
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 坂 克 美
町 民 保 険 課 長	會 澤 孝 之
高 齢 介 護 課 長	篠 崎 美 幸
上 下 水 道 課 長	宮 島 栄 一
町 民 保 険 課 副課長兼主席主幹・ 年 金 国 保 担 当	松 本 由 紀 夫
町 民 保 険 課 主 席 主 幹・ 年 金 国 保 担 当	関 静
町 民 保 険 課 主 任・ 年 金 国 保 担 当	鎌 田 武 志
高 齢 介 護 課 主 幹・ 介 護 保 険 担 当	山 岸 美 奈 子
高 齢 介 護 課 主 査・ 高 齢 者 福 祉 担 当	武 内 睦
高 齢 介 護 課 主 事・ 介 護 保 険 担 当	副 島 竜 海
上 下 水 道 課 副課長兼主席主幹・ 経 営 担 当	高 坂 真 理 子
上 下 水 道 課 副課長兼主席主幹・ 施 設 担 当	神 田 等
上 下 水 道 課 主 査・ 経 営 担 当	西 須 弘 明
上 下 水 道 課 主 任・ 施 設 担 当	柳 岡 俊 哉
上 下 水 道 課 主 事・ 料 金 担 当	酒 巻 萌
上 下 水 道 課 主 事・ 施 設 担 当	根 岸 大 智

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

本日の審査を始める前にここで謹んで申し上げたいと思います。平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から14年が経過いたしました。この大震災では多くの貴い命と財産が失われています。この日を忘れることなく後世に語り継いでいきたいと思います。

これより、犠牲になられた方々のご冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。1分間の黙祷をお願いいたします。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議会事務局長（岩附利昭） お直りください。ご着席願います。

◎開議の宣告

○委員長（原 徹委員） 皆さん、おはようございます。委員各位には、予算審査特別委員会第2日目にご参集いただき、誠にありがとうございます。

本日、赤沼正副委員より午前10時から12時までの欠席届が提出されましたのでご報告いたします。

ただいまの出席委員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎議案第23号の討論、採決

○委員長（原 徹委員） 昨日、議案第23号 令和7年度滑川町一般会計予算の議定について全ての質疑が終了しております。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第23号 令和7年度滑川町一般会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（原 徹委員） 賛成多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（原 徹委員） 続きまして、議案第24号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についての審査を行います。

會澤町民保険課長に説明を求めます。

○町民保険課長（會澤孝之） 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてご説明させていただきます。お許しをいただいておりますので、着座にての説明とさせていただきます。

それでは、説明させていただきます。なお、提出議案であります国民健康保険の予算説明は本議会において既に行っておりますので、重複する項目が多くなりますが、主な項目を中心にご説明させていただきます。

137ページ、138ページの事項別明細書を御覧いただきます。令和7年度滑川町国民健康保険歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ13億9,762万7,000円で前年度7,726万7,000円の減、率にして約5.2%減額の予算となっております。

それでは、初めに歳入の主な項目についてご説明申し上げます。予算書の139ページを御覧願います。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1国民健康保険税は、本年度予算額3億2,063万4,000円で前年度比1,428万8,000円の増額となっております。主な内訳として、節1医療給付費分現年課税分は2億1,164万6,000円、前年比1,048万5,000円の増、節2介護納付金分現年課税分は2,238万1,000円、前年比144万円の増、節3後期高齢者支援金分現年課税分は7,759万9,000円、前年比444万円の増となっております。令和9年の県内税率準統一に向けた税率改正を見込んだ額を計上し、増額となりました。

次に、同ページの下段になります。款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございますが、本年度予算額9億4,237万1,000円を計上いたしました。前年度比9,426万4,000円の減額となります。減額の理由といたしましては被保険者数の減少を要因としたものであります。現在、団塊の世代の後期高齢者医療への移行がピークを迎えており、減額の大きな要因となっております。

節1普通交付金は9億1,851万6,000円で前年度比8,447万9,000円の減を見込んでおります。また、節2特別交付金分は2,385万5,000円で前年度比978万5,000円の減額見込みとなりました。主なものでは県繰入金（2号分）についての算定方法が変わったため、前年度比で882万円の減と大きな減額となっております。特定健康診査等負担金分については、令和6年度の実績に基づき、若干ではあります。前年比13万8,000円の増となり、328万2,000円を見込んで計上いたしました。

次に、140ページ上段です。款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額9,268万4,000円を計上いたしました。被保険者の保険税負担の軽減、町国保の財政基盤の安定を図るため、国、県、町でそれぞれが法定負担率の下に一般会計から繰り入れるもので、昨年並みの算定となりました。

次に、同ページ下段、款10繰入金、項2基金繰入金、目2財政調整基金繰入金ですが、本年度予算額3,000万円を計上します。歳入に不足が生じるおそれがあり、国保財政の安定化を図るため基金を取り崩して繰り入れるものです。

続いて、141ページ、款11繰越金は、前年度からの繰越金として1,000万円を見込み、計上いたしました。

歳入の主な説明は以上となります。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明いたします。142ページを御覧ください。款1総務費、項1総務管理費ですが、目1一般管理費には総額で565万円を計上いたしました。前年度比30万2,000円の増となります。積算については例年並みの積算を行っておりますが、これまでの被保険者証に係る経費に代わり、本年度は資格確認書及び資格情報のお知らせ等の印刷、郵送料等の経費を計上しております。こちらに関連するものとしては、主に節10需用費、節11役務費に含まれており、専用封筒を作成する必要などから需用費では44万6,000円を増額計上しております。

次の143ページの中段、項1趣旨普及費ですが、節10需用費として47万9,000円、前年度比18万2,000円の増額を計上しております。国保制度周知用パンフレット及びエイズパンフレットの購入費となります。

続いて、その下段、款2保険給付費、項1療養諸費でございますが、目1療養給付費、目3療養費、目5審査支払手数料を合わせまして、合計で144ページの計の欄になりますが、本年度予算額8億192万2,000円で前年度比8,029万2,000円減の支出を見込んでおります。前年度の支払い実績や被保険者数の減少要因なども加味すると医療費の支払額の減少が見込まれるため、減額の予算となっております。

続いて、同じページ中段、款2保険給付費、項2高額療養費でございますが、本年度予算額の計1億1,658万4,000円の歳出を見込んでおります。前年度比418万8,000円の減となっております。こちらも先ほどの療養諸費と同様の理由により減額の予算となっております。

続いて、145ページの上段、款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金に昨年度と同額の750万円を計上いたしました。出産育児一時金については令和5年度から1出産当たり42万円から50万円に増額となり、15件分を想定した予算を計上させていただきました。出産費に係る経済的負担を軽減するための費用となります。

続いて、同ページの中段、款2保険給付費、項5葬祭諸費、目1葬祭費ですが、こちらについては、実績から20万円減額し130万円を計上いたしました。保険の給付関連費については、実績等から積算しており、減額予算の項目も多くございますが、被保険者が安心して医療を受けられるよう状況に応じてその都度補正をいたしまして対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、145ページの下段以降ページにかかります款3国民健康保険事業費納付金でございます

が、項 1 目 1 医療給付費分 2 億9,530万6,000円、項 2 目 1 後期高齢者支援金等分 1 億740万1,000円、項 3 目 1 介護納付金分3,112万8,000円の 3 項目を合算した額 4 億3,383万5,000円を国保財政主体である埼玉県へ支払います。前年度比896万9,000円の増額を見込んでおります。

続いて、146ページ下段から次ページにかけての款 6 保健事業費、項 1 保健事業費でございますが、目 1 保健衛生普及費に本年度予算額1,207万4,000円で昨年同様の積算を基に計上いたしました。主なものですが、節12委託料のうちヘルスアップ対策事業実施業務委託料として480万5,000円を計上いたしました。埼玉県で行っていた事業を新たに町単独事業に振り替えて実施しているものです。また、節18負担金、補助及び交付金では、人間ドック補助金に460万円、糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金に164万9,000円を計上し、次の目 2 保養事業費には保養所利用補助金として36万円を計上するなど、被保険者の健康維持・増進を後押しするための諸項目となっております。

続いて、147ページ下段の款 6 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費につきましては、本年度予算額1,337万9,000円を計上いたしました。

令和 7 年度も被保険者の疾病予防、生活習慣病を未然に防ぐため特定健康診査による集団健診及び個別健診を実施してまいりたいと思っております。

以上で令和 7 年度国民健康保険特別会計に関する予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（原 徹委員） 説明が終わりました。

會澤町民保険課長より説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（會澤孝之） 改めまして、町民保険課長の會澤でございます。よろしくお願いします。

説明員については、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） おはようございます。町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当の松本と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主席主幹・年金国保担当（関 静） 町民保険課年金国保担当の関と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（鎌田武志） 同じく年金国保担当・主任の鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（會澤孝之） 以上の 4 名でご説明に当たらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

阿部委員、質問席へお願いします。

○5 番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、137ページの歳入のところで国保税がまず前年度よりも増額になったということで、これは国保税の引上げ、改定によるものということだと思いますけれども、来年度、また引き上げるという予定になっているわけですが、この増額分というのは、パーセントというか、どのくらいの、要するに予定していた金額と大体同じような感じの引上げ額になったのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） それでは、年金国保担当、松本より阿部委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

こちらの令和7年度の税率に関しましては、令和6年度国保運営協議会の際に税率について諮問と答申をいただきまして、その答申を得るまでの審議過程でこちらとして言わばたたき台として税率の改定案を提示させていただきました。その案で申し上げますと、医療分の均等割が3万9,000円ということで提示させていただいたところですが、審議の過程でやはり委員さんの皆様からも令和6年度と同じ程度に一般会計からお金をいただいて、その一般会計からいただいたお金を基に税率が上がるのをある程度抑えながら上げていこうということでご意見いただきまして、そちらも踏まえて、先ほど3万9,000円と申し上げましたが、3万8,000円という税率で答申をいただきまして、今回この当初予算には反映させていただいております。

医療分の均等割につきましては令和9年度の準統一時には5万円を超える金額になるという推計になっております。ですから、今の段階で低くなってしまうと令和8年度から9年度にかけての上げ幅が急に上がってしまうという混乱を招きかねない状況もあると思うのですが、答申もいただきまして、令和6年度の医療分の均等割3万3,000円から令和7年度の医療分均等割3万8,000円に上げさせていただいたという、そのような予算計上となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 今のお話で均等割部分で、医療分、後期分と介護分を入れると1人7,000円になります。あと、パーセントでいろいろ計算があるのだらうというふうに思いますけれども、例えば例として年収400万円で4人家族でどのくらいの値上げになるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

4人家族でご夫婦とお子さま2人という家族構成と仮定いたしましての試算ですが、令和6年度に比べまして3万7,500円の増額という試算となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 年収240万円の单身では、幾ら、どのくらいになりますか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） それでは、240万円の単身という試算はしていないのですが、年収150万円の高齢単身世帯という試算で申し上げさせていただきますと、令和6年度に比べて1,800円の増額となっております。それから、45歳の単身世帯、年収350万円、その場合ですと令和7年度に比べて3万200円の増額という試算となっております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。かなりの値上げになってしまうということで、今年度というか、前年度についてもかなりの値上げでまた値上げと、これがずっと続くようなことになる、今の予定だとそういうふうなことを言っているわけなのですけども、先ほどから一般会計の繰入れをして、これは法定内繰入れということでよろしいですか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

一般会計の繰入れと先ほど申し上げさせていただいたのは法定外の繰入れでございまして、こちらでも令和8年度までに解消できなくなるという埼玉県の方針もございますので令和8年度までには解消されてしまっていてできなくなるという見通しとなっております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） これができなくなるとまたものすごい値上げになるということになるのだと思いますけれども、そうなったらどのくらいの値上げになるのかというのは試算されていますか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時24分）

再 開 （午前 9時24分）

○委員長（原 徹委員） それでは、再開します。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） すみません。お待たせしました。

大体4人世帯で16万円ほどの増に、最終的には、令和6年度に比べてですけれども、16万円程度の増にはなる見通しです。

○5番（阿部弘明委員） 4人世帯で年収はどのくらい。さっきの400万円。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

年収は、ご夫婦で働いていて年収300万円と年収50万円、合わせて年収350万円という世帯を仮定しております。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっともうすごいことになってしまう予想になっているのですけれども、これは県議会での議論の中でこういったような話があったということなのですから、うちの共産党の議員が、要するにいわゆる一般会計からの繰入れについて駄目だよという話をしているのですけれども、市町村の基金を財源に国保税の引下げを行うことは可能かと、要するに法定外繰入れはもうすべきではないというふうになっているのだけれども、要するに市町村国保への基金に一般会計から繰入れをすると、それはできるのではないかという話をしたところ、駄目だとは言えないというような、制度上は可能だみたいな話をしているみたいなのですから、その辺はどんなふうにお考えですか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

一般会計からもらって基金に積み立てるということ自体も、基金積立てのための一般会計からの繰入れというのも法定外繰入れになりますので、そちらも令和8年度にはできなくなるという方針でございます。

また、まず保険税率の準統一という趣旨が県内どこへ行っても同じ所得であれば同じ保険料になるというのが趣旨でございます。ですから、特定の市町村だけ基金を取り崩して保険税を安くするということは、県内どこへ行っても同じ税率だというその趣旨からは外れてしまうものですから、なかなかそこは、例えば滑川町だけ基金を崩して税率を下げるというのは難しくなると捉えております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） これも以前からお願いというか、何とかこの問題に、やっぱりこのままいったら大変なことになるというのはみんな承知でやっているというふうに思えるのですけれども、何とかこれを、国にも今要請を各地方団体がやっていますけれども、何とかしないと本当に大変だなというふうに思うのですけれども、何とかちょっと方法を考えていきたいなというふうに思うのです。

もう一つ、ちょっとお聞きしたいのですけれども、低所得者への減額というふうにやられていますけれども、7割、5割、2割と、これの今回の予定している人数というか、どのくらいの方々を想定していらっしゃるのですか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答えします。

今回の予算では、医療給付費の現年課税分でお話しさせていただきますけれども、7割軽減が701人、5割軽減455人、2割軽減473人という見込みで計算させていただいております。この軽減

人数ですけれども、被保険者数は県の推計に基づく全体で3,048人の中でそれだけの軽減者数があるという見込みで予算を出させていただいております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） この軽減措置をどう広げられるかなということをこの前からお話しさせていただいているのだけれども、均等割が今、未就学児までは半額減額という、半額になっているわけです。これを引き上げていくということが可能なのではないかとということを以前からお話ししているのですけれども、それは各自治体の判断でできるということを、要するにそれぞれの自治体政策の中でそれをやられるという話が、実際、仙台市などでやっているのですけれども、そういったことについては、今後、検討していただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

未就学児の均等割についての拡大ということで、こちらのほう、各地方団体の要望もあるところではございます。ただ、今、現状として、未就学児の軽減の拡大を町独自でやった場合、その減収分を法定外繰入れで補おうとすると、それもまた先ほど申し上げましたとおり令和8年度にはできなくなるとということで、将来的にはかなり拡大というのも国レベルでその拡大をしていただかないと、なかなか地方独自の政策としては難しいのではないかと捉えております。

滑川町も一般会計からの繰入れなのですが、一般会計も令和7年度予算3億円の財政調整基金を取り崩しております。ということは一般会計もかなり厳しい状況となっております。そのような中で独自の政策としてやっていくということも、そういう面から見ても厳しい内容かと捉えております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 今のお話だと町から、一般会計からそういったいわゆる国保財政への繰入れになるのですか。分かりました。

今のお話の次に、保険給付費の県からの支出金が減少しているというのは、要するに被保険者が少なくなっているということからそういう計算式になっているのですか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） お答え申し上げます。

まず1つには、今、阿部委員さんがおっしゃったとおり、被保険者数の減少というのが一番多いところです。こちら先ほど町民保険課長からのご説明もあったとおり、団塊の世代が75歳到達になって、大体、年間200人ぐらい国保から後期高齢に移っているというのが現状で、この先5年間

も150人から200人ぐらい、毎年75歳になって国保から後期高齢に移行していくという見通しになっております。

今後も被保険者数の減少というのは今申し上げたとおり、この先5年間はかなりの勢いで減少していくと見通されますので、今後につきましても医療給付費全体としては下がっていくという傾向になると見通しております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 続いて、140ページの財政調整基金なのですが、3,000万円の繰入れをするということで、これ残高はどのくらいに今なるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 今、令和6年度の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で一般会計から約3,500万円を繰入れいただく見込みになっております。その見込みどおりにいったとすると、この3,000万円を取り崩すと残りは1,500万円程度になるという見通しです。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。では、よろしいです。これで終わります。

○委員長（原 徹委員） 終わりでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第24号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（原 徹委員） 賛成多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（原 徹委員） 続きまして、議案第25号 令和7年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についての審査を行います。

篠崎高齢介護課長に説明を求めます。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第25号 令和7年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について、お許しをいただいておりますので、着座にて説明申し上げます。

153ページをお開きください。本年度予算の総額は歳入歳出それぞれ14億円で前年度比5,000万円の減、率にして3.45%の減額予算となっております。

歳入の項目から説明いたします。155ページをお願いいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料として3億958万8,000円、前年度比2,072万5,000円の増額となっており、被保険者の増加に伴い保険料を見込んでおります。

1つ飛ばしまして、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として2億3,424万8,000円、前年度比171万9,000円の増額となっており、各種介護サービス費の増額を見込んだ国庫負担分となります。

その下段、項2国庫補助金になります。156ページをお開きください。中段にあります計3,814万円、前年度比5万1,000円を増額し介護サービス費に充てるもので、介護給付費や地域支援事業費の増額によるものです。

その下段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、計3億5,824万3,000円、前年度比261万5,000円の増額、こちらも介護サービス費に充てるもので、保険給付費や地域支援事業費の増額によるものです。

157ページを御覧ください。款6県支出金、項1県負担金として1億8,824万4,000円、前年度比152万9,000円の増額、保険給付費の増額に伴うものです。

158ページをお開きください。款9繰入金、項1一般会計繰入金として計1億8,852万4,000円を一般会計から繰入れいたします。前年度比98万4,000円の増額となります。

その下段、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金についてですが、令和7年度の計上はございません。令和6年度は第9期の介護保険料改定に合わせて保険料上昇を抑制するために介護給付費の充当を行ってございました。

159ページを御覧ください。款10繰越金につきましては7,826万1,000円、前年度比6,246万7,000円の増額とし、前年度の余剰金を見込んだ額となっております。

歳入については以上となります。続いて、歳出の項目についてご説明いたします。160ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費328万4,000円、前年度比52万5,000円

の減額となっております。項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費187万5,000円、前年度比50万3,000円の増額、標準化に伴う帳票印刷代と郵便料金の改定によるものです。

161ページを御覧ください。項 3 介護認定審査会費として938万9,000円を計上しまして、主な支出として、節18負担金、補助及び交付金、比企広域市町村圏組合介護保険事業負担金に520万3,000円、節11役務費、主治医意見書手数料に350万円となっております。

次に、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費でございますが、これは要介護 1 から要介護 5の方を対象とした 6 つの介護サービスとして、162ページをお開きください。合計12億786万6,000円、前年度比1,755万8,000円の増額となり、これは被保険者数の増加によるものです。

163ページ、項 2 介護予防サービス等諸費でございますが、これは予防給付として要支援 1、要支援 2の方を対象とした 5 つの介護予防サービスの合計としまして、164ページをお開きください。計2,864万4,000円、前年度比76万6,000円の減額となります。令和 6 年度実績に基づくものでございます。

下段、項 3 その他諸費から166ページの項 6 特定入所者介護サービス等費までは、令和 6 年度実績に基づきましてそれぞれ増減があります。これは、介護サービス費の支払いが一定の額以上の高額になった場合、超過分を利用者に支給するものと介護施設サービス利用時の自己負担限度額を超える利用額を補助するものです。

次に、下段の款 5 地域支援事業費に移ります。主に地域包括支援センターが中心となっていく事業になります。項 1 介護予防・生活支援サービス事業費におきましては、前年度と同額となっております。

168ページをお開きください。項 2 一般介護予防事業として285万3,000円を計上し、体操教室やうた声サロン、腰痛予防改善教室や折り紙教室、また自主グループの支援などを計画しています。

下段、項 3 包括的支援事業・任意事業として7つの事業を上げております。171ページ上段、合計583万7,000円を計上しており、前年度比27万1,000円の減額となっております。

最後に、172ページをお開きください。下段、款 6 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金として4,000万円、前年度比300万円の減額となります。今後も保険給付費及び地域支援事業費の増額により保険料の上昇が見込まれますので、第10期の保険料改定に向け、基金への繰入れにより準備を進めてまいります。

以上、令和 7 年度介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原 徹委員） 説明が終わりました。

篠崎高齢介護課長より説明員の紹介をお願いします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長の篠崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内と申します。よろしく願いいたします。

○高齢介護課主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 高齢介護課介護保険担当、山岸と申します。よろしく願いいたします。

○高齢介護課主事・介護保険担当（副島竜海） 高齢介護課介護保険担当、副島と申します。よろしく願いいたします。

○高齢介護課長（篠崎美幸） 以上4名で説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（原 徹委員） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

赤沼委員、質問席のほうへお願いします。

○9番（赤沼正副委員） 赤沼正副、質問をさせていただきます。

155ページ、一番初めなのですけれども、第1号被保険者保険料、その予算が記されておりますけれども、保険料の算定についての基礎となる所得というのは、個人住民税とか国保税とかとは違って合計所得金額が使われているというふうに思うのですけれども、年金についてはあれですよね、所得ではなくてこれは収入が算定基礎になっているというふうに思いますけれども、保険料の納付書ですか、納入案内については合計所得金額によるものであるという記載は多分されているかと思うのですけれども、合計所得金額の内容についてはどこかでご案内をしているのかどうかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主事・介護保険担当（副島竜海） 高齢介護課介護保険担当、副島よりお答えいたします。

介護保険の算定に使用させていただいています合計所得金額につきましては、介護保険料等を賦課させていただいたときに送らせていただいている通知に介護保険料のパンフレットを同封させていただいております、同封させていただいているパンフレットのほうに合計所得金額の説明を載せさせていただいております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 赤沼委員。

○9番（赤沼正副委員） 説明を載せてあるということは、その所得の内容、例えばいろんな所得、何種類もありますけれども、そういった所得が個別にも載っているということでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主事・介護保険担当（副島竜海） パンフレットのほうに載せさせていただいております。説明としましては、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことということで説明

を載せさせていただいております。また、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額という記載もさせていただいております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 赤沼委員。

○9番（赤沼正副委員） ということは、給料というか、普通に働いていて収入から必要経費を引いて所得が出ると、そういった所得が該当しますよということですが、譲渡、分離課税、その件について、例えばそういった方々についてはその金額も加算されとか、あるいは今、株式等をやっている方が多いのですけれども、その投資あるいは投資信託、あるいは株式の譲渡益、そういったものについても合計所得金額である以上は課税されると思うのですけれども、そこまでは記入をしていないということでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主事・介護保険担当（副島竜海） 土地の売却等に係る特別控除額等についても記載させていただいておりまして、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用いますということで記載をさせていただいております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 赤沼委員。

○9番（赤沼正副委員） 分かりました。詳しい内容はまた窓口のほうに行って確認した中でご相談をさせていただきます。

それから、年金は所得ではなくて収入が算定の基礎になると思うのですけれども、これは保険料のしおりの中には書いてあるのですけれども、その他の部分で周知していることということはあるますか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主事・介護保険担当（副島竜海） パンフレットとホームページ等で周知をさせていただいております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 赤沼委員。

○9番（赤沼正副委員） ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑ありますでしょうか。

阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

169ページあたり、いわゆる在宅介護の支援なのですが、この間、訪問介護の事業者がど

んどん倒産しているというような話もあって、その辺は町では特に影響はないでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 高齢介護課介護保険担当、山岸よりお答えさせていただきます。

特にそのような問合せ等は町のほうには来ておりません。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、介護予防、163ページあたりなのですけれども、御存じかと思うのですけれども、今、国の支援事業で、とても長い名前なのですけれども、保険者機能強化推進支援金と介護保険者努力支援交付金というのがあるというふうに思うのですけれども、これを使った事業というのはこの町ではまだやっていらっしゃるのですか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主幹・介護保険担当（山岸美奈子） 機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組、そちらのほうをメインに充当させていただいております。

また、努力支援交付金のほうは、社会保障充実分、介護予防、健康づくり等に関する取組を重点的に進めさせていただいております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） とても柔軟な交付金でいろいろ使えるのだなというふうに私も見ていたのですけれども、例えば岡山県の津山市が、要するに農業を活用した介護予防事業というのをやっていらっしゃるということなのです。これは、背景には、高齢者、特に皆さん集まってくださいと言ってもなかなか男性の高齢者は来ないというのです。その対策として、男性の高齢者を対象に野菜づくりを始めて、野菜づくり講座というのを、俺の野菜づくりという名前なのですけれども、「酒のつまみを土から作りませんか」というなかなかいいキャッチフレーズだと思うのですけれども、そういうようなことで始めたら、今まで出てこなかったような人が出てきて、今16人がそれで活動していると書いてありますけれども、非常に福祉とこういった介護と農業というか、そういったようなものを結びつけるいい例かなんていうふうに思うのですけれども、そういったようなことはまだやっていないですか。

○委員長（原 徹委員） 高齢介護課、お願いします。

○高齢介護課主査・高齢者福祉担当（武内 睦） 高齢介護課高齢者福祉担当、武内より阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

介護予防に関しましては市町村独自で進めていくものとされております。滑川町では、現在、各

地域での集会所などを主に住民の方が活動してくださって、自主的に介護予防に取り組んでいただいております。これは、介護予防事業が始まった早い段階から滑川町のほうで取り組んできた事業でして、今も活発に取り組んでいただいております。

先ほど男性の参加者が少ないというお話がありましたが、滑川町では男性の高齢者の自主グループ、男の料理教室として迷食会という会がございます。そちらのほう、今も高齢者の男性の方が皆さんで集まって調理をされて楽しく活動されております。そういった活動も続けながら、滑川町として今後また独自の介護予防事業を検討していきたいと考えております。

以上となります。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ぜひこういった農業との結びつけができるようなそういった政策をお願いしたいと思うのです。自分の酒のつまみだけではなくて、学童クラブの子どもたちとかそういったようなところに収穫した野菜をやるとかというようなこともここではやっているようなのです。そういった収穫の楽しみもあるから、非常に生きがいというか、いいなというふうに思うのです。ぜひお願いしたいと。

それと併せて、介護保険者努力支援交付金というのに、今年度というか、25年度から認知症総合支援の一つということで難聴高齢者の早期発見・早期介入等の取組の評価指標が入ったと、これに取り組んでいる自治体には交付金が出るということらしいのです。これ、ぜひちょっと調べて、できればこれができる補聴器の補助に使えるかなんていうふうに思いますので、ぜひ検討いただければなというふうに思います。あとはよろしいです。ありがとうございます。

○委員長（原 徹委員） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第25号 令和7年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（原 徹委員） 賛成全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は10時15分とします。

休 憩 （午前10時01分）

再 開 （午前10時15分）

○委員長（原 徹委員） 再開します。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（原 徹委員） これより議案第26号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についての審査を行います。

會澤町民保険課長に説明を求めます。

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第26号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について、ご説明させていただきます。お許しをいただいておりますので、着座での説明とさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計の予算説明についてですが、先ほどの国民健康保険と同様に本会議において既に行っておりますので、重複する項目が多くなりますが、主な項目を中心にご説明させていただきますと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、予算書の179ページ、180ページの事項別明細書を御覧いただきたいと思います。令和7年度の後期高齢者医療特別会計の予算額は、総額で歳入歳出それぞれ2億5,348万2,000円で前年度比674万5,000円の増、率にして約2.7%の増額予算となっております。

それでは初めに、歳入の主な項目についてご説明させていただきます。181ページをお願いいたします。款1 後期高齢者医療保険料ですが、項1 後期高齢者医療保険料ですが、目1 特別徴収保険料として1億1,763万円、目2 普通徴収保険料として8,561万6,000円を計上いたしました。合計で2億324万6,000円、前年比513万7,000円の増となります。主な増額の理由といたしまして、団塊の世代の年齢到達による後期高齢者医療への移行による要因を含めた被保険者数の増加と保険料の所得割率の改定を見込んだ算定試算額を計上したことによるものです。

続きまして、ページの下段、款4 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金でございますが、本年度予算額4,243万円を計上させていただきました。内訳は、節1 事務費繰入金に325万9,000円、節2 保険基盤安定繰入金に3,917万1,000円を計上いたしました。前年比140万8,000円の増額となっております。保険基盤安定繰入金については、低所得者の保険料軽減を行うための一般会計からの繰入れとなります。

続きまして、182ページ、款5 繰越金につきましては昨年と同額の700万円を見込んで計上いたしました。

歳入の説明は以上になります。

続いて、歳出の主な項目についてご説明申し上げます。184ページをお願いいたします。款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費ですが、本年度予算額266万6,000円を計上いたしまして、前年度比82万2,000円の減額となっております。こちらは保険料徴収のための納付書発送等の事務費になりますが、今年度については年度途中より新システムへの変更があり、現在使用中の帳票類を新様式へ一新する必要があるため、消耗品費の増額を見込んで計上しております。

続いて、款1総務費、項3保健事業費、目2保養事業費として292万円を計上いたしました。内訳は、人間ドック補助金に200万円、保養所利用補助金に72万円の予算計上をいたしました。被保険者の健康維持増進を図るための事業であり、利用実績より算定し計上いたしました。

続いて、その下、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本年度予算額として2億4,503万2,000円を計上いたしました。前年度比528万3,000円の増額となります。こちらは歳入の保険料の徴収分及び保険基盤安定負担金分を合わせまして、埼玉県広域連合へ納付いたします。

次に、185ページ中段の款3諸支出金、項1償還金は、前年度同額の本年度予算額80万5,000円を計上いたしました。資格変動や被保険者の死亡により既に納入された保険料の還付精算に係る予算となります。

以上で後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 説明が終わりました。

會澤町民保険課長より説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（會澤孝之） 改めまして、町民保険課長の會澤と申します。よろしくお願いいたします。

説明員については、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（松本由紀夫） 町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当の松本と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主席主幹・年金国保担当（関 静） 町民保険課年金国保担当・主席主幹の関です。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主任・年金国保担当（鎌田武志） 同じく年金国保担当・主任の鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（會澤孝之） 以上の4名でご説明に当たらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。質問、よろしくお願いいたします。

先ほどの国保の引上げの問題などあるのですけれども、後期高齢者の保険料の今後の見通しというのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主任・年金国保担当（鎌田武志） 年金国保担当の鎌田より答弁させていただきます。

令和7年度の保険料につきましては、令和6年度と比べて所得割額の所得割率が少し変更となっております。令和6年度中については所得割率が8.42%となっておりますが、令和7年度については所得割率が9.03%になることとなっております。また、今後、令和8年度以降については、現状は不明なところが多いのですが、被保険者数の伸びですとか、あとは医療給付費の増加がありますので、今後、保険料額が増加することも見込まれるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっともう一度、よく聞こえないのだけれども、令和7年度については幾らが幾ら、令和6年から令和7年か、何が、もう一度、教えていただけますか。ちょっとよく分からない。

○委員長（原 徹委員） よろしくお願いします。

○町民保険課主任・年金国保担当（鎌田武志） 年金国保担当、鎌田より説明させていただきます。

先ほど申し上げたのが後期高齢者の医療保険料については均等割額と所得割額という2つのもので構成されていますが、その所得割額については賦課の基となる所得金額に所得割額を掛けることによって求めることとなっております。その所得割率について、令和6年度は8.42%となっておりますが、そちらは令和7年度には9.03%になることとなります。

後期高齢者の医療保険料については基本的に2年に1度見直すこととされていて、令和6年度と7年度は基本的に所得割額を除いては同じような構成となっております。2年に1度、見直しがありますので、令和8年度については改めて見直しがある見込みで、被保険者数の伸びですとか医療給付費の伸びから今後も保険料が増加することが見込まれるかと思います。

以上となります。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 例えば年収ですけれども、所得の計算例みたいなものありますか。幾らだと幾らになると。

○委員長（原 徹委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時25分）

再 開 （午前10時25分）

○委員長（原 徹委員） 再開します。

○町民保険課主任・年金国保担当（鎌田武志） 保険料については基本的には埼玉県の後期高齢者医療広域連合が試算のほうを行っておりますが、現状、滑川町のほうで独自に試算を行っているものはありません。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。結構です。

○委員長（原 徹委員） 以上でよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第26号 令和7年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（原 徹委員） 全員賛成です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（原 徹委員） 議案第27号 令和7年度滑川町水道事業会計予算の議定についての審査を行います。

宮島上下水道課長に説明を求めます。

○上下水道課長（宮島栄一） おはようございます。上下水道課長の宮島でございます。議案第27号 令和7年度滑川町水道事業会計予算の議定について、お許しをいただいておりますので、着座にてご説明をさせていただきます。

なお、議案及び予算書の内容につきましては、本会議の一括上程時にあらかじめ説明をしております。

すので、前年度より変更のあったものなど主なものを中心に説明をさせていただきます。

お配りしてあります企業会計予算書の27ページ、令和7年度滑川町水道事業会計事項別明細書を御覧ください。主なものについて順次説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入から説明をさせていただきます。款1事業収益は3億8,640万8,000円で、前年度当初より757万9,000円の増額となっております。項1営業収益、目1給水収益は水道使用者からいただく水道料金で前年度と同額の3億5,600万円を計上いたしました。総配水量246万9,911立米を見込み、有収率92%として有収水量227万2,318立米を見込んでおります。

続きまして、目3その他の営業収益は前年度より338万2,000円増額の1,381万6,000円を計上いたしました。節1加入金が291万5,000円増額となったことが増額の主な要因でございます。

続きまして、28ページを御覧ください。項2営業外収益は1,659万2,000円で前年度より419万7,000円の増額となっております。目3雑収益の各下水道事業の料金徴収事務負担金が増額となったことが主な要因でございます。

続きまして、29ページを御覧ください。収益的支出について説明いたします。款1事業費は、前年度より336万6,000円増額の3億6,870万9,000円を計上いたしました。項1営業費用は、配水場の機器の維持管理や県から水道用水を購入するための費用でございまして1億6,199万7,000円、前年度より858万8,000円の減額となっております。節3委託料、節6受水費の減額が主な要因でございます。

次に、目2配水及び給水費は、主に配水場や配水管路の維持管理、点検、修繕等に要する経費でございます。合計で3,033万7,000円、前年度より136万7,000円の増額でございます。

30ページを御覧ください。目3業務費は、前年度より683万5,000円増額の3,176万8,000円を計上いたしました。水道料金の賦課徴収に伴う経費が主なものでございまして、節8委託料に新規事業として水道料金システム改修業務の計上、また検針業務等委託料の増額が主な要因となっております。

31ページを御覧ください。目4総係費は5,082万2,000円で前年度より31万9,000円の増額となっております。節2の給料から次ページの節7旅費までは人件費、その他は庶務的経費となっております。おおむね例年どおりの算定に従った予算を計上させていただきました。

続きまして、33ページを御覧ください。項2営業外費用は、目1支払利息及び企業債取扱諸費に前年度より749万7,000円増額の982万3,000円を、目3消費税は前年度より733万8,000円減額の50万円を計上いたしました。項3特別損失、目1過年度損益修正損、節1過年度損益修正損につきましては水道料金の不納欠損分でございます。

続きまして、34ページからの資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。初めに、資本的収入から説明いたします。款1資本的収入は3億6,635万9,000円で前年度より3,261万1,000円の増額となっております。項1負担金は、消火栓設置工事負担金を主なものとし2,521万

6,000円、前年度より1,155万7,000円の増額でございます。項2加入金は、前年度より291万5,000円増額の1,114万3,000円を、項3企業債及び他会計借入金は前年度より5,000万円増額の3億3,000万円を計上いたしました。項4国庫補助金は、令和7年度に予定していた事業を国の第1次補正予算であるR6防災・安全交付金を活用することとし、令和6年度国庫補助金として収入することとなったため、令和7年度はゼロ円とさせていただきます。

続きまして、35ページを御覧ください。資本的支出の説明をさせていただきます。款1資本的支出は2億1,278万8,000円で、前年度当初比2億395万5,000円の減額となっております。項1建設改良費は1億8,551万3,000円で、前年度より2億761万6,000円の減額でございます。目1配水設備拡張費、節1委託料が前年度より470万5,000円減額のほか、節2工事請負費で2億386万1,000円の減額となっております。こちらは、令和7年度実施予定の事業を令和6年度に前倒しして行うためでございます。令和7年6月議会において繰越しの報告を行わせていただく予定でございます。

次に、目2営業設備費ですが、新規加入者分、検定満期交換分の量水器購入及び設置、交換のための費用として512万6,000円を計上させていただきます。

次の項2企業債及び他会計償還金は起債と民間金融機関からの借入れの元金分の償還金でございます。前年度より366万1,000円増額の2,727万5,000円を計上いたしました。

以上、令和7年度水道事業会計当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原 徹委員） 説明が終わりました。

宮島上下水道課長より説明員の紹介をお願いします。

○上下水道課長（宮島栄一） 改めまして、上下水道課長の宮島でございます。

上下水道課の説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 上下水道課副課長の高坂と申します。よろしくお願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 上下水道課副課長施設担当の神田と申します。どうぞよろしくお願いします。

○上下水道課主任・施設担当（柳岡俊哉） 上下水道課施設担当の柳岡と申します。よろしくお願いします。

○上下水道課主査・経営担当（西須弘明） 上下水道課経営担当の西須と申します。よろしくお願いします。

○上下水道課主事・施設担当（根岸大智） 上下水道課施設担当の根岸と申します。よろしくお願いします。

○上下水道課主事・料金担当（酒巻 萌） 上下水道課料金担当の酒巻と申します。よろしくお願いします。

○上下水道課長（宮島栄一） 以上7名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

上野委員、質問席へお願いします。

○2番（上野葉月委員） 上野葉月です。質問いたします。着座にて失礼します。

県水の料金の値上げによって町民への水道料金の改定というの見込まれております。そちらについては改定時期は、令和8年4月1日からで、今回の収入等には関連してこないということでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、上野委員のご質問にお答えいたします。

令和7年度予算の水道料金につきましては、まだ値上げのほうは反映されておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） ありがとうございます。

事業収益と事業費用のところを見ますと均衡が取れているのかなというふうに思うのですが、これで来年度から利用料も上がる、つまり収入も上がる、そして県水の購入料が上がる、つまり支出も上がるということになります。そうしますと収入と支出のバランスというところはそれほどは変わらないという見込みですか。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 上下水道課、高坂が上野委員の質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度に策定されました水道事業の経営戦略に基づきまして、まず県水の値上げがなかったとしても5年ぐらいの間に財政のほうが悪化するという見込みが立っております。そして、経営戦略の中の財政シミュレーションに基づきまして、令和8年度に料金改定を行うことが望ましいという結果が出ましたので、県水の値上げとは別に料金改定のほうは進めるというそういう形にはなっておりました。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） そこに県水の値上げが重なったということなのかと思うのですが、例えば基本料金のところが10立方メートルまでというところで1,100円から1,375円へ25%改定されます。そして、今おっしゃった経営戦略の概要版を見ますと県水の値上げがない状態のシミュレーションで、令和8年からの時点で現行使用料から25%改定というふうに書かれております。これは

経営戦略の25%と県水の値上げを込みにしたところでの1,100円から1,375円ということでもいいのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、上野委員のご質問に答弁いたします。

まず、今、上野委員がおっしゃった1,100円というのは、多分、下水道使用料だと思いますので、今、水道料金は880円ですので訂正させていただきます。

まず、経営戦略の段階でいうと県水の値上げは考慮されておりましたが、今回、審議会等でご審議いただいたときには県水の値上げがあるということで、一応30%の引上げということでご判断いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 何で質問したかという、県水の値上げというものが入ります。額としてはそんなに小さくない額になる。町民の生活にある程度影響が出るところでの県水の値上げというのが入ってきます。そして、経営戦略というところでも、すみません、これ下水の資料だったのですけれども、料金の改定というのがある程度見込まれているのであれば、滑川町の水道料金の値上げというのは県水の値上げだけではなくて、経営戦略的に長期的に上げていかなければいけないというのはもともとあったかと思うのですけれども、そこがダブルで入った上での料金改定というふうに今後なっていくのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、お答えさせていただきます。

上野委員がおっしゃったとおり、もともと料金改定は必要な状況であったところに県水の値上げが加わったということで、審議会でも様々な議論が出ました。果たして30%でいいのか、もっと上げたほうがいいのではないかという議論もありました。その中で、県水の値上げもあるので、経営戦略では25%程度の値上げを言っておりましたが、もうちょっと上乘せして30%程度でということになったのですけれども、このままいくと、当然、もって5年とかそのぐらいの使用料収入ではないかなという推計はされております。したがって、経営戦略のほうも5年ごとに見直しを行わなければいけないということになっておりますので、またその見直しのときに今の料金の体系でこの料金収入で水道事業が果たしてやっていけるのか検証させていただきまして、また厳しい状況が見受けられるようであれば料金改定のほうを行ってきたいというふうな考えでおりますので、今回の改定で水道事業は安泰だという考えでいるわけではございませんので、そこら辺はご了承くださいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員）　ありがとうございます。

滑川町は県水100%だと思います。県水100%の自治体というのがどれくらいあるか分からないのですが、県水の値上げに伴って水道料金が改定されるというのが大きな流れの一つだと思うのですが、県水100%の滑川町というのは周辺自治体に比べて値上げ率というのは上げ幅としては大きいほうになるのでしょうか。

○委員長（原　徹委員）　上下水道課、お願いします。

○上下水道課長（宮島栄一）　上下水道課長、お答えさせていただきます。

県水100%の市町村は滑川町のほかに吉見町が同じく県水100%でございます。そのほかは大なり小なり県水から受水をしている市町村はございますが、取りあえず吉見町に関しましても値上げは多分25%程度の引上げ、しかもしたのは県水が上がる前に改定をしておりますので、それを見込んでいのか見込んでいないかはちょっと分からないのですが、令和6年度に改定を行った段階でいいますと25%程度の引上げだったと思います。あと、小川町のほうでも同じく引上げをしているのですが、そちらもたしか25%程度の引上げだったかなというふうに聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原　徹委員）　上野委員。

○2番（上野葉月委員）　分かりました。

それから、水というのは生きるのに必要なところ、必須なものです。なので、公共が行うことになっている、私の企業が行うものではないものになっているという仕組みで日本はずっと来ていると思うのですが、なので、公費、税金が入っていくというのは、ある程度、当然の事業かなというふうに私は思うのです。その中で使用料だけでやっていくというのはそもそも考え方としてどうなのかなというふうには思うのですが、割合として、全体に係るコストのうち使用料と、それから最終的に税金で入れていく金額というところ、何%ぐらいを最終的な目標に考えてこの戦略及び使用料というのを立てているのですか。

○委員長（原　徹委員）　上下水道課、お願いします。

○上下水道課長（宮島栄一）　上下水道課長、お答えいたします。

基本的に水道事業会計は一般会計から繰入れを行っておりませんので、税金投入率はゼロ%という考えでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（原　徹委員）　上野委員、お願いします。

○2番（上野葉月委員）　分かりました。

次の質問です。35ページなのですが、支出のところで老朽管更新工事というのがあります。ここで8,360万円なのですが、この更新工事というのは全体の減価償却資産として固定資産として入っている中での何%ぐらいがこの更新工事8,360万円に当たっているのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前１０時４９分）

再 開 （午前１０時５０分）

○委員長（原 徹委員） 再開します。

上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 上下水道課副課長、神田が答弁申し上げます。

今回、老朽管の更新工事につきましては1.25%の更新ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○２番（上野葉月委員） 1.25%ということで、お聞きしたのは、滑川町が持っている給水管のうちどれくらいの割合で定期的な更新というのでできているのかなというところでお聞きました。

1.25%で、ちなみに、老朽管というところの定義というか、判断というのはどのように行っているのでしょうか。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 老朽管の定義なのですが、固定資産税につきましては40年なのですが、更新計画につきましては1.5倍、布設から60年を経過したものについて老朽管という形で定義を設けて更新作業を行っております。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○２番（上野葉月委員） 今、老朽管というふうに定義されるものは全体のどのくらいになりますか。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 今、更新計画の中で、令和２年から更新計画に基づき、実施、工事をしているのですが、令和16年までに4.1%の老朽管を更新し、なおかつ耐震化していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○２番（上野葉月委員） どんどん管が古くなってくると思うのですが、そうすると、布設したところから年数がたってだんだんと耐用年数の60年を超したものが全体的な割合としては年数がたつごとに増えていく。その増えていった割合というのが現時点でどれくらいあるのかなというのをお聞きしたくて、例えばこの4.1%が、現時点でも令和２年時点でもいいのですが、全体のうちの4.1%で仮にあったとして、そのところで毎年1.25%の更新工事ができているのであれば、大体60年を超して、例えば二、三年内のうちに更新の工事がほぼほぼ全て100%でできてい

るという状況なのか、それともあまり追いついていない状況なのかというところが知りたいです。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 布設から60年たつ管路につきましては令和16年度までには49%に達する予定でございます。その後、更新計画をいたしますと22.6%に減少するということになりますが、ゼロ%にならないので、今後につきましては更新計画につきましても定期的に見直ししながら事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 上野委員。

○2番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

上水ではなくて下水ではあるのですが、やっぱり管の老朽化、そして良好な状態で給水ができるかというところは、これから固定資産が古くなる上で懸念というか、気になるところなのでお聞きしました。そんなに楽観的な状況ではないのかなというところが分かりました。ありがとうございます。

質問は以上です。

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑ありませんか。

阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

滑川町の水道料金なのですが、県内でいっても50番目、要するに高い順からいうとかなり低いほうではないかなというふうに思うのですが、この中で滑川町の1立方メートルという、単価が115円50銭でいいのですか。違った。

○委員長（原 徹委員） 質問ですか。

○5番（阿部弘明委員） はい。質問です。

○委員長（原 徹委員） 金額の確認ということで。

○5番（阿部弘明委員） 金額、まず確かめたい。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、よろしいですか。

○5番（阿部弘明委員） 私の資料と違っていると。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員、語尾のところをしっかりとっていただくと分かりやすいと思いますのでお願いします。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。

○委員長（原 徹委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時56分）

再 開 （午前10時57分）

○委員長（原 徹委員） 再開します。

上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 上下水道課、高坂が阿部委員の質問にお答えいたします。

滑川町の実際料金化した水道の料金、有収水量というのですけれども、現金化になったお金の水量、そちらを実際の使用料で割った単価は146.71円となっております。

以上です。

〔「146円」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） ちょっと私のこの資料、これ県の資料だと思うのですけれども、末端の水道料金ということで令和5年4月1日現在ということになっているのです。家庭用、口径20ミリで1か月20立方メートル使用時の1立方メートル当たりの料金というふうに書いてあるのだけれども、これ違うか。では、ちょっと後で。何か県の料金、要するに高い順から低い順までの表ってあるでしょう。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課さん、大丈夫ですか。お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 県のほうの発表している資料なのですが、そちらについては、県水、県のほうから滑川町に配水した水量で割ったものとなっております。私のほうが今お答えしたのは実際の滑川町でお金に換算できた水量のほうでお答えいたしましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 要するにその金額で請求しているということでもいいのですね。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） あくまでもそちらは単価のほうになりますが、実際には、基本料金1か月当たり880円、それから20立米を使用したものに対して単価のほうを掛けさせていただいております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 各自治体の一覧表があるだろうというふうに思うのですけれども、その料金表ですね。これで一番安い自治体というのはどこでしょう。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 手持ちの資料になります。一部入っていない市町村もございますが、1か月当たり、口径が20、それから20立米を使用時の金額、こちらは嵐山町が現在安い金額となっております。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。

それで、嵐山町、隣町なのですけれども、県水の割合が低いのですけれども、なぜ安いのかなというふうに単純な疑問なのですけれども。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 嵐山町につきましては県水の受水割合が大変低いというそういったことが想定されます。滑川町は100％県水なのですけれども、嵐山町については県水の受水率が23.9％と80％ほども滑川町とその辺の状況が違いますので、また嵐山町は工業団地もございますので、そういったところで実際の水道料金の収入額が異なってくるのかなと思います。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 県水を入れていないということは、嵐山町は、地下水、井戸水か何かでやっていますか。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） そちらにつきましては、各市町村によって取水をどこから取っているかというのが異なります。川から取水している市町村もありますれば、地下水また井戸水などを使用している市町村もございます。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 滑川町、どういう歴史的な経過で100％の県水になったのかというのは分かりますか。先ほどお答えがあったように滑川町と吉見町だけが100％県水なのかなというふうに思うのですけれども、なぜかなという単純な疑問です。教えていただければ。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 阿部委員さんの質問に答弁させていただきます。

以前は、県水及び市水、東松山のほうから分水をしていただいております。しかしながら、年度は正確にお答えできないので経過だけ説明させていただきたいと思うのですが、東松山市のほうから分水を受けていたのですが、法令に基づきまして分水協定で滑川町に分水するのは好ましくないという形で指導が入りまして、吉見系統と東松山市のほうは2割、県水が8割の比率で給水しておったのですが、先ほどの法令に基づきましてあまり好ましくないということで、県のほうが行田浄水場のほうから嵐山を経由しまして配水場に入れる方式を実施いたしました。それによって県水100％という形で今現在運用しているところでございます。

そもそも滑川町につきましては水源が乏しいということで、事業の当初から懸念されていたもの

につきまして東松山市から分水を受けるということで水道事業を開始した経緯がございますので、その辺もご理解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） これからどう、ずっと県水100%でいかざるを得ないのか、それとも別の何か方法があるのか、そんなことは水道の方たちはお考えは何かありますか。

○委員長（原 徹委員） 上下水道課、お願いします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 阿部委員さんの質問につきましては、災害時等のことを考えていらっしゃるのかなと思うのですが、いわゆる自己水を持っていれば県水100%でなくても災害のときに県水が駄目になっても自己水を利用して供給できるというふうな形で、2系統の受水方法を検討したほうがいいのではないかということ言われているのかなと思うのですが、滑川町の受水方法につきましては、吉見系統と行田系統、2本の系統で配水場に入れておりますので1系統が万が一災害等で断水されておっても行田系から持ってくるのが可能になりますので、危機管理の部分につきましては自己水を持たなくても供給できると考えております。

以上です。

○委員長（原 徹委員） 阿部委員。

○5番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○委員長（原 徹委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第27号 令和7年度滑川町水道事業会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（原 徹委員） 賛成全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（原 徹委員） 次に、議案第28号 令和7年度滑川町下水道事業会計予算の議定についての審査を行います。

宮島上下水道課長に説明を求めます。

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第28号 令和7年度滑川町下水道事業会計予算の議定について、お許しをいただいておりますので、着座にてご説明をさせていただきます。

なお、水道事業同様、議案及び予算書の内容につきましては、本会議の一括上程時にあらかじめ説明をさせていただきますので、前年度より変更のあったものなど主なものを中心に説明をさせていただきます。

企業会計予算書の69ページをお開きください。令和7年度滑川町下水道事業会計事項別明細書より説明をさせていただきます。収益的収入及び支出の初めに収入について説明をさせていただきます。

款1 公共下水道事業収益は、前年度より1,553万6,000円増額の3億6,222万6,000円を計上いたしました。項1 営業収益、目1 下水道使用料は1億9,800万円で、こちら各ご家庭から下水道管に流れた汚水量によって算定し、お支払いをしていただいている料金でございます。有収水量は125万4,103立米を見込んでおります。項2 営業外収益でございますが、1億6,416万6,000円で前年度より1,453万6,000円の増額でございます。目3 他会計補助金で626万4,000円、目4 長期前受金戻入で857万2,000円増額したことが増額の主な要因でございます。他会計負担金は起債の利子償還や事業費への補填分に、補助金は減価償却費への補填費となっております。

続きまして、款2 農業集落排水事業収益は、前年度より1,489万1,000円増額の1億2,001万6,000円を計上させていただきました。項1 営業収益、目1 農業集落排水使用料1,620万円は、下水道事業と同じく上水道の使用水量によって汚水量を換算し、算定をしております。接続件数は微減を想定しているため、前年度より80万円の減額となっております。

70ページを御覧ください。項2 営業外収益は1億381万6,000円で、前年度より1,569万1,000円の増額となっております。目1 他会計負担金、目2 他会計補助金、目3 長期前受金戻入がそれぞれ増額されたことによるものが要因となっております。目1 他会計負担金は4,841万5,000円、目2 他会計補助金は2,279万8,000円で、公共下水道事業同様、負担金は起債の利子償還や事業費への補填分に、補助金は減価償却費への補填費となっております。

款3 公共浄化槽事業収益は前年度より6万8,000円増額の2,869万2,000円を計上いたしました。項1 営業収益、目1 浄化槽使用料1,219万8,000円は、月の定額使用料を水道料金と一緒に2か月ごとに請求をさせていただきます。設置戸数についても増加実績に基づき算出をいたしました。また、使用料とは別に年1回以上の清掃を行うこととなっており、主に汚泥の引き抜きに係る経費でございますが、こちらも設置戸数から換算して計上をしております。実施した際には前述の使用

料に上乗せをして請求をしております。この実施に関しましては利用者への連絡を別途個別にさせていただきます。

項2 営業外収益は1,649万4,000円で、前年度より34万2,000円の減額となっております。目1 他会計負担金は951万9,000円、目2 他会計補助金は262万1,000円で、前述の2事業同様に負担金は起債の利子償還や事業費への補填分、補助金は減価償却費への補填費となっております。

続きまして、収益的支出の説明とさせていただきます。款1 公共下水道事業費用は、前年度より3,250万7,000円減額の3億5,981万7,000円を計上いたしました。項1 営業費用、目1 管渠費は2,056万7,000円で前年度より2,953万7,000円の減額となっております。次ページの節3 委託料の都市計画法及び下水道法認可業務委託の終了により3,630万円が減額されたことが主な要因となっております。目2 流域下水道維持管理負担金1億2,700万円は、県に支払う市野川流域下水道維持管理負担金で前年度より400万円の増額でございます。目3 業務費1,357万1,000円は、前年度より988万9,000円の減額となっております。こちらは、下水道使用料等改定業務委託が令和6年度に完了したことによる減額が主な要因でございます。目4 総係費2,286万8,000円は、前年度より198万9,000円の減額でございます。総務政策課に算出していただいた人件費と例年計上しております事務的経費等が主なものでございます。

73ページをお開きください。目5 減価償却費は、下水道施設の固定資産減価償却費として前年度より1,484万円増額の1億4,898万9,000円を計上いたしました。項2 営業外費用は1,932万2,000円で、前年度より1,033万2,000円の減額でございます。項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費1,432万2,000円は、起債等の借入金償還に係る利子分の償還金でございます。前年度より143万2,000円の減額となっております。目2 消費税は500万円で、前年度より890万円の減額となっております。

款2 農業集落排水事業費用は、前年度より727万8,000円増額の1億1,990万9,000円を計上いたしました。項1 営業費用1億1,057万6,000円は、前年度より797万2,000円の増額でございます。目1 管渠費及び目2 処理場費は、管渠や処理場の維持管理や汚泥引き抜き等の維持管理業務の費用でございます。業務内容は前年度と同様ですが、賃金や物価の高騰により前年度より増額となっております。

74ページをお開きください。目4 総係費827万1,000円は、下水道事業同様、総務政策課で算出していただいた人件費と例年計上しております事務的経費等が主なものとなっております。前年度よりも142万円の減額でございます。目5 減価償却費は、農業集落排水施設の固定資産減価償却費として前年度より899万7,000円増額の5,544万円を計上いたしました。

次ページ、75ページを御覧ください。項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費は523万3,000円で前年度より69万4,000円の減額となっております。起債等の借入金償還に係る利子分の償還金です。

款 3 公共浄化槽事業費用は、前年度より 2 万 1,000 円増額の 2,869 万 2,000 円を計上いたしました。

項 1 営業費用、目 1 浄化槽費 1,339 万 1,000 円は、前年度 12 万 9,000 円の増額でございます。町が本事業によって設置した浄化槽の維持管理に係る費用で算定基礎となる汚泥引き抜き量、対象基数については収入の浄化槽使用料の数量と同じでございます。ほぼ前年度並みの予算となっております。

目 2 総係費 580 万 7,000 円は、前年度より 38 万 9,000 円減額でございます。前述の 2 事業同様、総務政策課で算出していただいた人件費と例年計上しております事務的経費が主なものとなっております。

76 ページを御覧ください。目 3 減価償却費は、公設浄化槽施設の固定資産減価償却費として前年度より 35 万円増額の 697 万 4,000 円を計上いたしました。項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費 42 万円は、起債等の借入金償還に係る利子分の償還金でございまして、前年度より 6 万 9,000 円の減額でございます。

77 ページを御覧ください。資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。初めに、資本的収入からご説明をさせていただきます。

款 1 公共下水道事業資本的収入は、前年度より 3,566 万 6,000 円増額の 1 億 9,123 万円を計上いたしました。項 2 企業債は、市野川水循環センターの建設費を流域 3 町で案分した負担分の滑川町分の支払いに充てる財源として起債を起こすものであります。令和 7 年度の本町の負担額として県より示されております算定額として 8,180 万円を計上いたしました。前年度より 3,880 万円の増額でございます。項 3 他会計負担金は、企業債償還元金分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分で、前年度より 313 万 3,000 円減額の 1 億 743 万円を計上いたしました。

続きまして、款 2 農業集落排水事業費資本的収入は、前年度より 342 万 9,000 円減額の 3,425 万円を計上いたしました。項 1 他会計負担金は、下水道事業同様、企業債償還元金分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございまして、前年度より 342 万 9,000 円減額の 3,145 万円を計上いたしました。

続きまして、款 3 公共浄化槽事業資本的収入は、前年度より 1,313 万 1,000 円減額の 1,557 万円を計上いたしました。項 1 負担金及び分担金 112 万 5,000 円は、公設浄化槽を設置する際の個人負担分でございます。前年度より 110 万 1,000 円の減額でございます。人槽ごとに金額を定めておりまして、令和 7 年度は各人槽合わせて 10 基分を計上させていただいております。項 2 他会計負担金 271 万 5,000 円は、下水道事業同様、企業債償還元金分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございます。項 3 企業債、目 1 企業債 180 万円は、公設浄化槽設置事業の町負担分の浄化槽事業の借入金でございます。項 4 国庫補助金 543 万円は、公設浄化槽設置事業の国庫補助金が循環型社会形成推進交付金として交付されるもので、補助率は 2 分の 1 となっております。項 5 県補助金 450 万円は、県より浄化槽整備事業補助金として交付されるもので、本体設置費 1 基につき 50 万円の補助とされております。企業債、国庫補助金、県補助金は、前年度より設置基数が減少している

ことからそれぞれ前年度よりも減額の計上となっております。浄化槽 1 基に係る費用はこれら国、県の補助金、個人の分担金、町の補填額で財源の確保をしております。

続きまして、収益的支出の説明をさせていただきます。78ページをお開きください。款 1 公共下水道事業資本的支出は、前年度より3,212万4,000円増額の 1 億9,146万3,000円を計上させていただきました。項 1 建設改良費、目 1 公共下水道管渠建設改良費214万1,000円は、前年度より356万1,000円の減額でございます。令和 7 年度は、大きな管渠埋設等の計画がないことから減額とさせていただいております。目 2 流域下水道建設負担金は、前年度より3,881万8,000円増額の8,189万1,000円を計上いたしました。財源は起債で充当させていただきます。項 2 企業債償還金 1 億743万1,000円は、前年度より313万3,000円の減額でございます。起債等の借入金償還に係る元金分の償還金です。

次に、款 2 農業集落排水事業資本的支出は、前年度より342万9,000円減額の3,425万2,000円を計上いたしました。項 1 建設改良費、目 1 建設改良費は、主に公共ますのない土地に新設するための費用が主なものでございまして、節 1 工事請負費に 4 か所相当の280万円分を計上いたしました。項 2 企業債償還金3,145万1,000円は、起債等の借入金償還に係る元金分の償還金でございまして、前年度より342万9,000円の減額でございます。

続きまして、款 3 公共浄化槽事業資本的支出は、前年度より1,208万4,000円減額の1,667万8,000円を計上いたしました。項 1 建設改良費は1,396万2,000円で、前年度より1,219万9,000円の減額でございます。公設浄化槽の設置工事の費用が主なものでございまして、令和 7 年度は各人槽合計で10基の設置を想定しており、それに伴う浄化槽本体の購入費と設置工事費を合わせた額1,086万2,000円を節 1 工事請負費に計上させていただきました。また、設置者への補助金として節 2 補助金に310万円を計上しております。項 2 企業債償還金271万6,000円は、起債等の借入金償還に係る元金分の償還金でございます。前年度より11万5,000円の増額となっております。

以上、令和 7 年度下水道事業会計当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（原 徹委員） 説明が終わりました。

宮島上下水道課長より説明員の紹介をお願いします。

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長の宮島でございます。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・経営担当（高坂真理子） 上下水道課副課長、高坂と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道課副課長兼主席主幹・施設担当（神田 等） 上下水道課副課長施設担当の神田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道課主任・施設担当（柳岡俊哉） 上下水道課施設担当の柳岡と申します。よろしくお願

いたします。

○上下水道課主査・経営担当（西須弘明） 上下水道課経営担当、西須と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道課主事・施設担当（根岸大智） 上下水道課施設担当の根岸と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道課主事・料金担当（酒巻 萌） 上下水道課料金担当、酒巻と申します。よろしくお願いいたします。

○上下水道課長（宮島栄一） 以上、7名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原 徹委員） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 質疑なしと認めます。
これをもちまして質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（原 徹委員） 討論なしと認めます。
これをもちまして討論を終結します。
これより議案第28号 令和7年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてを採決します。
本案は議案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（原 徹委員） 賛成全員です。
よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○委員長（原 徹委員） 以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

委員会の審査並びに議事の進行につきましては、委員各位並びに執行部、説明員の皆さんの誠意と熱意あるご発言をいただき、当委員会の目的が達成されましたことに感謝とお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和7年度滑川町各会計当初予算に関わる予算審査特別委員会を閉会します。
大変ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 予算審査特別委員会原徹委員長、西宮俊明副委員長をはじめ、委員各位、

町執行部と説明員の皆様には、2日間にわたって午前9時からの開会にもかかわらず、真剣かつ熱心なる質疑をいただき、感謝申し上げます。この予算審査特別委員会の審査を受け、原徹委員長には後刻審査報告を議場で行っていただくことになります。

明日12日は午前10時に本会議を開き、議案審議を行います。よろしくお願いします。本日はお疲れさまでした。

(午前11時29分)

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年3月11日

臨時委員長

委員長

署名委員

署名委員

署名委員